保安専門技術者指導事等事業実施要領

高圧ガス保安協会

保安専門技術者指導事等事業実施要領

平成10年 1月27日制定 平成30年 7月 5日改正

1. 目的

LPガス消費者保安の高度化を実現する一方策として、保安技術や新技術に対し高度な専門技術を有する「保安専門技術者」を養成し、また、保安専門技術者向け情報提供システムにより保安専門技術者の技術力の維持・向上を図り、この技術者を通じて保安技術等の効率的な移転、普及を行うことにより、LPガス販売事業者、保安機関等LPガス関係事業者が行う自主保安活動を支援するとともに、一般消費者等の保安意識の更なる向上を図ることを目的とする。

2. 保安専門技術者

- 2.1 保安専門技術の種類
 - ① CO中毒事故防止技術
 - ② 埋設管保安高度化技術
 - ③ バルク供給技術
 - ④ 燃焼器設置施工技術高度化
 - ⑤ 集中監視技術
 - ⑥ 大型ガス消費機器設置・保全技術
 - ⑦ 法令指導
 - ⑧ 保安業務指導
 - ⑨ 設備工事施工·維持管理技術
 - ⑩ 業務用厨房のメンテナンス
 - ① LPガス災害対策
- 2.2 保安専門技術者

保安専門技術者は、都道府県LPガス協会(以下「県協会」という。)から推薦を受けて、高圧ガス保安協会が行う所定の講習の課程を修了し、「保安専門技術者証」の交付を受けている者とする。

- 2.3 保安専門技術者証の有効期限
 - ① 保安専門技術者証の有効期限は、2.1の保安専門技術の種類毎に5年間とする。 なお、期限の起算日は、保安専門技術者養成講習を修了した日の属する年度の翌 年度の開始日とする。
 - ② 平成26年度以前に保安専門技術者証の交付を受けている者の有効期限は、 次の表によるものとする。

平成26年度以前の保安専門技術者証の有効期限(経過措置)

取得年度	有効期限	備考
平成26年度	平成32年3月31日まで	5年間
平成25年度	平成31年3月31日まで	5年間
平成24年度以前	平成28年3月31日まで	

2.4 保安専門技術者の公表

高圧ガス保安協会は、「ホームページ」において、保安専門技術者の氏名、保安専門技術の種類、保安専門技術者証番号、所属会社等の所在地の都道府県名を公表する。

3. 保安専門技術者養成講習

3.1 保安専門技術者養成講習の実施

保安専門技術者養成講習(以下「講習」という。)は、地域普及事業の円滑な実施を図るため、2.1の保安専門技術の種類のうちから適宜選択し実施するものとする。

3.2 講習の講師

講習の講師は、2.1の保安専門技術の種類について専門的知識・経験を有する者であって、高圧ガス保安協会から委嘱された者を充てるものとする。

3.3 講習の内容

保安専門技術者が講習会又は個別技術指導等の地域普及活動を行うために必要な 技術、法令等の習得のための講習内容とする。

3.4 講習受講者の推薦

講習受講者は、県協会が推薦するものとし、その対象者は当該保安専門技術に関連する経験又は知識を有しており、地域の保安や技術普及などの指導者として地域普及活動を実施できる者とする。

なお、LPガス関連団体からの推薦は、上記対象者を当該県協会を通じて行わせるものとする。

3.5 講習修了の証明

高圧ガス保安協会会長は、講習を修了した者に対し保安専門技術の種類を明記した「保安専門技術者証」を交付する。

4. 保安専門技術者への情報提供

- 4.1 高圧ガス保安協会は、保安専門技術者の技術力の維持・向上のため、保安専門技 術者向け情報提供システム(ホームページ及びメールマガジン。以下「情報提供シ ステム」という。)により 保安専門技術者が地域普及活動を行うに必要な情報を 提供する。
- 4.2 高圧ガス保安協会は、情報提供システムによる電子情報の提供を受けられない保 安専門技術者に対しては印刷物等により情報を提供するものとする。

5. 保安技術普及委員会等

- 5.1 講習の基本方針等及び情報提供システムの内容を審議するため、高圧ガス保安協 会液化石油ガス部に保安技術普及委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 5.2 委員会には、情報提供システムに関する専門的事項を調査審議するためのWeb サイト分科会を設置し、ホームページ又はメールマガジンごとに担当する委員により開催するものとする。
- 5.3 委員会には、講習に係る教材及びカリキュラム等の検討、情報提供システムに関するコンテンツ内容の検討を行うための講習分科会を設置し、保安専門技術の種類毎に講師による講師会議を開催する。

なお、各講師会議の構成者には、委員会の委員1名を含めることとし、当該委員 は、当該講師会議を代表する。

5.4 委員会には、専門的事項を調査審議するため、前2号の規定による分科会等の他、 必要に応じ分科会、ワーキンググループ等を設けることができる。

附則 本要領の改訂は、平成13年4月1日から実施する。

附則 本要領の改訂は、平成14年4月30日から実施する。

附則 本要領の改訂は、平成15年6月 9日から実施する。

附則 本要領の改訂は、平成22年4月1日から実施する。

附則 本要領の改訂は、平成27年4月1日から実施する。

附則 本要領の改訂は、平成30年7月5日から実施する。

新旧対昭表
(改正案)
保安専門技術者指導事等事業実施要領

	平成30年7月5日
新	単
 5.1 講習の基本方針等及び情報提供システムの内容を審議するため、高圧ガス保安協会液化石油ガス部に保安技術普及委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 5.2 委員会には、情報提供システムに関する専門的事項を調査審議するためのwebサイト分科会を設置し、ホームページ又はメールマガジンごとに担当する委員により開催するものとする。 5.3 委員会には、講習に係る教材及びカリキュラム等の検討、情報提供システムに関するコンテンツ内容の検討を行うための講習分科会を設置し、水子ムに関するコンテンツ内容の検討を行うための講習分科会を設置し、保安専門技術の種類毎に講師による講師会議を開催する。なお、各講師会議を構成者には、委員会の委員1名を含めることとし、当該委員は、当該講師会議を代表する。 5.4 委員会には、専門的事項を調査審議するため、前2号の規定による分科会等の他、必要に応じ分科会、ワーキンググループ等を設けることができる。 6.4 委員会には、専門的事項を調査審議するため、前2号の規定による分科会等の他、必要に応じ分科会、フーキンググループ等を設けることができる。 	 5. 保安技術普及委員会等 5.1 講習の基本方針等及び情報提供システムの内容を審議するため、高圧ガス保安協会液化石油ガス部に保安技術普及委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 5.2 委員会には、専門的事項を調査審議するため、必要に応じワーキンググループを設けることができる。 5.3 講習実施に必要なカリキュラムの作成、講義内容等の調整、情報提供システムに関する情報収集、加工等のため、講習の種類ごとに講師による講師会議を開催するものとする。 なお、講習を実施しない技術についての講師会議については、情報提供システムに関する審議内容とし、複数の技術について合同で開催するものとする。 なお、講習を実施しない技術についての講師会議については、情報をおいまるとができるものとする。

講習カリキュラム

 法
 令
 指
 導

 保
 安
 業
 務
 指
 導

 C
 O
 中毒事故防止技術

 L
 P
 ガス災害対策

平成30年度 保安専門技術者養成講習(法令指導)カリキュラム

(講習日程:1日)	日 内容・ポイント等	・スケジュール、講習概要等の説明(事務局)	・LPガス法の成りたちと高圧ガス法との関係	§等 ・販売事業の登録	・販売事業の承継等	・標識の掲示	·業務主任者	・液化石油ガスの貯蔵施設	・LPガスの規格	・書面の交付	・販売の方法	・供給設備・消費設備	・完成検査	·保安教育等	・帳簿の記載	· 報告	・事故届	・認定液化石油ガス販売事業者	・保安業務を行う義務	・保安業務の内容	・ 認定	・バルク供給点検	事が存化石油ガス設備工事	・特定液化石油ガス設備工事	・講義の理解度、習熟度及び保安専門技術者としての基本知識を確認しする。
	世	ガイダンス	1. LPガス法	2. 販売事業者が行う申請等		3. 販売事業者の役割と責務													4. 保安業務				5. 液化石油ガス設備工事		6. 確認テスト
	串	09:50~10:00	10:00~10:30 (30分)	10:30~11:15	(45分)	11:15~13:45	(60分)	(休憩60分を挟む。)											$13:45\sim14:45$	(60分)			$14:45\sim15:45$	(60分)	$15:45\sim16:00$ (15分)

平成30年度 保安専門技術者養成講習(保安業務指導)カリキュラム

(講習日程:1日)							
	内容・ポイント等	事務局)			ットの説明及び質疑応答	・周知の実施機会、時期と方法・周知の工夫・周知の話法例 等	・緊急時連絡業務、業務の流れと完了、トラブル事例 ・緊急情報の種類(電話、集中監視) ・緊急情報の種類(電話、集中監視) ・緊急情報に対する連絡方法(電話、集中監視、販売事業者と保安機関への連絡方法など) ・緊急時受付及び受信情報、出動要請について ・連絡不能時の対応 等 ・緊急時対応の責務と体系 ・出動英請の確認と出動判断基準 ・出動体制(出動要員の編成・システム・携行品、応援・協力の要請など) ・現場状況の把握 ・広急措置とその後の対応 ・大災等における対応 ・素後の処置、連絡、記録等 ・応急情と過減について等 ・事後の処置、連絡、記録等 ・事後の処置、連絡、記録等 ・事後の処置、連絡、記録等 ・事後の処置、連絡、記録等
		・スケジュール、講習概要等の説明(事務局)	・供給設備の点検技術・バルグ供給点検	·消費設備の調査技術 ・点検器具等の取扱い等	・1号業務から7号業務に係るヒヤリハットの説明及び質疑応答	・周知の内容 ・周知のポイント ・周知実施者のレベルアップ	・緊急時連絡業務、業務の流れと完了、トラブル事例 ・緊急情報の種類(電話、集中監視) ・緊急情報に対する連絡方法(電話、集中監視、販売事業者と保安機関へ ・運給不能時の対応 等 ・緊急時対応の責務と体系 ・出動要請の確認と出動判断基準 ・出動体制(出動要員の編成・システム・携行品、応援・協力の要請など) ・現場状況の把握 ・技総停止と漏えい検査 ・素後の処置、連絡、記録等 ・表質と訓練について等 ・実際に災害が起きてしまった場合
	科目	ガイゲンス	1. 供給設備の点検	2. 消費設備の調査	3.ヒヤリハット事例	4. 周 知	5. 緊急時連絡・緊急時対応
	時間	09:50~10:00	$10:00\sim12:00$ (120%)	13:00~15:00 (120分)	$15:00\sim16:00$ (60%)		

平成30年度 保安専門技術者養成講習(CO中毒事故防止技術)カリキュラム

(講習日程:1日)

内容・ポイント等	・スケジュール、講習概要等の説明(事務局) ・ガスの燃焼/不完全燃焼とCOの発生/CO中毒について	・燃焼器の概要/特監法のあらまし/燃焼器別給排気設備工事の要点	・厨房における給排気・業務用厨房で発生したCOの動き	・CO中毒事故の発生状況 ・CO中毒事故の主な発生原因と事例(個人用住宅等・業務用施設等) ・事故事例のまとめ及び再発防止対策 ・CO中毒事故に係る判例	・消費者に対する燃焼器の正しい取扱方法に関する周知 ・安全装置のない燃焼器の事故事例/燃焼器の安全装置 ・燃焼器等の調査項目と判定方法/CO濃度測定方法及び判定基準/交換誘導事業 ・長期使用製品安全点検制度	・業務用施設の環境 ・業務用施設で発生した事故、トラブルについて ・メンテナンスの必要性 ・ガス機器の正しい使い方/厨房機器のチェックポイントと対策 ・業務用厨房の事故防止対策について/清掃メンテナンスのポイント/CO濃度測定方法及び判定基準	・家庭用CO警報器/業務用換気警報器/警報器を設置した消費者への周知 ・警報器鳴動時の事例 ・LPガス警報器	・燃焼器の正しい取扱い方法に関する周知 ・警報器を設置したお客様への周知 ・業務用厨房での清掃及びメンテナンス	
奉	ガイダンス 1. 燃焼とCOの基礎知識	2. 燃焼器の設置工事	3. 厨房における給排気	4. CO中毒事故事例等	5. 安全装置のある燃焼器への交換促進	6. 業務用厨房での事故防止	7. 保安機器等	8. 周知	9. まとめ、質疑応答、教材紹介等
盟	$09:50 \sim 10:00$ $10:00 \sim 10:30$ (30%)	10:30~11:15 (45 <i>分</i>)	11:15~12:00 (45 <i>分</i>)	13:00~14:00 (60分)	14:00~14:30 (30分)	14:30~15:00 (30分)	15:00~15:30 (30¾)	$15:30\sim15:45$ (15%)	$15:45\sim16:00$ $(15\cancel{\beta})$

(講習日程:1日)

平成30年度 保安専門技術者養成講習(LPガス災害対策)カリキュラム

内容・ポイント等	・スケジュール、講習概要等の説明(事務局) ・LPガス災害対策マニュアル作成の経緯 ・東日本大震災における津波の脅威 ビデオ映像 ・A版】・昨今に発生した自然災害とLPガス関連の被害状況 写真+説明 ・東日本大震災で提言された14の対応策	L ・LPガス販売事業所における設備・機器面の対応 ・地震及び津波による物理的被害の防止 (資料:B版】・LPガス容器からのガスの漏洩・放出防止 ・各地での取組み(高知県の指導基準)	・情報収集の発信とタイミング ・中核充てん所の現状(344カ所) ・C版】・企業の枠を超えた点検調査の推進 ・防災協定の見直し ・中央連絡会議と顧客保安データの確保 ・流出LPガス容器の回収体制	・都道府県LPガス協会の役割 ・LPガス販売事業者の役割 ・都道府県LPガス協会等の防災体制・災害対策 ・ハザードマップの活用、避難勧告と避難指示 ・LPガス災害対策ビデオの説明	- 講習する地域における災害対策ついてのディスカッション・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・
並	ガイダンス 1. 最近の自然災害状況と14の対応策 【資料:A版】	2. LPガス設備の災害対策強化 (資料:B版]	3. LPガス災害対策に係る体制整備 【資料:C版】	4. LPガスの災害対策の実態 【資料:D版】	5. フリーディスカッション等
聖	09:50~10:00 10:00~11:10 (70分)	11:10~11:50 (40分)	12:50~13:40 (50 <i>\$</i> })	13:40~14:30 (50 <i>5</i>))	14:30~16:00 (90分)

講習アンケート調査結果

- ▼保安専門技術者養成講習アンケート調査結果一覧表
- ▼講習アンケート調査票(法令)・結果記載
- ▼講習アンケート調査票(保安)・結果記載
- ▼講習アンケート調査票 (CO)・結果記載
- ▼講習アンケート調査票(災害)・結果記載

保安専門技術者養成講習修了アンケート調査結果 平成30年度 保安専門技術者指導等事業

#	21	1,112	%	71%	27%	1%	1%	%	13%	%89	%95	%8	%	%02	36%	%95	39%	32%	21%	4%	4%	213
Ų□	2	212	人数	96/	296	10	14	人数	7	33	29	4	人数	148	75	119	82	89	108	6	8	2
(害対策		208	%	%29	31%	%0	3%	%	13%	% E9	26%	%8	%	%29	37%	54%	46%	38%	40%	12%	%0	3
LPガス災害対策	9	23	人数	140	65	1	9	人数	7	33	29	4	人数	32	19	28	24	20	21	9	0	23
毒事故 技術	9	296	%	81%	18%	%0	1%						%	73%	49%	%59	%59	41%	%89	2%	3%	8
CO中毒事故 防止技術	2	37	人数	240	53	0	3						人数	27	18	24	24	15	25	2	1	38
務指導		280	%	72%	28%	%0	%0						%	%//	34%	%69	78%	30%	%09	2%	2%	9
保安業務指導	2	26	人数	201	78	0	1						人数	43	19	33	16	17	28	-	3	99
法令指導		328	%	%99	30%	3%	1%	/	/	/	/	/	%	%59	78%	25%	27%	24%	25%	%0	%9	9
法令	2	99	深丫	215	100	6	4	/	/	/	/	/	傑丫	43	19	34	18	16	34	0	4	99
科目	講習回数	(左)アンケート回収数 (右)アンケート項目累計数	1. 講習会全般(理解度)(*)	①良く理解できた	②ある程度理解できた	③難しかった	④無回答	2. フリーディスカッション(重複可)	①難しかった	②役に立った	③意見交換や他人の意見が聞けて参考になった	④無回答	3. 講師をする場合気をつける点(重複可)	①事例を用いて説明する	②プロジェクター、OHP等を活用	③わかりやすい言葉遣い	④ビデオを活用する	⑤体験談を交える	⑥事故事例を説明する	②その他	8無回答	講習科目別修了者数

*) カリキュラム項目毎に理解度を確認することから、科目毎にアンケート項目数が異なるため、科目毎にその総数をもって講習会全般の理解度とした。

受講番号

平成30年度 保安専門技術者養成講習(法令指導) 講習アンケート調査票

会場: 合計

日 程:

該当する事項に〇を、()内にはお考えをご記入ください。

- I. 講習に関するものについて
- 1. この講習を受けられての感想について
- (1) 講習全般について

科目	良く 理解できた	ある程度 理解できた	難しかった	無回答
LPガス法	43	21	1	0
販売事業者が行う申請等	41	20	4	1
販売事業者の役割と責務	48	15	2	1
保安業務	42	22	1	1
液化石油ガス設備工事	41	22	1	1

【ご意見欄】

(例えば、難しいと感じたり、改善して欲しいと思った「カリキュラム、講義、テキスト」等の該当部分を具体的にご記入ください。)

- また開催して欲しい。
- ・特定消費設備については、あまりなじみがなかった。
- ・全体的にわかりやすかった、講習時間がやや短いと思った。
- ・講習時間が適当でとてもよかった、講習も全てに関して、わかりやすくとてもよかった。
- ・届出関係について、具体的に表等で一覧を示された方が判りやすい様に感じた。
- ・大変わかりやすく説明いただき、ありがとうございました。
- ・スライドがテキストと同じでも写してくれた方がいい。
- ・「日本におけるLPガスの歴史」は、カリキュラムとして長いと感じる。むしろ承継についての説明を長くして欲しい。
- ・後半、話のスピードが早すぎた。
- ・申請に関しては十分にテキスト及び法規集を読み込む必要を感じた。
- ・LPガス法~役割と責任の説明については全体的に説明して頂きよくわかったが、重要と思われる部分をもう少し深堀りして詳しく説明いただけたら良かったと思う(広く浅く→部分的でも詳しく)。
- ・大変良く理解できましたが、もう少しゆっくりお願いしたい。
- ・日常の業務内容についての講習だったので、理解しやすかった。
- ・通常の販二、設備士再講習と比べてレベルが高く、専門的で中途半端に分からなかった点もよく分かった。
- ・非常に分かりやすい講習だった、社内でも講義内容を広めていきたいと思った。
- 非常に分かりやすかった。
- ・テキスト用の用語の定義と統一を徹底してもらいたい。
- ・テキストP.37の変更認可申請の項目や保安業務規程の内容、P.3~7の変更等については、多岐にわたり理解が難しい。
- ·とても分かりやすかった。
- とても丁寧でわかりやすかった。
- ・保安技術者として知識をもってなければならないことは十分理解しているが、実際に従事しない事項に関しては、少 し難しかった。

2. 今後地域普及事業で講師をする場合、どういうところに気をつけますか(重複可) 無回答:4

事例を用いて説明する 43名
 プロジェクター、OHP等を活用する 19名
 わかりやすい言葉遣い 34名
 ビデオを活用する 18名
 自分の体験談をまじえる 16名
 事故事例を説明する 34名

- ・講師経験はないが、先生の指導内容を参考に取組みたいと思う。
- 経験を伝えた方が伝わりやすいと思う。
- ・時間配分に気をつけ、早口になりすぎないようにしたいと思う。
- ・法律も現場ももっと経験を積んでから講師をやらせて頂きます。現状では全く通用いたしません。
- ・事業者が疑問に思う事項を丁寧に説明する、例えば「火気の件」「設備士の再講習」等
- ・講師をする上で写真等がある事故事例を提供して欲しい。
- ・素材の提供希望(動画、スライド、写真等)
- ・具体的な申請書等の例示

受講番号

平成30年度 保安専門技術者養成講習(保安業務指導)

講習アンケート調査票

会	場:	合	計	
В	程·			

該当する事項に〇を、()内にはお考えをご記入ください。

- I. 講習に関するものについて
- 1. この講習を受けられての感想について
- (1) 講習全般について

科目	良く 理解できた	ある程度 理解できた	難しかった	無回答
供給設備の点検	46	10	0	0
消費設備の調査	44	12	0	0
ヒヤリハット事例	38	18	0	0
周知	37	19	0	0
緊急時連絡・ 緊急時対応	36	19	0	1

【ご意見欄】

(例えば、難しいと感じたり、改善して欲しいと思った「カリキュラム、講義、テキスト」等の該当部分を具体的にご記入ください。)

- ・とてもわかりやすかった、ありがとうございます。
- ・経験談も含めて話をいただき、良く理解できた。
- ・たいへん勉強になった、事務局の皆様、講師の皆様ありがとうございました。
- ・テキストが見やすく、わかりやすかったので、教育に使用するには大変参考になる。
- ・大変わかりやすく説明いただきありがとうございました。
- ・周知、緊急時連絡・緊急時対応は、もう少し時間があれば、もっと多くの話が聞けたと思う。
- ・わかりやすく大変有意義でした。
- ・ヒヤリハット事例の動画は分かりやすい。
- ・ヒヤリハットの大きな要因はヒューマンエラーである、よってヒューマンエラーについての事例・解説を加えて頂きたい。
- 映像資料の利用。
- とても分かりやすかった。
- ・講習内容はわかりやすかったですが、その分時間がなかったようで、個人的には同じメニューであれば17:00まででも良かったと思う、今回2日間、大変勉強になり、ありがとうございました
- ・カリキュラム→ 時間が足りない。
- ・地域保安指導事業は2時間ですが、そもそも時間が少ない。今日くらいの時間配分で行えば理解度も高まると思う。 (現状では、つまみ食い的な説明で受講者に十分伝わらないと思う→経産省で制度の見直しが必要だと思われる。)
- ・根拠条文を教えて頂き、大変勉強になりました。
- ・かけ足での説明の部分があったので、もう少し講習時間が長いと良いと思う。

2. 今後地域普及事業で講師をする場合、どういうところに気をつけますか。(重複可)無回答:3

① 事例を用いて説明する43 名② プロジェクター、OHP等を活用する19 名③ わかりやすい言葉遣い33 名④ ビデオを活用する16 名⑤ 自分の体験談をまじえる17 名⑥ 事故事例を説明する28 名⑦ その他1 名

- 相手にわかりやすいように、丁寧に説明する。
- ・時間配分に気をつけ、早口になりすぎないようにしたいと思う。
- ・決められた時間内で何をポイントにするかを考える。
- ・講習のプロジェクターでの使用教材をDVDにして配布して欲しい。
- ・事例を挟みながら投影画像の説明をします。
- ・具体的な事故事例の動画・写真・詳細報告の資料がほしい(統計資料や経産省で出している簡易事例ではなく、 1件の事故についての詳細な報告が欲しい。
- ・わかりやすい具体性の高いものを紹介する。
- ・私の個人的感想ですが、販売店って案外わかっているようでわかってないので、できるだけわかりやすいように説明したいと思う(自分も言える立場ではないが)。
- ・塚口講師がお話したように、現場の体験談を話すことをする、調査・点検もれがないようマニュアルを作成し、同じレベルで行うことを説明する、時間配分を考える。
- ・科目毎の時間配分が慣れるまで大変だと思うので、事前準備をしっかりしたい。

受講番号

平成30年度 保安専門技術者養成講習 (CO中毒事故防止技術)

講習アンケート調査票

会	場:	合	計	
Я	程·			

該当する事項にOを、()内にはお考えをご記入ください。

- I. 講習に関するものについて
- 1. この講習を受けられての感想について
- (1)講習全般について

科目	良く理解	ある程度理解	難しかった	無回答
燃焼とCO中毒の基礎知識	31	6	0	0
燃焼器の設置工事	29	8	0	0
厨房における給排気	30	7	0	0
CO中毒事故事例等	33	4	0	0
安全装置のある燃焼器への交換促進	32	5	0	0
業務用厨房機器での事故防止	28	8	0	1
保安機器等	28	8	0	1
周知	29	7	0	1

【ご意見欄】

(例えば、難しいと感じたり、改善して欲しいと思った「カリキュラム、講義、テキスト」等の該当部分を具体的にご記入ください。)

- ・給気の必要性をいかに周知できるかがポイントになるのではと考えさせられた。
- ところどころビデオを織り交ぜてもらい、分かりやすかった。
- 限られた時間でどう伝えるか?が難しいと感じる。
- ・今回ビデオの内容が良かったので、今後使いたい。パワーポイントのデータを提供して頂けないでしょうか?
- ・業務用燃焼器の代表的なものだけでもCO測定の例を示して欲しい。
- ・新設の場合業務用機器はCOセンサーと連動しないと着火しない等はできないのでしょうか?
- ・「付けててよかったね」等、ビデオを含め、今後、重くしていっていただきたい
- ・LPガス保安技術者向けWebサイトの埋込型SWFファイルはダウンロードや動画編集がしにくいので、MP4ファイルを使用して欲しい。
- ・COの実験ビデオはもう少し金をかけ見映えのいいものにして欲しい。
- ・テキストの写真が小さいので、もう少し大きくして欲しい。
- ・奥深い所の話を聞ける事ができた、改めて事故事例から学ぶことの大切さを感じた、社員教育、消費者への 周知に力を入れたい。
- ・LP法規集も持参する必要があったのでしょうか。
- ・もう少し時間が欲しい。

2. 今後地域普及事業で講師をする場合、どういうところに気をつけますか。 (重複可)

無回答:1名

① 事例を用いて説明する27名② プロジェクター、OHP等を活用する18名③ わかりやすい言葉遣い24名③ ビデオを活用する24名⑤ 自分の体験談をまじえる15名⑥ 事故事例を説明する25名⑦ その他() 2名

- ・本日の講義で使用した映像資料を活用させて頂ければと思う。
- ・再講習を受講し、たいへん勉強となりました。久しくテキストの内容を確認できず、大幅な変更、又、業務 への取組みが重要視されている事がよくわかった。
- ・事故事例が最も効果がある。
- ・テストだけの説明でなく、ビデオ、体験談を交えることでメリハリある分かりやすい説明に心がけたい
- ビデオ紹介あり良かった。
- ・体験談は説得力があると思う、また言葉選びで、よく目で見ることも重要だと思う。
- ・ここでの講習で使用しているパソコンデータ、動画等を入手できれば講習しやすい。
- ・話し方の勉強になったので、参考にしたい。
- ・メーターや警報器等、実物を見てもらい説明する。
- ・事故再現ビデオが好評なので続編を望む。
- ・販売事業者の従業者は、たとえベテランであっても想像以上に「無知である」事を痛感します。今回の講師 の方もその事を強く言っておられた。今後の講習会においても、基本的な部分を省略せず説明していく事が 重要と思う。
- ・死亡を防ぐという観点からの講習としたい。

受講番号

平成30年度 保安専門技術者養成講習 (LPガス災害対策)

講習アンケート調査票

会	場:	合	計	
В	程:			

該当する事項に〇を、() 内にはお考えをご記入ください。

- I. 講習に関するものについて
- 1. この講習を受けられての感想について
- (1)講習全般について

科目	良く理解	ある程度理解	難しかった	無回答
14の対応策	33	18	0	2
LPガス設備の災害対策強化	39	12	0	2
LPガス災害対策に係る体制整備	33	17	1	2
LPガスの災害対策の実態	35	18	0	0

【ご意見欄】

(例えば、難しいと感じたり、改善して欲しいと思った「カリキュラム、講義、テキスト」等の該当部分を具体的にご記入ください。)・

- ・実体験の話をして、非常にわかりやすかった。参考になった
- ・少し早足で進み過ぎた印象
- ・テキスト(LP ガス災害対策マニュアル)とパワーポイント資料の関連が少しわかりずらかったように思った
- ・テキストが白黒であったのでプロジェクターと同じページを探すのが難しかった。カラー版にして欲しい。
- ・災害対策マニュアルの再確認やハザードマップの重要性を知った。
- ・もっと多くの受講者がいる状況での開催がいい。
- DVDを更新して欲しい。
- ・災害写真集がとてもよい。
- ・災害発生後の被害件数や流出本数の報告方法。
- ・どの程度の正確性目数値で報告するかが難しい、正確性を求めると時間がかかる?
- (2) フリーディスカッションについて(重複可)無回答:4
- ① 難しかった 7名
- ② 役に立った 33名
- ③ 意見交換や他人の意見が聞けて参考になった 29名

- ・災害復旧を面で行う点等について今後講習等があれば助かる。
- ・他社は容器固定具にベルト二重掛けを薦めている。
- 停電の件など。
- 災害に対しての意識がより深くなった。
- ・実際に災害時の対応、現場を経験された講師のお話を聞けて大変勉強になった。会社でも防災訓練に災害 発生時にどう動くのか考える勉強会も開き、いざという時に迷わないような体制を作れたらと考えた。
- ・現場の細かい事例が役に立つ、災害は準備8割、対応2割

- ・ハザードマップ上の会員販売店のデータ等の管理を見直してもらう必要があると思った。
- ・県協会としてやるべきことは山積みだが、一つ一つ手掛けて行き消費者が安心・信頼して使用してもらえるよう販売事業者店にも働き掛けていきたいと思う。
- ・社内では防災対策のルール化を徹底し対策体制を大幅に向上させていきたいと思った。
- ・今回の災害で今後の課題等、山ほどうかびあがったと思うが、そのあたりのところをもう少し聞けたらと思った。
- ・作成したハザードマップに需要家(3,000kg以上)を落としたものの活用法
- ・ハザードマップ、重要書類等改めて確認したい。
- ・事前対策、ハザードマップの活用、訓練等の大切さを知った。
- ・他の人々の話を聞けて良かった。
- 様々な立場の意見が聴けた。
- 大変参考になった。
- ・災害対策の重さを再認識した。
- 実体験が聞けてよかった。
- ・企業の方の考えていること。
- 各県の被害状況、対応。
- ・生の声が聞けて参考になった。
- 2. 今後地域普及事業で講師をする場合、どういうところに気をつけますか。(重複可)

事例を用いて説明する
 35 名

② プロジェクター、OHP等を活用する 19名

③ わかりやすい言葉遣い28 名

④ ビデオを活用する24 名

⑤ 自分の体験談をまじえる20 名

⑥ 事故事例を説明する 21 名

⑦ その他6 名

- ・経験している方の話は、重みがあると思う
- ・Webサイトだけでなく、講師用の資料(事例、写真等)をもう少し充実して欲しい。
- ・素材の提供をもっと積極的に行うべき、テキストは読めばわかるので、テキストに書かれていないことを 講義して欲しい。
- ・災害対策の訓練が必要だと思った。
- ・災害対策に正解はなく、やれることをやり続けることだと思う。
- ・いつ災害が発生しても良い体制作りが課題。
- ・ウチは大丈夫はダメ、台風対策、転倒防止、ハザードマップ

講習テキスト

- 1. LPガス販売事業の手引き【新旧対照表】
- 2. 保安業務ガイド「点検・調査」【新旧対照表】
- 3. 保安業務ガイド「周知」【新旧対照表】
- 4. 保安業務ガイド「緊急時対応・緊急時連絡」【新旧対照表】
- 5. 保安業務ガイド「ヒヤリハット」【新旧対照表】
- 6. CO中毒事故防止技術【新旧対照表】
- 7. LPガス災害対策マニュアル【新旧対照表】

LPガス販売事業の手引き

- 法手続、役割と責務 -

経 済 産 業 省 高圧ガス保安協会

LPガス保安技術者向けWebサイト http://www.lpgpro.go.jp/

LPガス販売事業の手引き(新旧対照表)

2018/09/03	華	・年度変わりよる更新・他のテキストとの整合化	・法令改正に伴う情報追加。
	29年度版	LPガス販売事業者に課せられた「役割と責務」を容易に省みることができるよう「法令研修テキスト」としてその概要をわかりやすくまとめましたので、日常の販売業務にご活用下さいますようお願いいたします。また、個々の詳細な内容については、法令集又は各種マニュアル等を併せて確認されるようお願いいたします。 なお、本テキストでの法令条文等は、平成29年3月末時点の法令を基にしております。	
	30年度版	LPガス販売事業者に課せられた「役割と責務」を容易に省みることができるよう「法令指導」の講習テキストとしてその概要をわかりやすくまとめましたので、日常の販売業務にご活用下さいますようお願いいたします。 また、個々の詳細な内容については、法令集又は各種マニュアル等を併せて確認されるようお願いいたします。 なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、平成30年4月1日時点の法令を基にしております。	3. 事業の一部承継 (1) 「承維」とは、ある液化石油ガス販売事業者が他の液化石油ガス販売事業者の権利 義務の全部又は一部を受け継ぎ、その権利義務に関して、その者と同じ位置に立つ ことであるから、一般消費者等が単に液化石油ガス販売事業者を変更した場合には、 そもそも「承継」に該当しません。 (2) その上で、一部承継の例としては、「第7回 液化石油ガス小委員会*(平成27年 12月18日開催)」の資料において「営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結 異等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売事業者に譲渡」したケースが例示さ れています(事例参照)。 (3) ただし、実際には様々な事業の承継の事例があると思われるので、各事業所の実 情に応じて、当該事例以外の承継については、所省行政庁に事前に確認してくださ い。 (4) 他方、保安関係の帳簿・書類など、保安業務を適正に行うために必要な書籍が確 実に引き継がれない一部承継については、供給開始時点検と同等の点検調査が必要 となります。 (5) なお、一部承継の際に必要となる手続きとしては、液化石油ガス砂で、各事業所の実 となります。 (5) なお、一部承継の原た必要となる手続きとしては、液化石油ガス砂で高 となります。 (5) なお、一部承継の際に必要となる手続きとしては、液化石油ガス販売所等変 となります。 (5) なお、日頃の液化石油ガス販売事業者登録や第8条の液化石油ガス販売事業積が 事業者が、A県から営業活動を撤退し、B県のみの販売所で販売事業を継続することとした。 権心するA県の一般消費者等については、他の液化石油ガス販売事業者に引き 継ぐこととした。 撤退するA県の一般消費者等については、他の液化石油ガス販売事業者に前き 業をこととした。 が過するA県の一般消費者等については、他の液化石油ガス販売事業者に譲渡し、 素をこととした。 が過するA県の一般消費者等については、他の液化石油ガス販売事業者に譲渡し、 を 表した。 を を を またいる またがの結果等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売事業者に譲渡し、 た。
	重	は い の な 女 本 大 女 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	P.10 21 行目

P.25	10. 帳簿の記載	10. 帳簿の記載	・表記、レイアウトの修正
	本文 省略	本文 省略	
	帳簿に記載すべき場合	帳簿に記載すべき場合	
	① 体積販売を行った場合	① 体積販売を行った場合	
	② 質量販売を行った場合	② 質量販売を行った場合	
	③ 残ガスを引き取った場合	③ 残ガスを引き取った場合	
	④ 14 条書面を交付した場合	④ 14条書面を交付した場合	
	⑤ 保安業務を委託した場合	⑤ 保安業務を委託した場合	
		⑥ 自ら保安業務を実施した場合	
	⑤ 貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合	⑦ 貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合	
	⑦ バルク貯槽の検査を行った場合	8 バルク貯槽の検査を行った場合	
	8 バルク貯槽の附属機器の検査を行った場合	③ バルク貯槽の附属機器の検査を行った場合	
	⑨ バルク容器の機器の検査を行った場合	⑩ バルク容器の機器の検査を行った場合	
	注1) 自ら保安業務を実施した場合、保安機関として帳簿の記載が必要です。(規則 第131 条第9項)		
	注2) 帳簿に記載すべき場合の詳細は、「規則第 131 条」を参照してください。	注)帳簿に記載すべき場合の詳細は、「規則第 131 条」を参照してください。	
	[別紙 (左欄) のとおり]	[別策 (右種) のとおり]	
P.55	 特監法の概要 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年5月10日法律第33号 以下「特監法」という。) において特定ガス消費機器の設置または変更の工事を行う者(特定工事事業者)は、・・・以下、省略 	 特監法の概要 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和 54年 5月 10 日法律第 33 号 以下「特監法」という。) 特定ガス消費機器の設置または変更の工事を行う者(特定工事事業者)は、・・・以下、省略 	・誤植の修正
P.58	接続具(下表参照)	接続具(右表参照)	・ 誤権の修正
図			
P.59	接続具(下表参照)	接続具(右表参照)	・誤植の修正
岡			
背表紙	奥付 (平成30年度版)	奥付 (平成29年度版)	・年度替わりによる更新

2. 事業の相続

事業主が死亡し、相続人(相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により事業を承継 すべき相続人を選定したときはその者をいいます。)が事業を承継する場合。

事業主が引退し、相続人が事業を承継する場合は事業の譲渡としての届出となります。

注)法人で代表者を変更したときは、販売所等の変更届となります。

相続の場合には次の書面を添付しなければなりません。(規則第10条第2項第2号・第3号) ① 販売事業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定 されたものにあっては、様式第8による書面及び戸籍謄本

② 販売事業者の地位を承継した相続人であって、①の相続人以外のものにあっては、様式 第9による書面及び戸籍謄本

〈解釈〉 法第10条は、事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があった場合を新規の登録の特例と して認めているもの。例えば、一部の販売所に係る事業の譲渡しの場合は、販売事業の登録又は 販売所等の変更の届出が必要となります。

渡すことであり、すべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡す 事業の全部の譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業について譲り ことをいいます。

相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含みません。

承継に伴って販売所等の名称の変更があった場合は、届書にその旨を付記しなければなりません。 【罰則】法第10条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者=10万円以下の過料 に処する。(法第104条第1号)

3. 事業の一部承継

(1)「承継」とは、ある液化石油ガス販売事業者が他の液化石油ガス販売事業者の権利義務の全部 又は一部を受け継ぎ、その権利義務に関して、その者と同じ位置に立つことであるから、一般消 費者等が単に液化石油ガス販売事業者を変更した場合には、そもそも「承継」に該当しません。

(2)その上で、一部承継の例としては、「第7回 液化石油ガス小委員会*(平成27年12月18日 開催)」の資料において「営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報 供給設備等の全てを当該販売事業者に譲渡」したケースが例示されています(事例参照)。

(3) ただし、実際には様々な事業の承継の事例があると思われるので、各事業所の実情に応じて、 当該事例以外の承継については、所管行政庁に事前に確認してください。 (4)他方、保安関係の帳簿・書類など、保安業務を適正に行うために必要な書類が確実に引き 継がれない一部承継については、供給開始時点検と同等の点検調査が必要となります。 (5)なお、一部承継の際に必要となる手続きとしては、液化石油ガス法第10条に定める全部 承継にはあたらないため、同条第3項の承継届出は不要ですが、別途、同法第3条第1項 の液化石油ガス販売事業者登録や第8条の液化石油ガス販売所等変更届出等が必要に *:経済産業省 産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会 なる場合があります。

〈事例〉 液化石油ガス法における一部承継の事例

2県(A県、B県)にまたがり複数の販売所を設置していた液化石油ガス販売事業者が、A県から 営業活動を撤退し、B県のみの販売所で販売事業を継続することとした。

徹退するA県の一般消費者等については、他の液化石油ガス販売事業者に引き継ぐこととし、 A県における販売事業に係る営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報 供給設備等の全てを当該販売事業者に譲渡した。

9

(H29年度版)

2. 事業の相続

事業主が死亡し、相続人(相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により事業を承継 すべき相続人を選定したときはその者をいいます。)が事業を承継する場合。

事業主が引退し、相続人が事業を承継する場合は事業の譲渡としての届出となります。

注)法人で代表者を変更したときは、販売所等の変更届となります

① 販売事業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定 相続の場合には次の書面を添付しなければなりません。(規則第10条第2項第2号・第3号)

② 販売事業者の地位を承継した相続人であって、①の相続人以外のものにあっては、様式 されたものにあっては、様式第8による書面及び戸籍謄本 第9による書面及び戸籍謄本 〈解釈〉 法第10条は、事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があった場合を新規の登録 の特例として認めているもの。例えば、一部の販売所に係る事業の譲渡しの場合は、販売 事業の登録又は販売所等の変更の届出が必要となります。

ついて譲り渡すことであり、すべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、

事業の全部の譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業に

帳簿等を譲り渡すことをいいます。

承継に伴って販売所等の名称の変更があった場合は、届書にその旨を付記しなけ 相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含みません。

ればなりません。

【罰則】法第10条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者=10万円以下の過料 に処する。(法第104条第1号)

10

10. 帳簿の記載

販売事業者は次の場合に、その事項を販売所ごとに帳簿に記載し、記載の日から2年間 保存しなければなりません。(法第81条、規則第131条) ただし、書面交付に係るものについては契約終了まで、4年に1回以上の頻度で実施する 点検調査に係る事項にあっては、次に実施されるまで保存しなければなりません

帳簿に記載すべき場合

- ① 体積販売を行った場合
- ② 質量販売を行った場合
- ③ 残ガスを引き取った場合
- ④ 14条書面を交付した場合
- ⑥ 貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合 ⑤ 保安業務を委託した場合
- ⑦ バルク貯槽の検査を行った場合
- ⑧ バルク貯槽の附属機器の検査を行った場合 ⑨ バルク容器の機器の検査を行った場合
- 注1) 自ら保安業務を実施した場合、保安機関として 帳簿の記載が必要です。(規則第131条第2項)
- 注2) 帳簿に記載すべき場合の詳細は、「規則第131条」を参照してください。
- 〈解釈〉集団供給及び業務用等で帳簿に配置図又は供給管及び配管等の状況が記載できない 場合にあっては、別途図面を作成して保管し、帳簿に別途保管している旨を記載しておく ことにより、必要な場合、直ちに取り出せるような体制をとっておくことが必要です。
- 【罰則】法第81条第1項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、 又は帳簿を保存しなかった者=20万円以下の罰金に処する。(法第101条第5号)

販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、販売事業の登録をした行政庁に、その事業 年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を、報告 しなければなりません。(法第82条、規則第132条)

注)報告様式については通達第132条(報告)関係を参照。(様式1)

(報告書の押印、署名に関する事項の削除等)平成21年3月19日改正

をした者=20万円以下の罰金に処 による報告をせず、又は虚偽の報告 【罰則】 法第82条第1項又は第2項の規定 する。(法第101条第4号)



25

10. 帳簿の記載

(H29年度版)

販売事業者は次の場合に、その事項を販売所ごとに帳簿に記載し、記載の日から2年間 保存しなければなりません。(法第81条、規則第131条) ただし、書面交付に係るものについては契約終了まで、4年に1回以上の頻度で実施する 点検調査に係る事項にあっては、次に実施されるまで保存しなければなりません

帳簿に記載すべき場合

- ① 体積販売を行った場合

② 質量販売を行った場合

- ③ 残ガスを引き取った場合
- ④ 14条書面を交付した場合
 - ⑤ 保安業務を委託した場合
- ⑥ 自ら保安業務を実施した場合
- ⑦ 貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合
- ⑧ バルク貯槽の検査を行った場合
- ⑨ バルク貯槽の附属機器の検査を行った場合
 - ⑩ バルク容器の機器の検査を行った場合

注)帳簿に記載すべき場合の詳細は、「規則第131条」 を参照してください。 〈解釈〉集団供給及び業務用等で帳簿に配置図又は供給管及び配管等の状況が記載できない 場合にあっては、別途図面を作成して保管し、帳簿に別途保管している旨を記載しておく ことにより、必要な場合、直ちに取り出せるような体制をとっておくことが必要です。 【罰則】法第81条第1項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、 又は帳簿を保存しなかった者=20万円以下の罰金に処する。(法第101条第5号)

販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、販売事業の登録をした行政庁に、その事業 年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を、報告 しなければなりません。(法第82条、規則第132条)

注)報告様式については通達第132条(報告)関係を参照。(様式1) (報告書の押印、署名に関する事項の削除等)平成21年3月19日改正

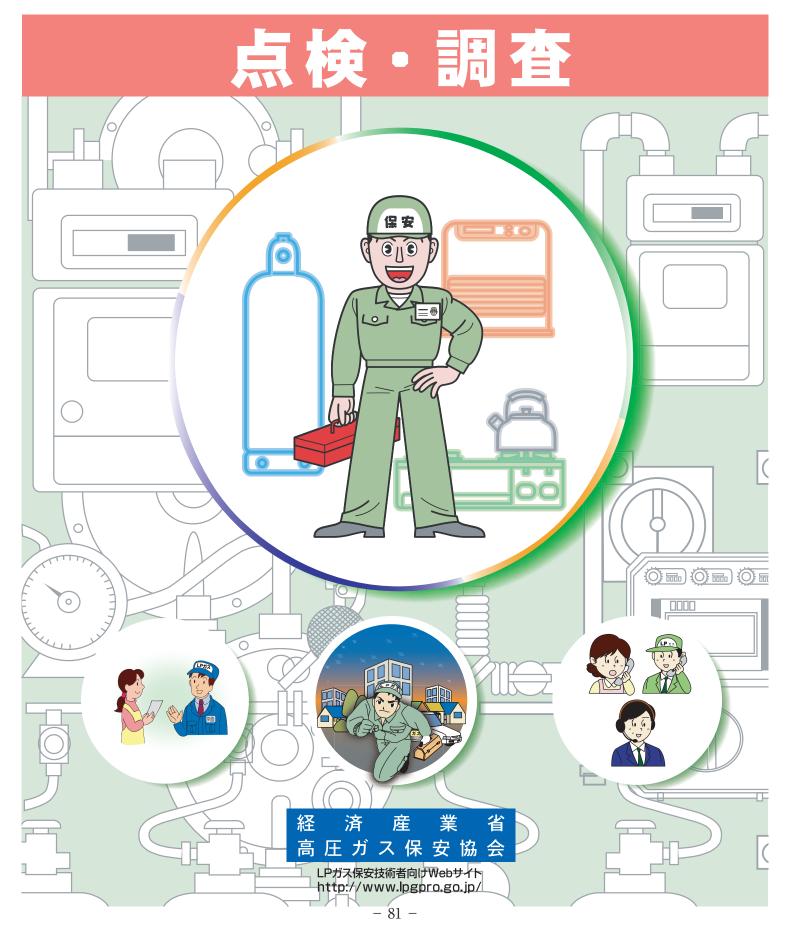
による報告をせず、又は虚偽の報告 をした者=20万円以下の罰金に処 【罰則】 法第82条第1項又は第2項の規定 する。(法第101条第4号)



25



保安業務ガイド



保安業務ガイド【点検・調査】(新旧対照表)

			2018/09/03
頁	30年度版	29年度版	華
はじめに ☆ ***********************************	本書の編集等について 本書は、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「点検・調査」時に実施すべき、 法令で規定された事項及び保安の確保に必要不可欠と考えられる事項について、より具 体的な業務上のポイントをわかりやすくとりまとめております。 なお、 <u>注令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、</u> 本書での法 令条文等は、平成 <u>30</u> 年4月1日時点の法令を基にしております。	本書の編集等について 本書は、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「点検・調査」時に実施すべき、 法令で規定された事項及び保安の確保に必要不可欠と考えられる事項について、より具 体的な業務上のポイントをわかりやすくとりまとめております <u>が、法令改正に伴う改訂、 年度替わりに伴う更新等を適宜行っております</u> 。 なお、本書での法令条文等は、平成 <u>29</u> 年4月1日時点の法令を基にしております。	・他の「保安業務ガイド」との整合・年度変わりよる更新
g.	3. 点検・調査項目及び回数(貯蔵設備が容器の場合) 供給設備点検に係る点検項目毎の点検の回数は表1-1~4に、消費設備調査に係る調査項目毎の調査回数は表1-5~6に各々記載した。	新規	・表1-1~6に係る留意事項を記載し、法令等との整合を明示。

で ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	点検項目 供 又 容 定期供給設備点検 参 給 は 器 1 4 認定事業者**1、2 照	点検項目 供 又 容 定期供給設備点検 参 給 は 器 1 4 認定販売事業者 照 月 交 年 年 1 10 1 5 ペ 協 1 換 に に 回 年 回 年 一 時 回 時 1 1 に に ジ 同 時 回 時 1 1 に に ジ 回 時 回 時 1 1 に に ジ 回 日 回 年 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	・表1-1~6に係る留意事項を記載し、法令等との整合を明示。・「○」を付した欄、参照ページのの欄の誤値を修正
P.6 表 1-4 表 1-5	0.0	以下省略	
	※1: 認定液化石油カス販売事業者、※2: 留意事項 (P.3) 「も認定液化石油カス販売事業者の特例措置」参照[別紙(左欄)のとおり]	[別紙(右欄)のとおり]	
P.12	Q10 受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者等が不在のために点検・調査のきなかった。どうすべきか。 A10 法令上、不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達(別添1)第34条(保安機関の業務等)関係(20160524商局第2号 平成28年6月8日改正)に定められている。当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすための工夫を行うこと。 たお、3回以上訪問しても消費者等から連絡等がない場合、調査拒否と同様の取扱いとすることができるが、この場合にあっては、消費者等先に訪問した際の記録*1、2を残すこと。(Q&A11参照)際の記録*1、2を残すこと。(Q&A11参照)***********************************	Q10 受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者が不在のために点検・調査できなかった。どうすべきか。 法分子 (不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達 (別添1) 第34条 (保安機関の業務等)関係 (20160524 商局第2号 平成28年6月8日改正)に定められている。当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすための工夫を行うこと。	・法令改正に伴う情報追加
¥-1 ₩	・フロー図の一部修正、注意書きの追記 [別紙(左欄)のとおり】	[別紙 (右欄) のとおり]	
P.35	①焼器の接続方法等 (供給・消費・特定供給設備告示第10条、例示基準45) 以下、省略	① 器の接続方法等以下、省略	
P.36 表 4-1 表題	表 4-1 燃焼器と末端ガス栓の接続方法	●燃焼器と末端ガス栓の接続方法(供給・消費・特定供給設備告示第10条、例示基準45)	
P.36 表 4-1	法令等との整合のため、図及び注意事項の変更、追加 [別紙 (左欄) のとおり]	[別紙 (右欄) のとおり]	・規則第 44 条第 1 号ル ・告示第 10 条 ・通達 20170316 通局第 10 号

	(規則第 44 条第 1 号ヲ、供給・消費・特定供給設備告示第 11 条)	(規則第44条第1号7、	:第1号フ、供給・消費・特定供給設備告示第11条)	・P. 36 の表 4-1 の変更に伴い、ページの名
	調査 法定 方法 自主	調査 法定方法 自主	判定基準・判定方法	「角巻」
	法・ホースガス栓以外のガス栓には金属製の栓 (プラグ等) が、ねじにより接続	拼	・可とう管ガス柱には金属製の柱 (プラグ等) が、ねじにより接続されている	
-	されていること。 法		こと。 ・上記以外のガス栓は、安全機構を内蔵しているもの(ヒューズガス栓等)を	
-	· 사고 보고	ш		
	注 ・安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、交	一	・安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、交	
			換すること。	
-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		• 金易 ***	
			· 自卧	
参				·P. 36 の表の移動に伴う、レイア
	【別紙(左欄)のとおり】		[別紙 (右欄) のとおり]	ウト変更
P.69	3. 点検・調査項目及び回数	3. 点検制度		「3. 点検制度」を表5-1~4
			バルク供給設備に係る点検は、特定供給設備以外のバルク供給設備の点検項目と頻	に係る留意事項として記載し、法
	表5-1~2に、特定供給設備については表5-3~4に各々記載した。		度(規則第 36 条第 1 項第 1 号ロ)と、特定供給設備の点検項目と頻度(規則第 36 条	令等との整合を明示。
		第1項第1	第1項第1号二)が定められている。なお、次回の点検の実施期限日に関して、実施	
	图 章 事 項	期限目前4	期限目前4月以内に行った場合は、当該目に点検を実施したものとみなす。(なお書き	
	●パルク供給設備に係る点検は、特定供給設備以外のパルク供給設備の点検項目と頻度(規則第	は、平成2	は、平成29年4月1日より施行。)	
		バルク供	バルク供給設備の点検は、次の頻度で実施する。	
	められている。		① 供給開始時(全項目)	
	Oバルク供給設備の点検は、次の回数(頻度)で実施する。	② 6 7 F	6ヶ月に1回以上または1年を超えない範囲で行う充てん作業時	
	1)供給開始時(全項目)		③ 1年に1回以上	
	2) 6ヶ月に1回以上または1年を超えない範囲で行う充てん作業時		2年に1回以上	
	3)1年に1回	6 4年以	4年に1回以上	
	4)4年に1回	点検頻度毎.	点檢頻度毎の点檢項目、点検方法、判定基準を特定供給設備以外についてはそれぞれ	
	・ の認定液化石油ガス販売事業者の特例措置 	表 5-1~表	表 5-1~表 5-2 に、 特定供給設備については表 5-3~表 5-4 に記載している。	
	1)第一号認定液化石油ガス販売事業者に限る。		A BIT HE SE TO A BEIT OF	
	2)10年に1回(規則第50条第2号)	4. ベルク紙	4. バルク供給設備の点検制度 する () ***・*******************************	
	3) 5年に1回(規則第50条第3号)但し、以下の要件を満たすこと。	本	特定供給設備以外のパルク供給設備の定期点検は、表5-1・表5-2に掲げる点層に エスキキシン ジョコ 中華 ままま サギュロ	
	認定対象消費者が設置する燃焼器(飲食店以外の場合にはガス湯沸器、ガスふろがま、	() () () () () ()	展曳目、点穣カ法およひ判疋基準に基つき点穣を美地する。	
	ガスストーブに係る燃焼器に限る。)の全てが以下のいずれかの要件を満たした場合。			
	イ.CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。			
	ロ. 不完全燃焼防止装置が付けられていること。			
	ハ、燃焼器が屋外式のものであること。(排気筒を屋内に設置する場合は、当該室内をイ.			
	の基準とすること。)			
	◆次回の点検・調査の実施期限日に関し、消費者ごとに基準月日を設け、その基準日の前4月以内			
	に実施すれば、基準日月日に実施・点検を実施したこととみなされる。(規則第36条第2項、			

点檢項目			#IĘ	点検の回数	回数		点檢項目			TLE	点検の回数	1数		・「3. 点検制度」を表5-1~4
	(世)	6 1	2	4	認定事業者**	奏者※1、2		世	9	1 2	4	認定販	認定販売事業者	に係る留意事項を記載し、法令等
	粉	H 中	平	#	10	5		绺	H	年	計	10	5	との整合を明示。
	噩	_			年	サ		噩	\			争	#	・「○」を付した欄の誤植を修正
	始	光			だ	낁		松	光			≥	万	
	世	۲			1	1		盐	٢			1	П	
	γ	٤.			П	П			~?			П	囯	
	毌	#15				% %			盐					
以下省略						\ \ \ \ \ \	以下省略					3		
		=	}	}				-	<u> </u>	-	} -			
 ※1:認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項 (P.69)「❷認定液化石油ガス販売事業者の特倒措置」参照	(P. 69) F	80認定》	液化石油	由ガス販	(売事業者の特	例措置」参照								
				[E	川紙(左欄)	[別紙 (左欄) のとおり]					[8]	紙 (右欄	[別紙 (右欄) のとおり]	_
· 奥付 (30年度版)							· 奥付 (29年度版)							・年度替わりによる更新

(H29年度版)

3. 点検・調査項目及び回数 (貯蔵設備が容器の場合)

供給設備点検に係る点検項目毎の点検の回数は表1-1~3に、消費設備調査に係る調査項目毎の調査 回数は表1-4~5に各々記載した。

①供給設備点検の点検項目と点検の回数(規則第36条第1項)、消費設備の調査項目と調査の回数(規則第37条第1項)が

容器交換時又は月1回
 1年に1回
 4年に1回

❸認定液化石油ガス販売事業者の特例措置

1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者に限る。
 2) 10年に「回(規則第50条第2号)
 3) 5年に「回(規則第50条第2号)
 3) 5年に「回(規則第50条第3号) 但し、以下の要件を満たすこと。
 20正対象消費者が設置する燃機を観りましたりがの場合にはガス消滞器、ガスふるがま、ガスストーブに係る燃焼器に限る。)の全てが以下のいずれかの要件を満たした場合。
 限る。)の全てが以下のいずれかの要件を満たした場合。

イ. CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。 ロ. 不完全燃焼防止装置が付けられていること。

八、燃焼器が屋外式のものであること。(排気筒を屋内に設置する場合は、当該室内をイの基準とすること。) ●次回の点検・調査の実施期限日に関し、消費者ごとに基準月日を設け、その基準日の前4月以内に実施すれば、基準日月日に

実施・点検を実施したこととみなされる。(規則第36条第2項、規則第37条第2項)

(1)供給設備

①貯蔵能力1トン未満

Θ	①貯蔵能力1トン未満							表]-]
		#		孤	定期供給設備点検	設備点	極	*
	日知今十	《結盟		1	4 ti	認定事業	認定事業者※1.2	/監。
	二位以	医织性	月一回 次換時	#に一回	井に一回	1 미 6 유	1 回年 ※2 に	<ーツ
~	設置場所	0	0				ı	P17
7	火気までの距離	0	0				1	P17
က	充てん容器の腐しょく防止措置	0	0				1	P19
4	充てん容器の温度上昇防止措置	0	0				1	P19
2	充てん容器の転落、転倒防止措置	0	0				1	P20
9	バルブ等の損傷防止措置	0	0				1	P20
7	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	0	0				1	P21
∞	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	0	0			0	1	P22
စ	地下室等に係る供給管の漏えい試験	0		0		0	ı	P23
10	白ガス管等の埋設管漏えい試験	0		0		0	ı	P23
7	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る)	0		0			1	P24
12	パルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥 (調整器からガスメーターまで)	0			0	0	1	P27
13	パルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しょく防止措置	0			0	0	I	P28
14	パルプ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	0			0	0	ı	P28
15	燃焼器の入口圧力	0			0	0	I	P31
16	危険標識	0			0		0	P34
17	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	0			0	0	I	P32

※1:認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.3)「®認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

3. 点検・調査項目及び回数 (貯蔵設備が容器の場合)

(1)供給設備

①貯蔵能力1トン未満

Θ	①貯蔵能力1トン未満							表1-1
		#		拉	明供給	定期供給設備点検	極	*
	日 哲 华 平	に 総 間		L-#	4 f	認定販売事	專業者	/個
	示使填 目	医投腔	月 一 公換時	바다느回	#U-回	- 回 6 # 3	- 回 라	<ーツ
_	設置場所	0	0				ı	P17
7	火気までの距離	0	0				1	P17
က	充てん容器の腐しょく防止措置	0	0				1	P19
4	充てん容器の温度上昇防止措置	0	0				1	P19
2	充てん容器の転落、転倒防止措置	0	0				ı	P20
9	パルブ等の損傷防止措置	0	0				1	P20
7	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで)	0	0			0	ı	P21
∞	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	0	0			0	ı	P22
စ	地下室等に係る供給管の漏えい試験	0		0			ı	P23
10	白ガス管等の埋設管漏えい試験	0		0			ı	P23
7	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置 (300kg以上の貯藏設備に係る供給管に限る)	0		0			ı	P24
12	, バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥 (調整器からガスメーターまで)	0			0	0	ı	P27
13	パルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しょく防止措置	0			0	0	I	P28
14	パルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	0			0	0	ı	P28
1	5 燃焼器の入口圧力	0			0	0	ı	P31
16	2 危険標識	0			0		0	P34
17	7 調整器の調整圧力及び閉そく圧力	0			0	0	ı	P32

က

(気を取扱う施設までの距離 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
(会を取扱う施設までの距離 0 0 0 10.7年の開催の間には置 0 0 0 10.7年の報告の間には置 0 0 0 10.7年の指揮の正措置 0 0 0 10.7年の指揮の正措置 0 0 0 0 10.7年を決定 (
気を取扱う施設までの距離 で大心容器の原しよく防止措置 10.7年の指傷防止措置 10.7年の損傷防止措置 10.7年の損傷防止措置 10.8年の投び液化石油ガスの適合性 17至等に係る供給管の漏えい試験 17年等の保税管の漏えい試験 17年等に係る供給管の震急遮断装置 22時に上措置 17年の距離 22時に上措置 17年の正離 17年の正確 17年の正確 17年の上本の 17年の上本の 17年の上本の 17年の上本の 17年の上本の 17年の上本の 17年の 1
2 C C 4 C O C C C C C C C C C C C C C C C

度 電 指置 大なの次陥(容器から罪 大なの次陥(容器から罪 大なの次陥 大なのが 大なのが 大なのが 大なのが 大ないが、自主保安として供 たいが、自主保安として供	ら調整器まで) 「●製定液化石注 供給設備(貯蔵)	金融 (1) (2) </th <th>Now, Ell District Control of the Con</th> <th>★ 注意 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</th> <th>次年 企業を表して 一件に ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</th> <th> 1</th> <th> 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型</th> <th>#</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>地下室等に係る供給管の漏えい試験</th> <th></th> <th>地下室等に係る供給管の緊急遮断装置</th> <th>0</th> <th></th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>0</th> <th>・配管及びガス栓の欠陥まで)</th> <th>で管の腐しょく防止措置</th> <th>バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験</th> <th>燃焼器の入口圧力(通常の供給設備の点検項目)**3</th> <th>0</th> <th>調整器の調整圧力及び閉そく圧力</th> <th>事業者、※2:留意事項(P.3)「の認定後化石油ガス度 質目ではないが、自主保安として供給設備(PP感能力3ト</th>	Now, Ell District Control of the Con	★ 注意 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	次年 企業を表して 一件に ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1	大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	#								地下室等に係る供給管の漏えい試験		地下室等に係る供給管の緊急遮断装置	0		0	0	0	0	0	・配管及びガス栓の欠陥まで)	で管の腐しょく防止措置	バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	燃焼器の入口圧力(通常の供給設備の点検項目)**3	0	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	事業者、※2:留意事項(P.3)「 の 認定後化石油ガス度 質目ではないが、自主保安として供給設備(PP感能力3ト
	度の次陥(容器か の適合性 試験 登の腐しよく防山 登備の点検項目) 2. 留意事項(P.3.	(全) (公文 (協) (会) (会) (会) (会) (会) (会) (会) (会) (会) (会		日	(2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		2		点検項	火気を取扱う施設までの距離	充てん容器の腐しょく防止措置	充てん容器の転落、転倒防止措置	バルブ等の損傷防止措置	お音・ガスを	気化石油ガス	音の漏えい	白ガス管等の埋設管漏えい試験	ら管の緊急遮		保安物件に対する障壁						バルブ・集合装置・供給管・配管】 (調整器からガスメーターまで)	は給管及び配	礼装置·供約	通常の供給記		なが閉そく圧	6事業者、※(現場日ではない)を項目ではない。

パルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥(容器から調整器まで) 調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性 地下室等に係る供給管の緊急遮断装置 地下室等に係る供給管の漏えい試験 点検項目 ③貯蔵能力3トン以上10トン未満 充てん容器の転落、転倒防止措置 白ガス管等の埋設管漏えい試験 充てん容器の腐しょく防止措置 火気を取扱う施設までの距離 パルブ等の損傷防止措置 保安物件との距離 滞留防止措置
 12 さく、へい等

 13 警戒標

 14 消火設備

 15 屋根又は遮へ
 9 11 1

00000

P18
P20
P20
P21
P23
P23
P24
P24
P24
P26
P26
P27
P27

000

00000000000000

0000

00000

00000

参照ページ

認定販売事業者 1 10 1 5 回年 回年 に

4年に一回

一年に一回

又は月1回容器交換時

供給開始時

定期供給設備点検

規則50条3号イ~八CO警報器連動遮断、不燃防機器、屋外式機器の場合5年周期検査有り
 17
 パルブ・集合装置・供給管及

 18
 パルブ・集合装置・気化装置・供給管及

 19
 燃焼器の入口圧力

 20
 危険標識

 21
 調整器の調整圧力及び閉そく圧力

2

P27 P28 P31 P34 P32

000

0000

0000

パルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験 パルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しょく防止措置

0

0

0

0

0

バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥 (調整器からガスメーターまで)

16

屋根又は遮へい板

- 89 -

2)消費設備	①体積販売

P35 P36 P38 P59 P23 P23 P35 P28 P28 P31 P61 P14 P41 P44 P49 参照ページ 0 0 0 00 0 0 00 定期消費設備調査 0 00 00 -0 0 0 0 0 0 0 00 0 0 00 000 -年に一回 又は月1回容器交換時 0000000000000 0 供給開始時 配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管の欠陥 燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月 地下室等に係る末端ガス栓と燃焼器の接続方法 気化装置の手動復帰式自動ガス遮断装置 調査項目 地下室等に係る配管の漏えい試験 白ガス管等の埋設管漏えい試験 末端ガス栓と燃焼器の接続方法 半密閉式燃焼器の給排気 配管の腐しょく防止措置 開放式湯沸器の給排気 密閉式燃焼器の給排気 予備ガス栓の取扱い 配管の漏えい試験 燃焼器の入口圧力 燃焼器の適合性 警報器 0 2 1

P35 P36 P38 P59

0 00 0 0

00000

0

00000000000000

気化装置の手動復帰式自動ガス遮断装置

末端ガス栓と燃焼器の接続方法

予備ガス栓の取扱い

9 0

燃焼器の適合性

警報器

P41 P44 P49 P13

00

00

0

P28

0

0

0 0

配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管の欠陥

配管の腐しょく防止措置

配管の漏えい試験 燃焼器の入口圧力

地下室等に係る末端ガス栓と燃焼器の接続方法

地下室等に係る配管の漏えい試験

白ガス管等の埋設管漏えい試験

P28 P31

00

00

P23 P23 P35

00

000

参照ページ

定期消費設備調査

170 回年 で に

4年に一回

一年に一回

又は月1回容器交換時

供給開始時

調査項目

(2)消費設備

①体積販売

※1:認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.3)「❸認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

2)質量販売

第1章 点検・調査の保安業務

表1-5 内容積20L以下の容器、内容積20L超25L以下(カップリング付容器用弁を有する)で 硬質管と接続されていない容器による消費及び移動消費

内容積20L以下の容器、内容積20L超25L以下(カップリング付容器用弁を有する)で

硬質管と接続されていない容器による消費及び移動消費

規則50条3号イ~//CO警報器連動遮断、不燃防機器、屋外式機器の場合5年周期検査有り

2質量販売

第1章 点検・調査の保安業務

燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月

半密閉式燃焼器の給排気

開放式湯沸器の給排気 密閉式燃焼器の給排気

13

参照ページ

-0

4年に一回 0 00

-年に一回

引渡し時したガスの

最初の引渡し時したガスの

調査項目

P65

Ī

0

000000

(5L以下の容器は除く。)

転落、転倒防止措置

温度上昇防止措置 腐しょく防止措置

パルブ等の損傷防止措置 (5L以下の容器は除く。)

調整器の欠陥及びLPガスに適合

調整器の調整圧力及び閉そく圧力

燃焼器の適合性

0 0 0 Ī

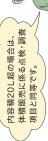
I

P65 P65 P65 P65 P65 P65

					定	定期消費	設備調1	重	48
	1		198 141	ķΩ; ŀℋi		4 f	認定事業	認定事業者※1.2	溫
		調宜項目	引渡し時人の		바냐ㅡ回	#に一回	1 미 6 전	1 回 ※ に	<ーツ
-	腐しょく防止措置		0			0	1	ı	P65
2	温度上昇防止措置		0			0	1	ı	P65
က	転落、転倒防止措置	(5L以下の容器は除く。)	0			0	ı	ı	P65
4	バルブ等の損傷防止措置	(5L以下の容器は除く。)	0			0	1	ı	P65
2	調整器の欠陥及びLPガス	に適合	0			0	1	ı	P65
9	調整器の調整圧力及び閉そ	<压力	0			0	Ι	I	P65
7	燃焼器の適合性		0			0	Ι	ı	P65
	燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、	、者の名称、型式、製造年月	0			0	Ι	I	P14
3	作业 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	图基克基 6 并非州土品下午大村 5 大石 R G 1 (2 G) 以州州 积 B · O ?	10 17 1	oth the other	4	A 11	4		

※1:認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.3)「❸認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

口. イ.以外による消費(移動消費は除く。)





- P13 0 内容積20L超の場合は、 体積販売に係る点検・調査 項目と同等です。 0 燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月

イ.以外による消費(移動消費は除く。)

Π̈.

9

(H29年度版)

10 受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者等が不在のために 点検・調査できなかった。どうすべきか。

A 10

当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等 に都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在 法令上、不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達(別添1)第34条(保安機 関の業務等)関係(20160524商局第2号 平成28年6月8日改正)に定められている。 である確率を減らすための工夫を行うこと。

なお、3回以上訪問しても消費者等から連絡等がない場合、調査拒否と同様の取扱いと することができるが、この場合にあっては、消費者等先に訪問した際の記録*1.2を残すこと。

(Q&A11参照)

*1 ガスメーター、電気メーター、水道メーターの指針記録等*2 連絡用往復はがき(不在連絡票)等の控え

保安機関は、不在の消費者に対し、いかに対応するのが望ましいのか。 <u>=</u>

基本的には、保安業務規程又は実施細則等でその対処方法を規定し、保安機関の責任に おいて対処せざるをえない。一般的な運用例を図1-4に示す。 E V

運用例 点検不能の場合、受託契約書の内容等により販売事業者へ戻す等の処理を行う。 最適子能の場合、受託契約書の内容等により販売事業者へ戻す等の処理を行うとともに、保安業務実施状況機合(様立)でに、西安敦、不整数を記載する。 可能な範囲で実施することが望ましい。 最初の不在時から使用して3回分を保管することが合理的 *通達(別添4)規則第132条(報告)関係(20161216商局第2号 平成28年12月27日改正) ▶ ▶ 連絡用往復はがき等の投函 ※4 約10日間保留と連絡待 連絡無 点検・調査不能の処理 仕 %ς' \leftarrow 在宅 出 再々訪問の事前連絡 点検·調査 4 在宅 仲彤 - Z * * % % ω 4

第1章 点検・調査の保安業務

第1章 点検・調査の保安業務

⊠1-4

12

■ 10 受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者が不在のために 点検・調査できなかった。どうすべきか。 法令上、不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達(別添1)第34条(保安機関

A 10

当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等 に都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在 の業務等)関係(20160524商局第2号 平成28年6月8日改正)に定められている。 である確率を減らすための工夫を行うこと。

💽 🝴 保安機関は、不在の消費者に対しいかに対応するのが望ましいのか。

基本的には、保安業務規程又は実施細則等でその対処方法を規定し、保安機関の責任に おいて対処せざるをえない。一般的な運用例を図1-4に示す。 E V

1-4 ※点検不能の場合、受託契約書の内容等により販売事業者へ戻す等の処理を行う。 ※調査不能の場合、受託契約書の内容等により販売事業者へ戻す等の処理を行うとともに、保安業務実施 状況報告 (様式2)*に、拒否数、不在数を記載する。 運用例 *選達(別添4)規則第132条(報告)関係(平成28年6月8日改訂) ▶ ▶ 運絡用往復はがき等の投函 約10日間保留と連絡待 連絡無 点検・調査不能の処理 中 * 在宅 計 再々訪問の事前連絡 仲 点検·調査 在宅 仕 仲船

表4-1 燃焼器と末端ガス栓の接続方法

(H29年度版)

機器接続ガス栓**10 機器接続ガス栓**12 ホースガス栓(コンセントロ)** ホースガス栓(ゴム管口)* 可とう管ガス栓 可とう管ガス栓 可とう管ガス栓 可とう管ガス栓 ねじガス栓**8 燃焼器用ホース(ガスコード) 金属フレキシブルホース 金属フレキシブルホース 燃焼器用ホース**7 金属フレキシブルホース**9 燃焼器用ホース**7 燃焼器用ホース※7 燃焼器用ホース** ガス用ゴム管 金属管**8 迅速継手(スリムプラグ) ゴム管口 #£3# #U#¢ #2¢ **シな 元止め式瞬間湯沸器**1 ふろがま**2 先止め式瞬間湯浦器 野湯湯浦器 ガスエンジン発電設備 ピルトイン型調理機器※3 ガスヒートポンプ 冷暖房機(GHP) 燃料電池発電設備 こんろ・炊飯器・ オーブン 排熱利用設備 ファンヒーター* FF式暖房機 衣類乾燥機*** コ・ジェネレーション **給湯·ふろ** Щ 黚 匨 蠍 乾 膃 ₽H 膃 嚻 移動式以外 移動式

以下の理由により、その使用を禁止している。 ①示止め式瞬間湯沸器を消費者自身で取り外してしまうこと(違法行為)があり、機器發続ガス性で接続されていた場合、 元止め式瞬間湯沸器に機器接続ガス栓を接続することについて法令上の規定はないが、機器接続ガス栓の製造会社等では

不安定な状態で放置される可能性があるため危険なこと。

②消費者がホームセンター等で購入した元止め式瞬間湯沸器を消費者自身が施工(特に取り外し時)等する際に配管用

不想消費設備關

浴室内に設置されたふろがまに、金属フレキシブルホースや機器接続ガス栓で接続を行うと、入浴中に人や物が当たること フレキ管を破損した事例があること。 × ×

でフレギ管に無理な力が加わる可能性があることから、浴室内に設置されたふるがまの接続には使用しないこと。 昇降機能付調理台にビルトインこんろを設置する場合は、燃焼器用ホースで接続すること。 ファンヒーター・FF式暖房機は、ガス機器のガス取入部の構造が迅速継手(スリムブラグ)またはねじであるため、ガス用ゴム管 % % & 4

衣類乾燥機は開放式のガス機器であり通常では移動式燃焼器として扱うが、排湿筒を接続し固定して使用する場合は移動式 以外の燃焼器とみなして扱われるので、ねじで接続すること。 燃焼器の接続部がTUおねじの時はTU接続とすること。(TU:デーパーユニオンねじ) による接続はしない。 % 22

(1) 燃焼器用ホースは、炎や熱が直接触れたり、機器の排気ガスにより高温になるおそれのある所及び日常の点検や取替が 容易に行えない隠ぺい部では使用しないこと。 9 %

(2) 燃焼器用ホースの代わりに「液化石油ガス用維手金具付低圧ホース(低圧ホース)」を用いる場合、以下に依ること。 ①接続具は、法令等に定められた専用のものとすること。

②屋内では鋼線入りのものを選択すること

移動式以外の燃焼器において、法令上、金属管の使用を認めているが、この場合、用いることができる未端ガス栓は、ねじガス ω ※

栓となるため、接続方法として推奨しない。[参照:「参考 硬質管等・ガス栓の種類等(P.37)」の「(2)ガス栓の種類」 FF式腰唇機に限る。移動式燃焼器と末端ガス栓を接続する硬質管等は、法令上「金属フレキシブルホース」の使用を認めて いるが、金属疲労によりガス漏えいの原因となることから、金属フレキシブルホースの製造会社では、FF式暖房機以外の使用 6 %

機器接続ガス栓は、配管用フレキ管で配管して移動式以外の燃焼器に直接接続する場合に使用されるガス栓。 ホースガス栓と接続管の接続口の形状が異なる場合は、接続具等を使用すること。

0 L 2 × × ×

移動式燃焼器と「機器接続ガス栓」とを接続することは、法令上、認められているが、金属疲労によりガス漏えいの原因となること から、機器接続ガス栓の製造会社では、その使用を禁止している。 [監修:(一社)日本エルビーガス供給機器工業会]

36

表4--1 ホースガス栓(コンセントロ)**2 機器接続ガス栓※1 ホースガス栓(ゴム管口)* 可とう管ガス栓 可とう管ガス栓 可とう管ガス栓 可とう管ガス栓 ねじガス栓 ■燃焼器と末端ガス栓の接続方法(供給・消費・特定供給設備告示第10条、例示基準45) 燃焼器用ホース(ガスコード) 燃焼器用ホース**3 金属フレキシブルホース 金属フレキシブルホース 燃焼器用ホース**3 燃焼器用ホース※3 燃焼器用ホース**3 ガス用ゴム管 金属管 迅速継手(スリムプラグ) コリタに ‡aじ™⁴ **ねじ**^{※4} ‡2°™ おじ。 元上め式爾閏湯淋器※5 先止め式瞬間湯沸器 貯湯湯沸器 ガスエンジン発電設備 ビルトイン型調理機器※7 ガスヒートボンプ 冷暖房機(GHP) こんろ・炊飯器・ オーブン ファンヒーター**8 FF暖房機 燃料電池発電設備 排熱利用設備 衣類乾燥機**9 ふろがま**6 コ・ジェネレーション **給湯·ふろ** 囲 膃 Щ 胀 쌫 ₽H 腏 4 HE 移動式以外 多動式

機器接続ガス栓は、配管用フレキ管で配管して移動式以外の燃焼器に直接接続する場合に使用されるガス栓。 ホースガス栓と接続管の接続口の形状が異なる場合は、接続具等を使用すること。 - 0 m

燃焼器用ホースは、炎や熱が直接触れたり、機器の排気ガスにより高温になるおそれのある所及び日常の点検や取替が容易に 行えない隠ぺい部では使用しないこと。

燃焼器用ホースの代わりに液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いる場合。屋内では鑽線入りのものを選択すること。 燃焼器の接続部がTUおねじの時はTU接続とすること。(TU:デーバーユニナンねじ) % % 4 %

元止め式瞬間湯沸器は所有者が取り外しすることがある。機器接続ガス栓で接続されていた場合、不安定な状態で放置される 可能性があり危険なことから、機器接続ガス栓は元止め式瞬間湯沸器の接続には使用しないこと。 9

第4章 定期消費設備調查

浴室内に影響されたガスふるがまに、金属フレキシブルボースや機器接続ガス柱で接続を行うと、入浴中に人や物が当れることでフレナ者に無理ながが近わる可能甘があることから、浴室内に設置されたガスが必が非の接続には使用しないこと。 昇解機所付割理台にプルインにんるを設置する場合は、熱疾器用ホースで終続すること。 ファンヒーター・FF暖 房機は、ガス機器のガス取入部の構造が迅速継手 (スリムプラグ)またはねじであるため、ガス用ゴム管 ≻ 8 ※ ※

による接続はしない。 衣類乾燥機は開放式のガス機器であり通常では移動式燃焼器として扱うが、排運筒を接続し固定して使用する場合は移動式 以外の蒸焼器とみなして扱われるので、ねじで接続すること。

6

[監修:(一社)日本エルピーガス供給機器工業会]

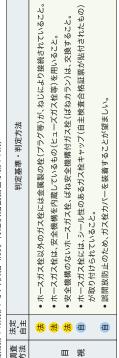
②予備ガス栓の取扱い

(規則第44条第1号ラ、供給・消費・特定供給設備告示第11条)

判定基準·判定方法	• 可とう管ガス栓には金属製の栓(プラグ等)が、ねじにより接続されていること。	◆上記以外のガス栓は、安全機構を内蔵しているもの(ヒューズガス栓等)を用いること。	 安全機構のないホースガス栓、ばね安全機構付ガス栓(ばねカラン)は、 交換すること。 	 ホースガス栓には、シール性のあるガス栓キャップ(自主検査合格証票が貼付されたものが取り付けられていること。 	• 誤開放防止のため、ガス栓カバーを装着することが望ましい。
法定 自主	兴	抵	採	•	•
調査 方法		Ш	は、		

②燃焼器と接続されていない末端ガス栓の取扱い

、規則第44条第1号ラ、供給・消費・特定供給設備告示第11条)



(1) 硬質管等の種類

①金属管 ②金属フレキシブルホース ③液化石油ガス用継手金具付低圧ホース(低圧ホース)

①末端ガス栓

④燃焼器用ホース ⑤ガス用ゴム管

(2) ガス栓の種類

• ホースガス栓(ヒューズ機構付きに限る。)、可とう管ガス栓(機器接続ガス栓*を含む。)がある。

* ガス栓の出口側接続部が回転する機構を有するガス栓[告示関係通達(20170316商局第10号 平成29年3月15日付)] ②中間ガス栓(ねじガス栓)

LPガスの消費設備で用いられるねじガス栓には、弁体構造が、ボール状のものと円柱状のものとの2種類

出口側に金属管を接続する場合に限り、ねじガス栓も末端ガス栓として使用できるが、可とう管ガス栓と 比較して栓の耐久性が低く、ロック機構がないため推奨しない。







中間ガス栓 (ねじガス栓)

(3) 硬質管等・ガス栓の選定について

①硬質管等(金属管を除く。)は、自主検定合格品(両端迅速継手付燃焼器用ホースはJIS認証品も可)を選定 ③迅速継手は、認証品であることを示す「JIA」、「LIA」、「JIS」のいずれかが印刷又は刻印されたものを選定すること。 ②ガス栓は、適合性検査合格証票が貼付されているものを選定すること。

燃焼器用ホース*(LIA)

※両端迅速継手付燃焼器用ホース(JIS認証品)は、証票にかわりホース部分に「JIS」の表示がされている。 金属フレキシブルホース(LIA) 図4-2 検査合格証票の種類の例

37

【監修:(一社)日本エルビーガス供給機器工業会】

参考 硬質管等・ガス栓の種類等

(H29年度版)

(1) 硬質管等の種類

②金属フレキシブルホース

③燃焼器用ホース(低圧ホース)

④ゴム管

(2) ガス栓の種類

①末端ガス栓

• ホースガス栓(ヒューズ機構付きに限る。)、可とう管ガス栓(機器接続ガス栓*を含む。)がある。

出口側に金属管を接続する場合に限り、ねじガス栓も末端ガス栓として使用できるが、可とう管 ガスと比較して栓の耐久性が低く、ロック機構がないため推奨しない。

*ガス栓の出口側接続部が回転する機構を有するガス栓[告示関係通達(20170316商局第10号 平成29年3月15日付)]









機器接続ガス栓

※平成20年10月以降、つまみは水色

▶ LPガスの消費設備で用いられるねじガス栓には、弁体構造 が、ボール状のものと円柱状のものとの2種類がある。

②中間ガス栓(ねじガス栓)

図4-1 末端ガス栓の種類

ねじガス栓

(3) 硬質管等・ガス栓の選定について

も可)を選定すること。

ものを選定すること。

①硬質管等(金属管を除く。)は、自主検定合格品(両端迅速継手付燃焼器用ホースはJJS認証品 ③迅速継手は、認証品であることを示す「JIA」、「LIA」、「JIS」のいずれかが印刷又は刻印された ②ガス栓は、適合性検査合格証票が貼付されているものを選定すること。

※両端迅速継手付燃焼器用ホース(JIS認証品)は、証票にかわりホース部分に「JIS」の表示がされている。

燃焼器用ホース**

金属フレキシブルホース

図4-2 検査合格証票の種類の例

[監修:(一社)日本エルビーガス供給機器工業会]



バルク供給設備に係る保安業務

1. バルク供給設備の点検

技術上の基準、規則第54条のパルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準に基づき設置された供給 販売事業者には、供給設備の点検義務が課せられ、規則第19条のパルク供給設備に係る供給設備の 設備で供給する時は、液石法第27条 (保安業務を行う義務) 第1項第1号により、供給開始時及び定期的に 点検を行うことが規定されている。

2. 点検の実施者

- ①保安業務は認定を受けている保安機関でなければ点検を実施することができない。
- 1)保安機関の認定を受けている販売事業者が自ら実施する。
 - 2)保安機関へ保安業務を委託する。

②バルク供給に係る点検実務を行える者

- 1) 液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者
- (平成12年4月1日以降の液化石油ガス設備士の再講習受講者又は資格取得者)
- 2) 販売主任者免状の交付を受けた者

(平成12年4月1日以降に業務主任者の講習受講者又は資格取得者)

3) 製造保安責任者免状の交付を受けた者

4) 業務主任者の代理者の資格を有する者(平成12年4月1日以降の資格取得者)

- 5) 充てん作業者

6) 保安業務員(平成12年4月1日以降の資格取得者)

3. 点検項目及び回数

点検項目毎の点検方法、判定基準及び点検の回数は、特定供給設備以外については表5-1~2に、特定 供給設備については表5-3~4に各々記載した。

■/v/hク供給設備に係る点検は、特定供給設備以外のパルク供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号)と、 特定供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号二)が定められている。

- のバルク供給設備の点検は、次の回数(頻度)で実施する。
 - 供給開始時(全項目)
- 2) 6ヶ月に1回以上または1年を超えない範囲で行う充てん作業時
- 3) 1年に1回
- ₿認定液化石油ガス販売事業者の特例措置 4) 4年に1回
- 第一号認定液化石油ガス販売華業者に限る。
 10年に1回(規則第50条第2号)
 5年に1回(規則第50条第3号) 但し、以下の
- 認定対象消費者が設置する燃焼器(飲食店以外の場合にはガス湯沸器、ガスふろがま、ガスストーブに係る燃焼器に 5年に1回(規則第50条第3号) 但し、以下の要件を満たすこと。
 - CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。 限る。)の全てが以下のいずれかの要件を満たした場合。
 - 口. 不完全燃焼防止装置が付けられていること。
- ハ、燃焼器が屋外式のものであること。(排気筒を屋内に設置する場合は、当該室内をイ、の基準とすること。)

❹次回の点検・調査の実施期限日に関し、消費者ごとに基準月日を設け、その基準日の前4月以内に実施すれば、基準日月日に 実施・点検を実施したこととみなされる。(規則第36条第2項、規則第37条第2項)

69

(H29年度版)



第6章 バルク供給設備に係る保安業務

1. バルク供給設備の点検

技術上の基準、規則第54条のパルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準に基づき設置された供給 販売事業者には、供給設備の点検義務が課せられ、規則第19条のバルク供給設備に係る供給設備の 設備で供給する時は、液石法第27条 (保安業務を行う義務) 第1項第1号により、供給開始時及び定期的に 点検を行うことが規定されている。

2. 点検の実施者

①保安業務は認定を受けている保安機関でなければ点検を実施することができない。

- 1)保安機関の認定を受けている販売事業者が自ら実施する。
 - 2)保安機関へ保安業務を委託する。

②バルク供給に係る点検実務を行える者

1) 液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者

(平成12年4月1日以降の液化石油ガス設備士の再講習受講者又は資格取得者)

2) 販売主任者免状の交付を受けた者

(平成12年4月1日以降に業務主任者の講習受講者又は資格取得者)

- 3) 製造保安責任者免状の交付を受けた者
- 4) 業務主任者の代理者の資格を有する者(平成12年4月1日以降の資格取得者) 5) 充てん作業者
- 6) 保安業務員(平成12年4月1日以降の資格取得者)

3. 点検頻度

次回の点検の実施期限日に関して、実施期限日前4月以内に行った場合は、当該日に点検を実施したもの パルク供給設備に係る点検は、特定供給設備以外のパルク供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第 項第1号ロ)と、特定供給設備の点検項目と頻度(規則第36条第1項第1号二)が定められている。なお、 とみなす。(なお書きは、平成29年4月1日より施行。)

バルク供給設備の点検は、次の頻度で実施する。

- ①供給開始時(全項目)
- ② 6ヶ月に1回以上または1年を超えない範囲で行う充てん作業時
- ③ 1年に1回以上
- ④ 2年に1回以上
- ⑤ 4年に1回以上

点検頻度毎の点検項目、点検方法、判定基準を特定供給設備以外についてはそれぞれ表5-1~表5-2に、 寺定供給設備については表5-3~表5-4に記載している。

4. バルク供給設備の点検

特定供給設備以外のパルク供給設備の定期点検は、表5-1・表5-2に掲げる点検項目、点検方法 および判定基準に基づき点検を実施する。

(H29年度版)

頁目および点検の回数
H
崖
美 I
の点検項目お
6
$\hat{}$
^都
8
(ルク容器の場合)の点検項
خـ
5
靊
供給設備(バ
7
長5-
щч

					点棒の回数	回数 回		
点檢項目	点検方法	当 記 華 維	供給開始時	充てん時の月~	- 年	4#	110 15 12 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15	※ 1.2 一回 2.2 (4.2) 1.2 (4.2)
バルク容器等の腐しょく防止措置 (19-1-x)	目視	バルケ容器・附属機器等の発錆が著し くないこと。	0	0				
火気との距離と屋外設置 (1,000kg未逝) (19-1-3)	目	バルブ容器の外面から火気までの距離 が2m本盤なていること。 上記の距離が確保できない場合、火気 との間に不効性の響を設けてあること。 屋外に置いてあること。	0	0				
温度上界防止措置 (1,000kg未満) (19-1- <i>9</i>)	目視	バルン容器は、日光の重射によって40°C を超えるおそれがある場合は、40°C以下に保・が置を置してあること。日光以外の熱源によって、バルレタ容器が40°Cを超えるおそれがある場合は、当該熱源との間に不燃性の隔壁が設置されていること。	0	0				
火気取扱施設との距離 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-ロ)	目視	バリノク容器の外面から火気取扱施設ま での距離が5m以上あること。上記の 距離が確保できない場合は、高さ2m 以上の耐火性の壁積を設け、迂回水平 距離が5m以上あること。	0	0				
バルク容器からのガスの漏えい (19-4)	石けん水 又は検知器	接続部や溶接部からガスの漏えいが ないこと。	0	0				
バルズ 集合装置、供給管、ガス栓 の欠陥(容器と調整器の間の部分) (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	0	0				
調整器の腐しょく、割れ、ねじの ゆるみ等の欠陥、液化石油ガスと の適合性 (18-20-イ)	田	発錆が着しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合している こと。	0	0			0	
地下室等に係る供給管11、 理影した供給管12の漏えり試験 供給管を除。 供給管を除。 生力と管を使用している 供給管を除。 主力を増してものを含め、標底を 車場かっきを描して他の言う。機能を 海なっ砂のある間しくが生しない。 ものを除く、)であって地質面下 種製したものにであってが重加下 種製したものに可能が下しない。	自記压力計 等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節、第41節 (埋設管) の 漏えい試験方法により温えい試験を 行い対スの漏えいがないこと。 高えい検知装置の漏えい表示がない こと。	0		0		0	
地下室等に係る供給管に設けた 緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵設備に係る 供給管に限る。)	作動試験	緊急進断装置が設置され、その開閉 状況に異常がないこと。	0		0			
カップリング用液流出防止装置、 液取入パルブ (19-1-イ)	目視	バルブ取付部、カップリング接続部、 バルブ、カップリングからガスの漏えい がないこと。	0		0			
※1:認定液化石油ガス販売事業者。	東部部・2米	※2:留意事項(P69)「®認定液化方法式多販売事業者の特別指置・参照	の特色	推	※ 昭			

※1:認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.69)「0認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

70

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

(1)供給設備(バルク容器の場合)の点検項目および点検の回数

表5-1 バルク供給設備点検表

	総ない 事業者 100 140 140 140 140 140 140 140 140 140										
	記事 こ年に						0	0			
<u>×</u>	4件										
元使の回数	27年										0
Ĭ.	一件								0	0	
	充てん時。9月/	0	0	0	0	0	0	0			
	供結開始時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	半 神 津	バルケ容器・附属機器等の発錆が著し くないこと。	バルン容器の外面から火気までの距離 か2mを超えていること。 上記の距離が確保できない場合、火気 との間に不然性隔離を設けてあること。 屋外に置いてあること。	バリク容器は、日光の直射によって40°C を超えるおそれがある場合は、40°C以下に保予措置を講じてあること。 日光以外の熱源によって、バルク容器が40°Cを超えるおそれがある場合は、 当該熱源との間に不燃性の隔壁が設置されていること。	バルク容器の外面から火気取扱施設ま での距離が5m以上あること。上記の 距離が確保できない場合は、高さ2m 以上の耐火性の壁類を設け、迂回水平 距離が5m以上あること。	接続部や溶接部からガスの漏えいが ないこと。	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	発績が着しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合している こと。	例示基準第29節、第41節(埋設管)の 漏えい試験方法により漏えい試験を 行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がない こと。	緊急遮断装置が設置され、その開閉 状況に異常がないこと。	バルブ取付部、カップリング接続部、 バルズ、カップリングからガスの漏えい がないこと。
	点検方法	目	田	目	日	石けん水又は検知器	田	田	自記圧力計 等 石けん水 又は検知器	作動試験	田
	点 検 項 目	バルク容器等の腐しょく防止措置 (19-1-3)	火気との距離と屋外設置 (1,000kg未満) (19-1-3)		火気取扱施設との距離 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-ロ)	バルケ容器からのガスの漏えい (19-4)	バルブ、集合装置、供給管、ガス栓 の欠陥(容器と調整器の間の部分) (18-5)	調整器の腐しょく、割れ、ねじの ゆるみ等の欠陥、液化石油ガスと の適合性 (18-20-イ)	地下室等に係る供給管*1、 埋設じん供給管*2の漏えい試験 *1・ポリエチレン音を使用している供給 等を除く。 *2・亜鉛の3を施した供給管(防しよく データを動したものを含み、繊密を 構みるみを1のある面によくが生し ないものを除く。7であって、地盤面 下に埋設したものは下室等に係る 供給管の部分を除く。1であって、地盤面 作に埋設したものは下室等に係る 供給管の部分を除く。1	地下室等に係る供給管に設けた緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る。)	カップリング用液流出防止装置、 液取入パルプ (19-1-イ)

				小	点検の回数	₩	
点 檢 通 田	点検方法	判定事件	供給開始時充7人4時		Ø#		#
均圧バルズ・カップリング (19-1-ニ)	田	バルブ取付部、カップリング接続部、 バルブ、カップリングからガスの漏えい がないこと。	0		0		
液面計 (19-1-木)	開	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥 がないこと。	0		0		
プロテ <i>クタ</i> (19-1-ト)	田	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥 がないこと。	0		0		
安全弁の放出管 (19-1-カ)	三	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていない こと。	0		0		
消火設備 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-=)	田	消火能力A-A及びB-10以上の消火器 が定位置に定数置いてあること。 (的 施置 1000Kg-12字1個以上) (例示基準第5節参照) 消火器は、破損その他の異常がなく、 良好な状態に維持されていること。	0		0		
LPガス及び火気厳禁と朱書 (19-1-チ)	目	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に 液化石油ガススはLPガス及び火気 厳禁と朱書すること。 表示が鮮明であること。	0			0	0
緊急連絡先の表示 (19-1-J)	目	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に 緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・電話番号)等を表示していること。 表示が鮮明であること。	0			0	0
自動車等車両が接触しない措置 (地上) (19-1-7)	目	バルケ容器等に車両が接触しない措置 を講じてあること。	0)	0	0
保安物件に対する距離 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2/)	日	・第1種保安物件 バルン容器の外面から16.97m以上 の距離を有すること ・第2種保安物件 バルク容器の外面から11.31m以上 の距離を有すること 上記の距離が確保できない場合は、 鉄筋コンクリート障壁等が設置して あること。	0		Ü	0	0
/U/レク容器の屋根叉は遮へい板 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-//)	目	バルク容器には不燃性又は離燃性の 材料を使用した軽量な屋根又は遮へい 板が設けられていること。 屋根又は遙へい板に損傷のないこと。	0)	0	0
バルズ、集合装置、供給管、ガス栓 の欠陥 (調整器とガスメータの間) (18-5)	日	発錆が著しくないこと。 割れ等がないこと。	0			0	0

^{※1:}認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.69)「<a>の認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

(H29年度版)

				40(点検の回数	凝		
点	点検方法	判定基準	供給開始時充7人時9月/	-# -#	0#	4#	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	** 本 1 1 2 1 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
バルズ、集合装置、供給管の 腐しょく防止措置 (18-6)	日第	腐しょく防止措置が講じられ発錆が 著しくないこと。	0			0	0	
バルズ、集合装置、気化装置、供給 管等の漏えい試験(調整器まで) (18-10)	石けん水 又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいが ないこと。	0			0	0	
供給管・ガス栓等の漏えい点験 地下童手に条合格管を添か、亜 かつを添した格響を加入・電子 を加したのを表した様子のない。 あるが高したが生じないもの様が、 のある層しなが生じないもの様が、 変写に移っては、 変写に移っては、 がリエチレン管を使用している供給管。 (18-10)	自記圧力計 等 石けん水 又体検知器	例示基準第29節の漏えい試験方法に より漏えい試験を行い、漏えいがない こと。 温えい検知装置の漏えい表示がない こと。	0			0	0	
燃焼器入口圧力 (18-11)	自記压力計等	生活の間に供するものにあっては2.0 kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の間に供するものにあっては 使用する燃焼器に適合した圧力である こと。	0			0	0	
供給管の危険標識 (18-14)	田	供給管を地盤面上に設置する場合に おいてその周辺に危害を及ぼすおそれ のあるとさは、その見やすい箇所に液化 石油ガスの供給管である旨、供給管に 異常を認めたときの連絡先その他必要 及事項を印象に記載した危険標識を設 けてあること。	0			0		0
調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-//)	自記压力計等	生活の用に供するものにあっては調整 圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、 閉そ(任力が3.5kPa以下であると。 生活以外の用に供するものにあっては、 使用する燃焼器に適合したものである こと。	0			0	0	
※1:認定液化石油ガス販売事業者、		※2:留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照	の特例	肥	BE:			

表5-2 供給設備(バルク貯槽:貯蔵能力1,000kg未満の場合)の点検項目および点検の回数

^{※1:}認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.69)「@認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 4年 24年 一冊 充てん時の月/ 0 0 0 0 0 0 生活の用に供するものにあっては2.0 | PPa以上3.3kPa以下であること。 | 生活以外の用に供するものにあっては | 使用する燃炸器に適合した圧力である | こと。 供給管を地盤面上に設置する場合に おいてその周辺に危害を及ぼすおそれ のあるとは、その長がすい箇所に激化 石油ガスの供給管である。供給管 異常を認めたときの連絡先その他必要 な事項を明瞭に記載した危険標識を設 例示基準第29節の漏えい試験方法に より漏えい試験を行い、漏えいがない こと。 温えい検知装置の漏えい表示がない こと。 生活の用に供するものにあっては調整 圧力が23/Pa以上53/Ra以下であり、 開そ(圧力が3.5/Ra以下であること。 生活以外の用に供するものにあっては、 使用する機能器に適合したものである こと。 腐しょく防止措置が講じられ発錆が 著しくないこと。 常用の圧力においてガスの漏えいが ないこと。 粠 幽 表示が鮮明であること。 囝 罪 石けん水 又は検知器 自記圧力計等 自記圧力計 等 等 石けん水 点檢方法 自記圧力計 又は検知器 票 製 Ш Ш 注:地下重等に係る供給費の部分・亜鉛 を他したものを含み、機能を指する。 を他したものを含み、機能を指する。 それの多く似としくがはしないものを 解く)であって地震面下に埋むした。 もの(他)下等点に係る供給管の部分 を除く)及がパリエチレン管を使用している供給管の部分 では、1次をは、1次をは、1次を使用している。 バルブ、集合装置、気化装置、供給 管等の漏えい試験(調整器まで) (18-10) 調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-//) 供給管、ガス栓等の漏えい試験 パルズ、集合装置、供給管の ш 讏 供給管の危険標識 (18-14) 腐しょく防止措置 (18-6) 燃焼器入口圧力 (18-11) 筷 10€ (18-10) 第6章 バルク供給設備に係る保安業務

(2)供給設備(バルク貯槽の場合)の点検項目および点検の回数

72

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

					点檢	点検の回数	Į,		Г
極質	点檢方法	斯	供給開始時	充て2時 9月/	-#	7#		# ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	ら で計5
/VI/ク貯槽のガスの漏えい (地上・地下) (19-4)	石けん水又は検知器	バルク貯価の接続部や溶接部からガス の漏えいがないこと。 検知用孔あき管からガスを検知しない こと。(地下埋設バルク貯槽)	0	0					
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓 の欠陥 (貯槽と調整器の間の部分) (18-5)	田	発績が着しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	0	0					
調整器の腐しまく、割れ、おじの ゆるみ等の欠陥、液化石油ガスと の適合性 (18-20-イ)	日	発績が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合している こと。	0	0				0	
地下室等に係る供給管理, 理設した供給管理の漏えい試験 注1:がリエヤビ管を使用している 供給配像。 注2:地下等等に係る結構密部外 正部からを施した供給管例によて 正部からを施した供給管例によて 更級からからない。 に関いたのを含めては にの言案。、であって他盤面下に 理説のため、、であって他盤面下に 理説のため、、であって他盤面下に 理説のため、、であって他盤面下に 理説のため、、であって他盤面下に 理説のため、、下で等に係る供給	自記圧力計 等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節、第41節 (埋設管)の 湯入い腹勢方法により濁えい試験を 行いガスの漏えいがないこと。 活えい検知装置の漏えい表示がない こと。	0	-	0		Ŭ	0	
地下室等に係る供給管に設けた 緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵設備に係る 供給管に限る。)	作動試験	緊急遮断装置が設置され、その開閉 状況に異常がないこと。	0	-	0				
安全并 (19-3-ハ(1))	石けん水 又は検知液 目 視	弁取付部からガスの漏えいがないこと。 安全弁の元弁が開かれていること。	0			0			
液面計 (19-3-//(2))	日	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥 がないこと。	0			0			
カップリング用液流出防止装置、 液取入弁 (19-3-ハ(4))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップ リングからガスの漏えいがないこと。	0			0			
均圧弁、カップリング (19-3-ハ(7))	目領	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップ リングからガスの漏えいがないこと。	0			0			
プロテクタ (19-3-//(8))	目視	使用上有害な割れ、その他有害な損傷 がないこと。	0			0			
地上設置バルク貯槽等の腐しょく 防止措置 (19-3-ハ(11))	目視	発錆が著しくないこと。	0			0			
地下埋設パルク貯槽の腐しょく 防止措置 (19-3-ハ(11))	電位測定器	飽和硫酸銅電極でパルク貯槽の対地 電位を測定し-850mV以下であること。	0			0			
※1・12日本本人に出土2日本土4年	※2・8車車	安音車(D GG)[の形式 小子 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	米〇結鱼拼磨, 参昭		**	Dr.			1

※1:認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.69)「❸認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

点検頂 頂目 高検方法 (地上・地下) (19-4) スは検知器 (19-4) スは検知器 (19-4) スは検知器 (19-4) ストレズ 集合装置、供給管、ガス栓 の次陥 (5) (19-5) 調整器の間の部分) 調整器の属しまく、割れ、ねじのの適合性 (18-5) 地下室等に係る供給管*(18-20-4) 地下室等に係る供給管*(18-20-4) 理認した供給管*の高元い試験	判 定 基 準 / (バルク計画の接続部や溶接部からガス の漏えいがないこと。 様知用えあき皆からガスを検知しない こと。(地下埋設バリク貯漕) 発摘が著しくないこと。	供給開始時充てん時の月~	. 44	i—		認定販売
#TF) (単下) (単下) (単下) (単下) (単下) (単下) (単位) (単位) (単位) (単位) (単位) (単位) (単位) (単位		L		7年		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
集合装置、供給管、ガス栓 調整器の間の部分) の腐しよく、割れ、ねじの 等の欠陥、液化石油ガスと 10-1) 等に係る供給管*1、 特に係る供給管*2の漏えい試験	発錆が著しくないこと。	0				
ш	割れ、すじ、しわ等がないこと。	0			0	
地下室等に係る供給管*1、 埋設した供給管*2の漏えい試験	発績が着しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合している こと。	0			0	
# 3.7() エチン管を使用している併格 管を係る。 * 2.面的の - 3を指した供給者(的しょく ラーブを加えたものを分表を はなおまれるのある傷しょくが生じ ないものを除く,)であって、地盤面 下に揺乱したもの(地)室等に所る 供給中の部分を除く。)	例示基準第29節、第41節(埋設管)の 漏えい試験を 行いガスの漏えいがないこと。 「選えい検知装置の淵えい表示がない こと。	0	0			
地下童等に係る供給管に設けた 環急進振装置 (300k以上の貯蔵設備に係る 作動試験 供給管に限る。)	緊急連所装置が設置され、その開閉 状況に異常がないこと。	0	0			
安全弁 (19-3-ハ(1)) 石けん水 (19-3-ハ(1)) 目 視	弁取付部からガスの漏えいがないこと。 で全弁の元弁が開かれていること。	0		0		
液面計 目 (19-3-/(2))	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥 がないこと。	0		0		
カップリング用液流出防止装置、 液取入弁 目 視(19-3-ハ.(4))	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップ リングからガスの漏えいがないこと。	0		0		
均圧弁、カップリング (19-3-/(7))	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップ リングからガスの漏えいがないこと。	0		0		
プロテクタ (19-3-/(8)) 目 視	使用上有害な割れ、その他有害な損傷 がないこと。	0		0		
地上設置バルク貯槽等の腐しよく 防止措置 (19-3-//(11))	発錆が著しくないこと。	0		0		
地下埋設バルク貯槽の腐しよく 防止措置 (19-3-ハ(11))	飽和硫酸銅電極でバルケ貯槽の対地 電位を測定し-850mV以下であること。	0		0		

| 20世紀 | 10世紀 | 10世紀

4年

無

別軍

点檢方法

Ш

讏

筷

10€

 $\overline{\circ}$

0

接地接続線は、断面積5.5mm2以上 (単線を除く。)であり容易に腐しょく、(断線しないもの。 確実に接続されていること。

票

Ш

地上設置バルク貯槽の大地との 接地(絶縁されている場合) (19-3-=(4)) 0

0

レインキャップが確実に取り付けられて いること。 放出管の内部に雨水が入っていない

製

Ш

安全弁の放出管 (19-3-ニ(5)) 0

0

0

製

Ш

保安物件に対する距離 (19-3-ロ)

距離を有すること。 上記の距離が確保できない場合は、 所定の強度を有する構造壁等を設け、 又はパルク貯槽を埋設していること。

 第1種保安物件 バルク貯槽の外面から1.5m以上の 距離を有すること。
 第2種保安物件 バルク貯槽の外面から1.0m以上の(0

0

0

バルン貯槽文は周囲の見やすい箇所に 液化石油ガス又はLPガス及び火気 厳禁と朱書すること。 表示が鮮明であること。

票

Ш

LPガス及び火気厳禁と朱書 (19-3-ハ(9)) 0

0

0

バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に、 緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・ 電話番号)等を表示していること。

票

Ш

緊急連絡先の表示 (19-3-//(10)) 0

0

0

パルク貯槽等に車両が接触しない措置 を講じてあること。

彰

Ш

自動車等車両が接触しない措置

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

(地上) (19-3-二(2))

0

0

0

バルク貯槽の埋設場所に車両が乗り 入れない措置を講じてあること。

崇

Ш

埋設した場所に自動車等車両が 乗り入れない措置 0

0

0

バルク貯槽埋設後の四隅にバルク貯槽 の位置を示すための標識杭が設置して あること。

弹

Ш

埋設後の貯槽の位置を示す標識杭

(19-3-4(6))

(19-3-\(12)\)

0

0

0

発錆が著しくないこと。 割れ等がないこと。

票

Ш

バルズ、集合装置、供給管、ガス栓 の欠陥 (調整器とガスメータの間) (18-5) 0

0

0

腐しょく防止措置が講じられ発錆が 著しくないこと。

票

Ш

ノベルズ 集合装置、供給管の腐しょく 防止措置

(18-6)

0

0

0

常用の圧力においてガスの漏えいが ないこと。

石けん水 又は検知器

バルブ、集合装置、気化装置、供給 管等の漏えい試験(調整器まで) (18-10) 74

	認定 ※1.2	神 一回流			0	0	0	0	0	0			
	紹紹	事 に に に に に に に に に に に に に									0	0	0
1	M _	4冊			0	0	0	0	0	0	0	0	С
9	点検の回数	27年	0	0									
1	1	一件											
	ŧ	充てん時 9月/											
L	世	怨噩殺性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		判定基準	接地接続線は、断面積5.5mm。以上 (単線を除く。)であり容易に腐しょく、 断線しないもの。 確実に接続されていること。	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていない こと。	・第1種保安物件 バルク時億の外面から1.5m以上の ・第2種を有すること。 ・第2種を有なの外件 バルク時億の外面から1.0m以上の 距離を有すること。 上記の距離が確保できない場合は、 所定の強度を有する構造理等を設け、 対にがが貯槽を埋設していること。	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に 液化石油ガス又はLPガス及び火気 厳禁と朱書すること。 表示が鮮明であること。	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に 緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・電話番号)等を表示していること。 表示が鮮明であること。	バルク貯槽等に車両が接触しない措置 を講じてあること。	バルク貯槽の埋設場所に車両が乗り 入れない措置を講じてあること。	パレク貯槽埋設後の四隅にパレク貯槽 の位置を示すための標識杭が設置して あること。	発錆が着しくないこと。 割れ等がないこと。	腐しょく防止措置が講じられ発錆が 著しくないこと。	常用の圧力においてガスの漏えいが ないこと。
		点検方法	目	田	田	皿	目	田	田	田	田	田	石けん水
		点 検 項 目	地上設置バルク貯槽の大地との 接地(絶縁されている場合) (19-3-二(4))	安全弁の放出管 (19-3-ニ(5))		LPガス及び火気厳禁と朱書 (19-3-/(9))	緊急連絡先の表示 (19-3-//(10))	自動車等車両が接触しない措置 (地上) (19-3-=(2))	埋設した場所に自動車等車両が 乗り入れない措置 (地下) (19-3-ホ(2))	埋設後の貯槽の位置を示す標識杭 (地下) (19-3-ホ(6))	バルズ、集合装置、供給管、ガス栓 の欠陥 (調整器とガスメータの間) (18-5)	パレズ集合装置、供給管の腐しょく 防止措置 (18-6)	バルズ、集合装置、気化装置、供給管等の漏えい計略(調整器まで)

※1:認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.69)「❷認定液化石油ガス販売事業者の特例措置]参照

74

第6章 バリク供給設備に係る保安業務

Г	2 LO #	남			0	
	報施 ※1.2 事業者 1.10 1.5 回年	∔15 피 ※	0	0	0	0
**	4件	킨	0	0	0	0
000	04# 1,4		0		0	0
点検の回数	-#					
`	表 の に に に に に に に に に に に に に	\dashv				
	供給開始	-	0	0	0	0
\vdash	企 經 中位	X 465	-			
	判记事		例示基準第29節の漏えい試験方法により調えい試験を行い、漏えい対ない より漏えい試験を行い、漏えいがない 温えい検知装置の漏えい表示がない こと。	生活の用に供するものにあっては2.0 kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあっては 使用する燃焼器に適合した圧力である こと。	供給管を地盤面上に設置する場合に おいてその周辺に信害を及ばすおそれ のあると意は、その見やすい箇所に残し 行油ガスの供給管である旨、供給管に 異常を認めたときの連絡先その他必要 な事項を明確に記載した危険標識を設 りであること。	生活の用に供するものにあっては調整 圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、 閉そく圧力が3.5kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあっては、 使用する燃焼器に適合したものである こと。
	点検方法		自記圧力計 等 石けん水 又は検知器	自記圧力計等	目	自記压力計等
	点 檢 項 目		供給管、ガス柱等の漏えいば繋 (以下の供給管を除く) 地下室手に係る供給管の部分、亜的 めっきを起した特定では、ボケーブ のある間、よび生しないものを称く。 であって他面で下掘りたもの他下 室等に係ん結論での部分を除く。)及 ポリエチン・管を使用している供給管。 (18-10)	燃烧器入口压力 (18-11)	供給管の危険標識 (18-14)	調整器の調整圧力及び削そく圧力 (18-20-//)

^{※1:}認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.69)「<a>の記定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

表5-3 特定供給設備(パルク容器:貯蔵能力3,000kg以上)の点検項目及び点検の回数

				Ĭ.	点検の回数	凝		1
点核項目	点檢方法	判定基準	供給語 代と	_	2	4	認定 ※1.2 事業者	0 1
			開始時代は		#	卅	- 미 - 미 - 미 % 하다	OHIJ
容器の腐しょく防止措置 (19-1-3)	目	バルク容器・附属機器等の発錆が著しく ないこと。	0					
バルク容器のガスの漏えい (19-4)	石けん水 又は検知器	バルク容器の接続部や溶接部からガス の漏えいがないこと。	0 0					
火気取扱施設との距離 (53-1-ハ)	目	バルク容器の外面から火気取扱施設 までの距離が8m以上あること。 上記の距離が確保できない場合は、 が気取施設との間に高さ2m以上の 耐火性の壁類を設け、迂回水平距離 が8m以上おること。	0 0					
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓の腐しょく、割れなどの欠陥 (18-5)	日	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	0					
※1・翌小花/ケイ出り用土番番	一年四・0%	四条・選择回替の光条単字出しげたコンジーの2010年第100mmを表示のでの※	±4/2014#	1	E E			

^{1:}認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.69)「優認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

0 0 0 0 0 0 0 4年 2年 一冊 充てん時の月/ 0 0 0 0 供給管を地橋面上に設置する場合に おいてその周辺に危害を及ぼすおそれ のあると達は、その段インの圏介に設化 石油ガスの供給管である。(供給管に 異常を認めたときの連絡先その他必要 び事で認めたときの連絡先その他必要 び事であるた。。 表示が解明であること。 生活の用に供するものにあっては2.0 kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあっては 使用する燃修器に適合した圧力である こと。 生活の用に供するものにあっては調整
 圧力が23RPa以下であり、
 間そく圧力が35RPa以下であること。
 (単し外の用に供するものにあっては、
 使用する燃焼器に適合したものである。 例示基準第29節の漏えい試験方法に より漏えい試験を行い、漏えいがない こと。 温えい検知装置の漏えい表示がない こと。 粠 幽 民 霏 自記圧力計等 等 石けん水 又は検知器 自記圧力計 点檢方法 自記圧力計 製 姗 Ш 注:地下軍等に係る供給管の部分・運船 のうを他のに指導で防止なデー を施したものを含み、機能を振むる それのある際しよくが生じないものを 際く,70多かでとが生じないものを 際く,70多かでとが生じないものを をがく,70多かでと地震而下に関わて ものし他下温等に係る供給を側り でいる供給管を除く。 調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-//) 供給管、ガス栓等の漏えい試験 Ш 熈 供給管の危険標識 (18-14) 燃焼器入口圧力 (18-11) 筷 10€

(3)特定供給設備(バルク容器:貯蔵能力3,000kg以上)の点検項目及び点検の回数

表5-3 パルク供給設備点検表

								ı
				Ť.	点検の回数	数		
44 44	#	# # # • • • • • • • • • • • • • • • • •			-		認定販売 事業者	HR >==
Ŕ	東 乙 家 京	九 制	開始時で公時の月~	-₩	74年	4件	마 남 무 무 무 무 무 무 무 무 무 무 무 무 무 무 무 무 무 ー 무 ー	미미
容器の腐しょく防止措置 (19-1-3)	目視	バルケ容器・附属機器等の発錆が著しく ないこと。	0 0					
バルク容器のガスの漏えい (19-4)	石けん水 又は検知器	バルク容器の接続部や溶接部からガス の漏えいがないこと。	0					
 (53-1-/\)	目視	バルク容器の外面から火気取扱施設 までの距離が8m以上あること。 上記の距離が確保できない場合は、 火気取扱施設との間に満さ2m以上の 削水性の壁類を設け、迂回水平距離 が8m以上あること。	0 0					
バルブ、集合装置、供給管、ガス栓 の腐しょく、割れなどの欠陥 (18-5)	目視	発錆が着しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	0					

4年

24年

一冊

0

0

\Box	N IOHLII							I			_	
	# 2 ***********************************										0	0
	医学 「回	0	0									
经	4冊										0	0
点権の回数	25				0	0	0	0	0	0		
100	一种		0	0								
	充て名時/月/	0										
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判定基準	発錆が着しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合している こと。	例示基準第29節、第41節 (埋設階)の 漏えい灯線方法により漏えい灯線を 行いガスの漏えいがないこと。 温えい後如装置の漏えい表示がない こと。	緊急遮断装置が設置され、その開閉 状況に異常がないこと。	消火能力A-4およびB-10以上の消火器 が定位置に変層いてあること(貯蔵量 1,000を保ごさ「間以上)。 消火器は、破損その他の異常がなく 良好な状態に維持されていること。	バルブ取付部、カップリング接続部、 バルズ、カップリングからガスの漏えい がないこと。	バルブ取付部、カップリング接続部、 バルブ、カップリングからガスの漏えい がないこと。	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥 がないこと。	使用上有害な割れ、その他有害な損傷 がないこと。	レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていない こと。	バルク容器には不燃性又は離燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板が設けられていること。屋根又は遮へい屋根又は遮へい板が設けられているに	バルグ容器又は周囲の見やすい箇所に液化石油ガス又はLPガス及び火気 厳禁と朱書すること。 素元が維明であること。
	点検方法	田	自記圧力計 等 石けん水 又は検知器	作動試験	田	三	三	田	田	三	田	田
	点 検 項 目	調整器の腐しょく、割化、おじの ゆるみ等の欠陥、液化石油ガスと の適合性 (18-20-イ)	地下至等に係る供給管1.1、 理般した供給管12の漏えい。試験、 供給電影像、 生物管整像、 生物管整像、 主、出下整定性系統保持機合の部分、 電粉の多を施した時で移し、 手ンを施したものを含み、機能を 指交別のなきる、。 ものを除く。)であって地盤面下に 関級したもの地下室等に係る供給 質別がある。	地下室等に係る供給管に設けた 緊急通断装置 (300kg以上の貯蔵施設に係る 供給管に限る。) (18-21)	消火設備 (19-2-二)	カップリング用液流出防止装置、 液取入パルプ (19-1-イ)	均圧/パレズ、カップリング (19-1-=)	液面計 (19-1-ホ)	プロテクタ (19-1-k)	安全弁の放出管 (19-1-カ)	バルク容器の屋根又は進へい板 (1,000kg以上3,000kg未満) (19-2-//)	LPガス及び火気厳禁と朱書 (19-1-チ)

※1:認定液化石油ガス販売専業者、※2:留意事項(P.69)「❷認定液化石油ガス販売専業者の特例措置」参照

0

0

0

0

0

0

0

9/

充てん時の月/ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 発績が強しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合している こと。 例示基準第29節、第41節(程設管)の 漏えい試験方法により漏えい試験を 行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検対装置の漏えい表示がない バルク容器文は周囲の見やすい箇所に 液化石油ガス又はLPガス及び火気 厳禁と朱書すること。 表示が鮮明であること。 バルク容器には不燃性又は難燃性の 材料を使用した軽量な屋根又は遮へい 板が設けられていること。 屋根又は遮へい板に損傷のないこと。 バルブ取付部、カップリング接続部、 バルブ、カップリングからガスの漏えい がないこと。 バルブ取付部、カップリング接続部、 バルブ、カップリングからガスの漏えい がないこと。 いること。 放出管の内部に雨水が入っていない こと。 緊急遮断装置が設置され、その開閉 状況に異常がないこと。 消火能力A-4およびB-10以上の消火器 が定位置に定数置いてあること(貯蔵量 使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥 がないこと。 1,000kgにつき1個以上)。 消火器は、破損その他の異常がなく、 良好な状態に維持されていること。 使用上有害な割れ、その他有害な損傷 がないこと。 レインキャップが確実に取り付けられて 粠 幽 囝 罪 等 石けん水 又は検知器 点檢方法 作動試験 票 票 票 票 票 票 票 票 票 Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш * 1:ポリエチレン管を使用している供給 * 2:重動かっきを施した結婚(防しょく デース施したのを含め、機能を 指なうおそれのある順しとが生じ、 ドル・ものをが、)であって、地盤面 下に確認したもの(使下塗等に添る 供給管の部分を除く。) 地下室等に係る供給管に設けた 緊急進斯装置 (300kg以上の貯蔵施設に係る 供給管に限る。) (18-21) ゆるみ等の欠陥、液化石油ガスと パルク容器の屋根又は遮へい板 カップリング用液流出防止装置、 液取入パルプ (19-1-イ) 調整器の腐しょく、割れ、ねじの 埋設した供給管*2の漏えい試験 (1,000kg以上3,000kg未潜) (19-2-/\) LPガス及び火気厳禁と朱書 (19-1-チ) 地下室等に係る供給管*1、 Ш 均圧パルプ、カップリング (19-1-ニ) 熈 安全弁の放出管 (19-1-カ) 筷 (18-20-4) 10€ 消火設備 (19-2-二) プロテクタ (19-1-ト) (19-1-年) (18-10)液面計

0

0

0

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

0

9/

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

				恒	点検の回数	殿		Г
点 檢 項 目	点検方法	判定基準	供給開始時発でと内	ボンク部 第一年 年	0#		事業	※ 一 回 ※ 次 4 分 2 分 3 分 3 分 3 分 3 分 3 分 3 分 3 分 3 分 3
緊急連絡先の表示 (19-1-J)	日	バルク容器又は周囲の見やすい箇所に 緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・ 電話番号)等を表示していること。 表示が鮮明であること。	0			0		0
自動車等車両が接触しない措置 (19-1-7)	日	バルク容器に車両が接触しない措置を 講じてあること。	0			0		0
保安物件に対する距離 (53-1-イ・ロ)	日	・第1種保安物件 //U/交籍の外面から16.97m以上 の距離を有していること。 ・第2種保安物件 //U/交器の外面から11.31m以上 の距離を有してみること。	0			0		0
バルズ集合装置、供給管の腐しょく 防止措置 (18-6)	目	腐しょく防止措置が講じられ、発錆が 著しくないこと。	0			0	0	
バルズ、集合装置、気化装置、供給 管等の漏えい試験(調整器まで) (18-10)	石けん水又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいが ないこと。	0			0	0	
供給管、ガス栓等の漏えい試験 (以下の供給客を除く) 地下蓋等に係る結婚を確か、亜的 のつきを急した報告ではペイテー のある層しよくが生じないものを除く。 であって機能等にしてイテー のある層しよくが生じないものを除く。 2等に係る結構管の部分を除く。及び がリエチン音を原用している機能管 (18-10)	自配压力計 等 石けん水 又体検知器	例示基準第29節、第41節 (埋設管)の 漏えいば勝方法により漏えい試験を 行いガスの漏えいがないこと。 温えい検知装置の漏えい表示がない こと。	0			0	0	
調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-ハ)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあっては調整 圧力が2.3KPa以上3.3KPa以下で あり、閉そく圧力が3.5KPa以下である こと。 生活以外の用に供するものにあっては 使用する燃焼器に適合したものである こと。	0			0	0	
燃焼器入口圧力 (18-11) (通常の供給設備の点検項目)**3	自記圧力計等	生活の用に供するものにあっては2.0 KPB以上3.3KPB以下であること。 生活以外の用に供するものにあっては 使用する燃焼器に適合した圧力である こと。	0			0		
供給管の危険標識 (18-14) (通常の供給設備の点検項目)**3	日視	供給管を地盤面上に設置する場合に おいてその問犯に需要な限すわまれ のあると言は、その見やすい箇所に流化 石油ガスの供給管である旨、供給管に 異常な配がたときの連絡先その他必要 な事項を明解に記載した危険標識を設 表示が解明であること。	0			0		
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				ĺ		

^{※1:} 認定液化石油ガス販売事業者、※2: 宿意事項 (P.69)「®設定液化石油ガス販売事業者の特例措置1参照 ※3: 法令に規定された点検項目ではないが、自主保安として供給設備(バルク容器・バルク貯備)と同様に点検することが望ましい。

)の点検項目及び点検の回数
鱼
小小
9
,000kg以上
Ź
曹:貯蔵能力1
,ク貯槽:
バルク
特定供給設備(バル
55-4

4年

24年 一冊

充てん時9月/

粠 幽

囝 罪

点檢方法

Ш

熈 筷 0

0

までの距離が5m以上あること。上記の 距離が確保できない場合は、火気取数 施設との間に高さ2m以上の耐火性の 職業を改け、迂回水平距離が5m以上 あること。

票

Ш

パルク貯槽の外面から火気取扱施設

0

0

までの距離が8m以上あること。上記の 距離が確保できない場合は、火気取扱 施設との間に高さ2m以上の耐火性の 壁類を設け、迂回水平距離が8m以上

票

Ш

パルク貯槽の外面から火気取扱施設

0

0

の漏えいがないこと。 検知用孔あき管からガスを検知しない こと。(地下埋設パルク貯槽)

石けん水 又は検知器

バルク貯槽の接続部や溶接部からガス

0

0

の貯蔵設備の最大直径の和の1/4の 長さのいずれか大きい距離を有すること。 又は、当該貯槽に水噴霧装置が設けて

票

Ш

1m又は他の貯槽、バルク貯槽又は酸素

0

0

割れ、すじ、しわ等がないこと。

强

Ш

発錆が著しくないこと。

(4)特定供給設備(パルク貯槽:貯蔵能力1,000kg以上)の点検項目及び点検の回数

表5-4 パルク供給設備点検表

				Ì	正	点 使の回数	ы	
点 検 項目	点検方法	判定基準	供給開始時	光72時 7月/	-#	27冊	4件	事業者 110 15 10 16 16 17 10 15 10 16 10 11 10 11 10 11 10 11 11 11 11 11 11
火気取扱施設との距離 (1,000kg以上3,000kg未満) (54-2-//)	田	バルク貯槽の外面から火気取扱施設 までの脂離が5m以上あること。上記の 距離が確保できない場合は、火気取扱 施設との間に高さ2m以上の耐火性の 難務を切りに可かて平距離が5m以上 あること。	0	0				
火気取扱施設との距離 (3,000kg以上) (54-2-ハ)	目視	バルク貯槽の外面から火気取扱施設 までの距離が8m以上あること。上記の 距離が確保できない場合は、火気取扱 施設との間に高さ2m以上の耐火性の 整線をの間に高さ2m以上の耐火性の ある2と。	0	0				
/パルク貯槽(地上・地下)のガスの 漏えい (19-4)	石けん水 又は検知器	バルク貯槽の接続部や溶接部からガス の漏えいがないこと。 検知用孔あき管からガスを検知しない こと。(地下埋設バルク貯槽)	0	0				
バルク貯槽と他の貯槽等との距離 (3,000kg以上) (54-2-チ(2))	目視	1m又は他の貯備ノバルク貯槽又は酸素の貯蔵設備の最大直径の和の1/4の の貯蔵設備の最大直径の和の1/4の 長さのいずれか大きい距離を有すること。 又は・単乾貯槽に水噴霧装置が設けて あること。	0	0				
バルズ、集合装置、供給管、ガス栓 の腐しょく、割れなどの欠陥 (18-5)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、すじ、しわ等がないこと。	0	0				
調整器の腐しょく、割れ、ねじの ゆるみ等の欠陥 液化石油ガスとの適合性 (18-20-1)	目視	発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合している こと。	0	0				0
地下室等に係る供給管11、 理能した供給管12の漏えり試験 供給管を除。 供給管を除る。 在22、世下客が活条を供給の部分 車割かっを強した特性であり 車割かっを強した特性であり 所の高くが、これを表してもできる。 場合を除く、17をあって地震而下に 場設したものでは下部にある。 を対象したのでは下部に	自記圧力計 等 石けん水 又は検知器	例示基準第29節、第41節 (埋設管)の 湯えい試験方法により満えい試験を 行い対スの漏えいがないこと。 清えい後如装置の漏えい表示がない こと。	0		0		-	0
地下室等に係る供給管に設けた 緊急遮断装置 (300kg以上の貯蔵施設に係る 供給管に限る。)	作動試験	緊急遮断装置が設置され、その開閉 状況に異常がないこと。	0		0			
消火設備 (54-2-三)	田	消火能力A-4およびB-10以上の消火器 が定位置に変層いてあること(所蔵 能力が2,000kg以下の場合2個以上 2,000kgを組みる場合3個以上 消火器は、破損その他の異常がなく、	0			0		

0

0

0

発錆が著しくないこと。 割れ、ねじのゆるみ等がないこと。 消費する液化石油ガスに適合している

票

Ш

0

0

例示基準第29節、第41節(埋設管)の 漏えい試験方法により漏えい試験を 行いガスの漏えいがないこと。 漏えい検知装置の漏えい表示がない こと。

自記圧力計

*1:ポリエチレン管を使用している供給 *2: 亜鉛めっきを施した供給管(防しょく

管を除く。

埋設した供給管*2の漏えい試験

又は検知器

テープを施したものを含み、機能を 損なうおそれのある廃しょくが生じ ないものを除く。)であって、地盤面 下に埋設したもの(地下室等に係る

供給管の部分を除く。)

石けん水

※1:認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.69)「●認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

78

バルク貯槽(地上・地下)のガスの 漏えい (19-4) バルク貯槽と他の貯櫃等との距離 (3,000kg以上) (54-2-f(2)) バルズ、集合装置、供給管、ガス栓 の腐しょく、割れなどの欠陥 (18-5) (1,000kg以上3,000kg未満) (54-2-//) 調整器の腐しょく、割れ、ねじの 火気取扱施設との距離 (3,000kg以上) (54-2-//) 液化石油ガスとの適合性 地下室等に係る供給管*1 火気取扱施設との距離 ゆるみ等の欠陥 (18-20-4) 10€ 第6章 バルク供給設備に係る保安業務 78

良好な状態に維持されていること。

0

0

消火能カム4およびB-10以上の消火器 が定位順に変撃電いてあること(呼震 能力が2,000kg以下の場合2個以、 2,000kgを超える場合3個以上、 消火器は、破損その他の異常がなく、

票

Ш

消火設備 (54-2-二)

0

0

作動試験

(300kg以上の貯蔵施設に係る 供給管に限る。)

(18-21)

地下室等に係る供給管に設けた

緊急遮断装置

緊急遮断装置が設置され、その開閉 状況に異常がないこと。

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

| 20世紀 | 10世紀 4年

> 24年 一冊 充てん時9月/

粠 幽 囝 罪

点檢方法

ш 熈

筷

10€

0

0

対象設備の規模に応じ、適切なものが 場けられており、破損その他の異常が ないと。 数水を増加にあっては、5L/min·m³以上 の水質で散水できるもの。 第7姓氏のあっては、筒光圧力が0.245 MPA以上で放水能力350L/min以上 のものであること。

票

Ш

防消火設備 (3,000kg以上) (54-2-二)

0

0

弁取付部からガスの漏えいがないこと。

安全弁の元弁が開かれていること。

石けん水 又は検知器 目 視

安全弁 (19-3-小(1))

0

0

使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥 がないこと。

票

液面計 (19-3-//(2))

0

0

弁取付部、カップリング接続部、弁、カップ リングからガスの漏えいがないこと。

弹

Ш

カップリング用液流出防止装置、 液取入弁

(19-3-/(4))

0

0

弁取付部、カップリング接続部、弁、カップ リングからガスの漏えいがないこと。

票

Ш

均圧弁、カップリング

(19-3-\/(7))

0

0

使用上有害な割れ、その他有害な損傷 がないこと。

弹

Ш

プロテクタ (19-3-ハ(8))

0

0

パルク貯槽の発錆が著しくないこと。

票

Ш

バルク貯槽の腐しょく防止措置

(19-3-\((11)))

0

0

飽和硫酸銅電極でバルク貯槽の対地 電位を測定し-850mV以下であること。

電位測定

地下埋設パルク貯槽の腐しょく 防止措置 (19-3-//(11))

地上設置パルク貯槽の大地との

撤劫 (3,000kg未満) (19-3-=(4))

0

0

接地接続線は、5.5mm²以上(単線を除く。)あり、容易に腐しょく、断線しないものであること。確実に接続されて

票

いること。

0

0

レインキャップが確実に取り付けられていること。 放出管の内部に雨水が入っていないこと。

票

安全弁の放出管 (19-3-ニ(5))

0

0

バルク貯槽の支柱または底部若しくは 架台が同一の基礎にアンカーボルトに より確実に固定されており、基礎、支柱 等の破損がないこと。

票

Ш

バルク貯槽の基礎 (3,000kg以上) (54-2-f(3))

0

0

バルク貯槽および支柱の断熱構造の 有無、破損その他異常がないこと。規定 の能力を有する散水装置等が設けられ ており、正常に作動し、散水状態に異常

弹

Ш

地上設置バルク貯槽及び支柱の 耐熱構造又は、冷却用散水装置 (3,000kg以上) (54-2-チ(4))

がないこと。

				点棒の回数	一数回数		
点 祾 澒 目	点検方法	判定基準	供給開始時 名と の の が が が が が が が が が が が が が が が が が	. 4	4冊	明明に	10 15 15 16 15 16 15 16 15 15
防消火設備 (3,000kg以上) (54-2-=)	田	対象影備の規模に応じ、適切なものが 設けられており、破損その他の異常が ないた。 数水影幅にあっては、5L/min・m²以上 の水量で散水できるもの。 MPa以上で放水能力350L/min以上 のものであること。	0	0			
安全并 (19-3-/\(1))	石けん水 又は検知器 目 視	弁取付部からガスの漏えいがないこと。 安全弁の元弁が開かれていること。	0	0			
液面計 (19-3-//(2))	目	使用上有害な傷、割れ、その他の欠陥 がないこと。	0	0			
カップリング用液流出防止装置、 液取入弁 (19-3-ハ(4))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップ リングからガスの漏えいがないこと。	0	0			
均圧弁、カップリング (19-3-ハ(7))	目視	弁取付部、カップリング接続部、弁、カップ リングからガスの漏えいがないこと。	0	0			
ブロテクタ (19-3-/\(8))	田	使用上有害な割れ、その他有害な損傷 がないこと。	0	0			
バルク貯槽の腐しょく防止措置 (19-3-ハ.(11))	田	パレク貯槽の発錆が著しくないこと。	0	0			
地下埋設バルク貯槽の腐しょく 防止措置 (19-3-/(11))	電位測定	飽和硫酸銅電極でパルク貯槽の対地電位を測定し-850m/以下であること。	0	0			
地上設置バルク貯槽の大地との 接地 (3,000kg未満) (19-3-二(4))	目視	接地接続線は、5.5mm²以上(単線を 除く。)あり、容易に腐しょく。 いものであること。確実に接続されて いること。	0	0			
安全弁の放出管 (19-3-=(5))	目視	レインキャップが確実に取り付けられて いること。 放出管の内部に雨水が入っていない こと。	0	0			
バルク貯槽の基礎 (3,000kg以上) (54-2-チ(3))	目視	バルク貯槽の支柱または底部若しくは 架台が同一の基礎にアンガーポルトに より確実に固定されており、基礎、支柱 等の破損がないこと。	0	0			
地上設置バルク貯槽及び支柱の 耐熱構造又は、治利用散水装置 (3,000kg以上) (54-2-チ(4))	田	バルク所権および支柱の断熱構造の 有無、破損その他異常がないこと。規定 の能力を有する散水装置等が設けられ ており、正常に作動し、散水状態に異常 がないこと。	0	0			

※1:認定液化石油ガス販売事業者、※2:留意事項(P.69)「@認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

79

| 20世紀 | 10世紀 | 10世紀

4年

24年 一冊 充てん時9月/

粠 幽 囝

罪

点檢方法

Ш

讏

筷

10€

0

0

対象設備に確実に接続された接地接 続線が設けられており、断線その他の 損傷がないこと。また接地抵抗が総合 1000以下であること。

绳

Ш

静電気除去措置 (3,000kg以上) (54-2-f(5))

0

0

0

・第1種保安物件 バルク貯槽の外面から16.97m以上 の距離を有していること。

票

Ш

保安物件に対する距離 (54-2-ロ(1)(2)(3))

(2)3,000kg以上

バルク貯槽の外面から11.31m以上 の距離を有していること。

第2種保安物件

バリノ的情の外面から、第1種保安物件、 第2種保安物件に対し、7m以上の距離 を有していること。 上記の距離が確保できない場合は、所定 の強度を有する構造壁、障壁を設け、 又はバリク的情を埋設していること。

(1)1,000kg以上3,000kg未渐

0

0

0

バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に 液化石油ガス又はLPガス及び火気 厳禁と朱書していること。 表示が鮮明であること。

票

Ш

LPガス及び火気厳禁と朱書 (19-3-ハ(9))

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

(3)上記(1)及び(2)の距離が確保できない場合は、所定の強度を有する障壁を設け、又はバルク貯槽を埋設していること。

0

0

0

パルク貯槽に車両が接触しない措置を 講じてあること。

票

Ш

自動車等車両が接触しない措置 (地上)

(19-3-=(2))

0

0

0

バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に、 緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・ 電話番号)等を表示していること。 表示が鮮明であること。

票

Ш

緊急連絡先の表示 (19-3-//(10))

0

0

0

車両が埋設場所に乗り入れない措置を

講じてあること。

编

Ш

埋設した場所に自動車等車両が 乗り入れない措置 (地下埋設3,000kg未満の貯槽) (19-3-ホ(2)) 0

0

0

バルク貯槽埋設後、四隅にバルク貯槽 の埋設後の貯槽の位置を示すための 標識杭が設置してあること。

票

Ш

埋設後の貯槽の位置を示す標識杭 (地下埋設3,000kg未満の貯槽) (19-3-ホ(6))

0 0

0

腐しょく防止措置が講じられ、発錆が 著しくないこと。

票

Ш

バルズ集合装置、供給管の腐しょく 防止措置 (18-6)

80

			0	0	0	0	0	0	0
点権の回数	_ ~	0							
	世界 東 東 を を を を を を を を を を を を を	0	0	0	0	0	0	0	0
	判定基準	対象設備に確実に接続された接地接 続線が設けられており、斯線その他の 損傷がないこと。また接地抵抗が総合 1000以下であること。	(1)1)1000kg以上3,000kg未満 が20層の外面から。第1 種保安物件、 着10年表で物件に対し、7m以上の距離 を有していること。 の強度を有する構造鍵、障壁等を設け、 次は7ルン庁権を建設していること。 (2)300kg以上 ・第1種保安物件 ・第1種保安物件 ・第1種保安物件 ・第1種保安物件 ・第1種保安物件 ・第1種保安物件 ・第1種保安物件 ・第2種保安物件 ・第1種保安物件 ・第2種保安物件 ・第2種保安物件 ・第2種保安物件 ・第2種保安物件 ・第2種保安物件 ・第2種保安物件 ・第2種保安物件 ・第2種保安物件 ・第2種保安物件 ・第2種保安物件 ・第2世界大型はいること。 (3)上記(1)及び(2)の距離が確保でき ない場合は、所定の距離が確保でき ない場合は、所定の距離が確保でき ない場合は、所定の距離が確保でき ない場合は、所定の距離が確保でき を設け、又はバリルケ門権を埋設している を設け、又はバリルケ門権を埋設している を設け、又はバリルケ門権を埋設している	/UL/D貯槽又は周囲の見やすい箇所に 液化石油ガス又はLPガス及び火気 厳禁と朱垂していること。 表示が鲜明であること。	バルク貯槽又は周囲の見やすい箇所に 緊急連絡先(保安機関の名称・所在地・ 電話番号)等を表示していること。 表示が辨明であること。	バルク貯槽に車両が接触しない措置を 講じてあること。	車両が埋設場所に乗り入れない措置を 講じであること。	/VI/ク貯槽埋設後、四隅に/VI/ク貯槽 の埋設後の貯槽の位置を示すための 標識杭が設置してあること。	腐しょく防止措置が講じられ、発錆が 著しくないこと。
	点検方法	日視	血	開	明	田	三	正	日
	点 検 項 目	静電気除去措置 (3,000kg以上) (54-2-チ(5))	保安物件に対する距離 (54-2-ロ(1)(2)(3))	LPガス及び火気厳禁と朱書 (19-3-ハ(9))	緊急連絡先の表示 (19-3-/\((10))	自動車等車両が接触しない措置 (地上) (19-3-エ(2))	埋設した場所に自動車等車両が 乗り入れない指置 (地下埋設3,000kg未満の貯槽) (19-3-ホ(2))	埋設後の貯槽の位置を示す標識杭 (地下埋設3,000kg未満の貯槽) (19-3-ホ(6))	パルズ集合装置、供給管の腐しょく 防止措置

80

- 105 -

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

					型型	古棒の回数	 		Г
点檢項目	点検方法	判定基準	供給開始群	充てん時 9月/	一种	2#		110 15 12 12 15 15 15 15 15	2 年2
パルズ、集合装置、気化装置、供給 普等の漏えい試験(調整器まで) (18-10)	石けん水又は検知器	常用の圧力においてガスの漏えいが ないこと。	0				0	0	
供給管、ガス栓等の漏えい試験 (以下の供給管を除ぐ) 地下電与に係る供情での研み、亜鉛 めっきを患した供給管(防しよデーブ を表したは必を対してはないのを除く) のある間により生にないのを除く) のある間にない他に関いたので除く) 変等に係る機能管の前分解ぐ)及び ポリエチレン管を使用している供給管。 ポリエチレン音を使用している供給管。	自記圧力計 等 石けん水 スは検知器	例示基準第29節、第41節(埋設管)の 漏えい試験方法により漏えい試験を 行いが2の調えいがないこと。 高えい検知装置の漏えい表示がない こと。	0			0	0	0	
調整器の調整圧力及び閉そ<圧力 (18-20-ハノ)	自記圧力計等	生活の用に供するものにあっては調整 圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、 期そ(圧力が3.5kPa以下であること。 ま出り外の用に供するものにあっては、 使用する燃焼器に適合したものである こと。	0			0	0	0	
燃焼器入口圧力 (18-11) (通常の供給設備の点検項目)≈3	自記圧力計等	生活の用に供するものにあっては2.0 KPa以上3.3KPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあっては 使用する燃焼器に適合した圧力である こと。	0			0	0		
供給管の危険標識 (18-14) (通常の供給設備の点後項目) =3	田	供給管を地盤面上に設置する場合に おいてその周辺に危害を及ぼすおそれ のあるとさは、その見やすい箇所に液化 石油がなの供給管である旨、供給管に 異常を認めたときの連絡先その他必要 は下あること。 表示が解明であること。	0			0	0		

^{※1:}認定液化石油ガス販売事業者、※2:貿急事項 (P69)「優認定液化石油ガス販売事業者の特例指置」参照 ※3:法令に規定された点検項目ではないが、自主保安として供給設備(バルク容器・バルク貯槽)と同様に点検することが望ましい。

٥ 0 0 0 0 0 0 0 4年 2年 一冊 充てん時の月/ 0 0 0 0 0 例示基準第29節、第41節(埋設管)の 議えい試験方法により漏えい試験を 行いガスの編えいがないこと。 編えい検知装置の漏えい表示がない 供給管を地盤面上に設置する場合に おいてもの周辺に危害を及ぼすねそれ のあるときは、その段づい園所に液化 石油ガンの供給管である。供給管区 異常を認めたときの連絡先その他必要 な事項を明瞭に記載した危険標識を設 生活の用に供するものにあっては調整 圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下であり、 閉そく圧力が3.5kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあっては、 kPa以上3.3kPa以下であること。 生活以外の用に供するものにあっては(使用する燃焼器に適合した圧力である こと。 常用の圧力においてガスの漏えいが ないこと。 使用する燃焼器に適合したものである こと。 生活の用に供するものにあっては2.0 粠 幽 囝 罪 けてあること。 等 石けん水 又は検知器 石けん水 又は検知器 自記圧力計等 点檢方法 自記圧力計 自記圧力計 票 缈 Ш 注:地下童等に係る候館官の部分・亜鉛 を全意した40で含み、機能を振びるま それのある際によくが生じないものを それのある際によくが生じないものを 際く。フをラインを適下に重要して もの(地下海豚に成りのボリンであって地盤町下に重要して もの(地下海豚に成りのボリンである供給所を開い ている供給所を解除へ。 調整器の調整圧力及び閉そく圧力 (18-20-//) バルブ、集合装置、気化装置、供給 管等の漏えい試験(調整器まで) (18-14) (通常の供給設備の点検項目)* 供給管、ガス栓等の漏えい試験 (18-11) (通常の供給設備の点検項目)* ш 熈 供給管の危険標識 筷 燃烧器入口压力 * 欄外備考参照 10€ (18-10)

(備考)法令に規定された点検項目ではないが、自主保安として供給設備(パレク容器・パレク貯槽)と同様に点検することが望ましい。

*欄外備考参照

5. 帳簿の保存

点検記録簿は記載の日から2年間保存する。ただし、次に実施されるまでの期間が2年を超えるものは 次回の実施日まで保存する。



保安業務ガイド



業 済 産 高圧ガス保安協

> LPガス保安技術者向けWebサイト http://www.lpgpro.go.jp/

保安業務ガイド【周知】(新旧対照表)

		翻 - - - - - - - - - - - - -	※	☆		
2018/09/03	華	・他の「保安業務ガイド」との整合・年度変わりよる更新	【FY29 版】P.16 ③	【FY29 版】P.18 ③		・年度替わりによる更新
	29年度版	本書の編集等について その後、平成19年の省令改正に伴う周知事項の追加と併せ、CO(一酸化炭素)中 毒事故防止の注意喚起の内容について整理し、平成21年3月の通達改正に伴う揺れの 大きな地震時の対応、平成28年6月の省令改正に伴う周知の周期について各々改訂し ました。 なお、本書での法令条文等は、平成29年4月1日時点の法令を基にしております。	経済産業省作成リーフレット	経済産業省作成リーフレット	新規	奥付 (29年度版)
	30年度版	本書の編集等について その後、平成19年の省令改正に伴う周知事項の追加と併せ、CO(一酸化炭素)中 毒事故防止の注意喚起の内容について整理し、平成21年3月の通達改正に伴う揺れの 大きな地震時の対応、平成28年6月の省令改正に伴う周知の方法、周期等について各々 改訂しました。 なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法 令条文等は、平成30年4月1日時点の法令を基にしております。	巻末の「参考」〜移動→	巻末の「参考」〜移動→	参考 周知のためのパンフレット等 【平成30年度版テキスト参照】	. 與付 (30年度版)
	頁	はじめに なたらは かん			P.27 ~ P.36	背表紙



保安業務ガイド

緊急時連絡·緊急時対応







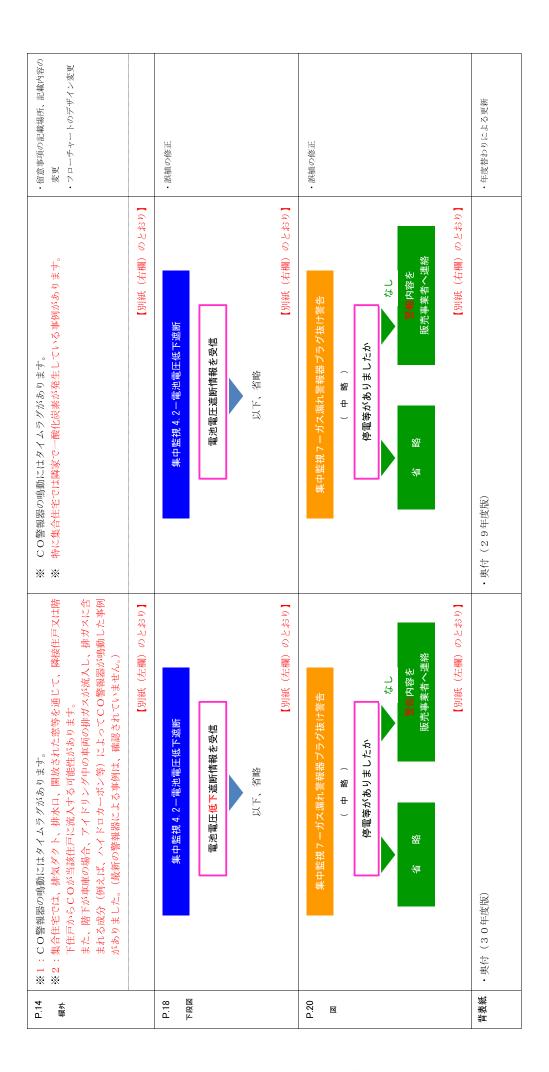


経 済 産 業 省 高圧ガス保安協会

> LPガス保安技術者向けWebサイト http://www.lpgpro.go.jp/

保安業務ガイド【緊急時連絡・緊急時対応】(新旧対照表)

2018/09/03	垂	・他の「保安業務ガイド」との整合・年度変わりよる更新	・ページの一部下に移動・アナインを変更	・レイアウト変更	・ 留意事項の追記・ フローチャートのデザイン変更
	29年度版	本書の編集等について これら状況から、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「緊急時連絡」及び「緊 急時対応」の保安業務を的確に遂行するためのガイドとして、より実務に添った解説書 として編集した「保安業務ガイド(緊急時連絡)」及び「保安業務ガイド(緊急時対応)」 を各々作成しました。 本書は、平成12年度の通商産業省委託事業において作成しましたが、法令改正に伴う 改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っています。 平成22年度において、二冊であった「緊急時連絡」と「緊急時対応」とを一冊に集約 しました。 なお、本書での法令条文等は、平成29年4月1日時点の法令を基にしております。	 参考 平成22年より、ガス警報器工業会は、ガス漏れ警報器の統一名称を 「ガス警報器」としています。 関紙 (右欄) のとおり]	[別紙(右欄)のとおり】	新規 [別紙 (右欄) のとおり]
	30年度版	本書の編集等について これら状況から、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「緊急時連絡」及び「緊 急時対応」の保安業務を的確に遂行するためのガイドとして、より実務に添った解説書 として編集した「保安業務ガイド(緊急時連絡)」及び「保安業務ガイド(緊急時対応)」 を平成12年度の通商産業省委託事業において各々作成しましたが、本書は平成22年度 において、二冊であった「緊急時連絡」と「緊急時対応」とを一冊に集約しました。 なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法 令条文等は、本書での法令条文等は、平成30年4月1日時点の法令を基にしております。	参考 平成22 (2010) 年より、ガス警報器工業会では、「ガス漏れ警報器」を「ガス警報器」と統一名称しています。	・マイコンメータの新旧シールに係る記載レイアウトを変更【別紙(左欄)のとおり】	 ※1:集合住宅では、排気ダクト、排水口、開放された窓等を通じて、隣接住戸又は階上住戸から漏れたLPガス等が当該住戸に流入する可能性が、また、積雪地の雪害発生時や住宅密集地では、近隣住戸いら漏れたガスが床下換気口から流入する可能性が各々あります。 ※2:ガス漏れ警報器はCOを検知する設計はされていませんが、極端な酸素不足でLPガスが正常に燃焼しない場合は、排ガスにCOと併せ未燃ガス等が含まれるため、この未燃ガスをガス漏れ警報器が検知し、鳴動する場合があります。また、階下が車庫の場合、アイドリング中の車両の排ガスが流入し、排ガスに含まれる成分(例えば、ハイドロカーボン等)によってガス漏れ警報器が鳴動した事例がありました。(最新の警報器による事例は、確認されていません。) 関紙(左欄)のとおり]
	重等	取りめて らなす の の の の の の の の の の の の の	P.7	P.8	B.12 翻外



緊急情報の種類

消費者からの電話受付、第三者からの電話受付、 集中監視により受信する情報など様々です 緊急時連絡保安機関に入る緊急情報は、

電話受付による情報

緊急時連絡保安機関には、消費者からの緊急通報はもちろんのこと、隣家や隣室、消防等も 含め第三者からの緊急通報など、電話による緊急情報が入ってきます。

情報の種	種類	通報者	通報內容(例)
		消費者	「自宅が火事です」等
<u>†</u>	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	第二者	「隣が火事です」等
次 没 幸 の im 報	火災・際発の発生	消防等	「〇〇町〇丁目の△△宅から火災が 発生、至急LPガス容器を引き上げて ください」等
	よし当さん数千	消費者	「キッチンのガス栓からガスが漏れて います」等
	23人編150先上	第二十	「隣のLPガス容器からガスが漏れて います」等
ルト 増 1.5 寸 の In 牧	ガスの臭いがする、 ギュデル整粒型が	消費者	「部屋の中がなんとなくガス臭いの ですが」等
	ガヘ綱も言称命が、鳴っている	第二十	「隣のガス漏れ警報器が鳴って います」等
ガスが出ない等の情報	ガスが出ない	消費者	「ガスが出なくてガステーブルに火が つかないのですが」等
		消費者	「ふろがまから異常音がします」等
ものも	異常音の発生	第二者	「隣のLPガス容器近くから異常音が しています」等
	器具の異常	消費者	「ガステーブルの炎の色がおかしい のですが」等

○通報者が第三者の場合には、消費者に電話で連絡を取り、情報の収集と状況の把握を ○電話で情報を受け付けた場合、通報者からの情報の収集を行い、状況を把握します。

〇状況に応じて、消費者及び通報者へ適切な指示・助言を行い、必要に応じて緊急時対応 保安機関・消防等に出動の要請及び販売事業者へ連絡を行います。

参考 平成22(2010)年より、ガス警報器工業会では、「ガス漏れ警報器」を「ガス警報器」と呼称統一しています。

(H29年度版)

緊急情報の種類

緊急時連絡保安機関に入る緊急情報は、 消費者からの電話受付、第三者からの電話受付、 集中監視により受信する情報など様々です。

電話受付による情報

緊急時連絡保安機関には、消費者からの緊急通報はもちろんのこと、隣家や隣室。 消防等も含め第三者からの緊急通報など、電話による緊急情報が入ってきます。

通報内容(例)	「自宅が火事です」等	「隣が火事です」等	「○○町○丁目の△△宅から火災 が発生、至急LPガス容器を引き 上げてください」等	「キッチンのガス栓からガスが漏 れています」等	「隣のLP ガス容器からガスが漏 れています」等	「部屋の中がなんとなくガス臭い のですが」等	「隣のガス漏れ警報器が鳴ってい ます」等	「ガスが出なくてガステーブルに 火がつかないのですが」等	「ふろがまから異常音がします」等	「隣のLPガス容器近くから異常音がしています」等	「ガステーブルの炎の色がおかし いのですが」等
通報者	消費者	第三者	消防等	消費者	無川	消費者	第二者	消費者	消費者	無川	消費者
種類	火災・爆発の発生			计工品之份数书	ガス漏れの発生 ガスの臭いがする、 ガスの臭いがする、 ガス漏れ警報器が 鳴っている			ガスが出ない		異常音の発生	器具の異常
情報の程		4 8 4 8 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	<u> </u>		‡	とくまれていません。		ガスが出ない等の情報		みのも	

<u>参考</u>] 平成22年より、ガス警報器工業会は、ガス漏れ警報器の統一名称を「ガス警報器」としています。

〇通報者が第三者の場合には、消費者に電話で連絡を取り、情報の収集と状況の把 〇電話で情報を受け付けた場合、通報者からの情報の収集を行い、状況を把握します。 握を行います。

〇状況に応じて、消費者及び通報者へ適切な指示・助言を行い、必要に応じて緊急 時対応保安機関・消防等に出動の要請及び販売事業者へ連絡を行います。

(H29年度版)

集中監視から受信する情報 (2)

集中監視を行っている消費者からは、 緊急時連絡保安機関に入ってきます 電話回線を通じて保安情報が

①遮断情報

(遮断情報とは、マイコンメータ等によりガスを遮断したとの情報)

	遮断種別 (センター画面またはプリント表示例)	号計・増加流量オーバー遮断	継続使用時間オーバー遮断	压力低下遮断	感 器 作 動 遮 断	ガス漏れ警報器作動遮断	CO警報器作動遮断	電池電圧低下遮断
エンベートやにおうこくの種類のようのは大	原因	・ゴム管が外れた ・ガス栓の誤開放 ・多数のガス器具を同時に使用した	・ガス器具の消し忘れ ・同一器具の長時間使用	・配管のガス圧力が低下した ・ガス切れ	・ガス使用中に震度5以上の 地震が発生した	・ガス漏れ警報器が作動した (ガス漏れ警報器を連動した場合)	・C O 警報器が作動した (C O 警報器を運動した場合)	※新マイコンメータ 電池電圧低下警告表示後、更に40日後 に電池電圧低下遮断
	マイコンメータの表示			OBC III P				

※新マイコンメータとは、電池電圧が低下した場合に遮断する規格に合格したもの (平成13年6月以降は全マイコンメータが対応)

(20×30) マイコンメータS(10年) 新型メーター



○マイコンメータ等からの遮断情報を受信した場合は、その情報の種類により状況を把握 した上で、消費者へ電話で連絡を行います。

〇消費者に集中監視により情報が入ったことを伝え、状況を確認します。

〇状況に応じて消費者へ適切な指示・助言を行い、必要に応じて緊急時対応保安機関・ 消防等に出動の要請及び販売事業者へ連絡を行います。

(2) 集中監視から受信する情報

集中監視を行っている消費者からは、 電話回線を通じて保安情報が 緊急時連絡保安機関に入ってきます。

①遮断情報

(遮断情報とは、マイコンメータ等によりガスを遮断したとの情報)

遮 断 種 別 (センター画面またはプリント表示例)	合計・増加流量オーバー遮断	継続使用時間オーバー遮断	压力低下遮断	縣 餵 器 作 勢 邁 野	ガス漏れ警報器作動遮断	6 0 警報器作動遮断	電池電圧低下遮断
原因	・ゴム管が外れた ・ガス栓の誤開放 ・多数のガス器具を同時に使用した	・ガス器具の消し忘れ ・同一器具の長時間使用	配管のガス圧力が低下したガス切れ	ガス使用中に震度5以上の地震が 発生した	ガス漏れ警報器が作動した (ガス漏れ警報器を連動した場合)	・CO警報器が作動した (CO警報器を連動した場合)	※新マイコンメータ 電池電圧低下警告表示後、更に40 日後に電池電圧低下遮断
マイコンメータの表示			OBC #XŁP				

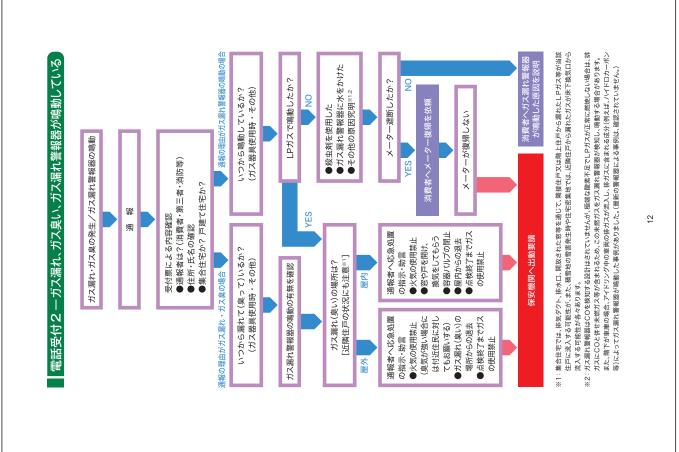
※新マイコンメータとは、電池電圧が低下した場合に遮断する規格に合格したもの (平成13年6月以降は全マイコンメータが対応)



○マイコンメータ等からの遮断情報を受信した場合は、その情報の種類によ リ状況を把握した上で、消費者へ電話で連絡を行います。

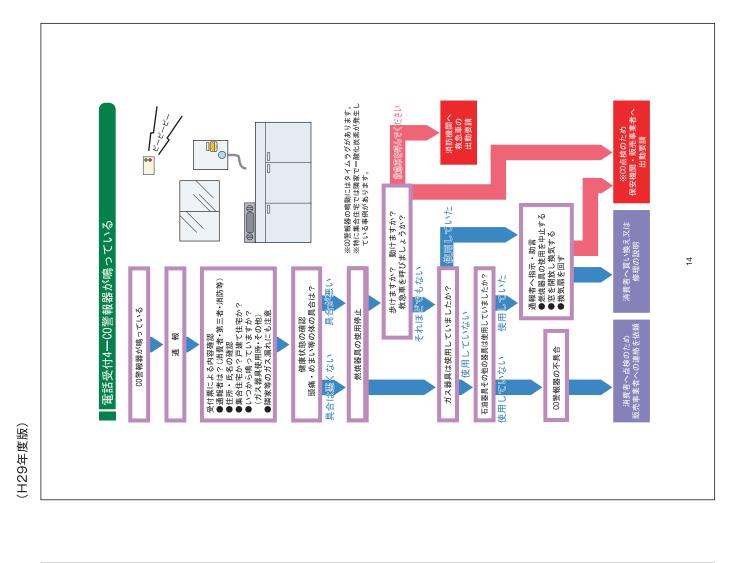
○状況に応じて消費者へ適切な指示・助言を行い、必要に応じて緊急時対応保安機関・消防等に出動の要請及び販売事業者へ連絡を行います。 〇消費者に集中監視により情報が入ったことを伝え、状況を確認します。

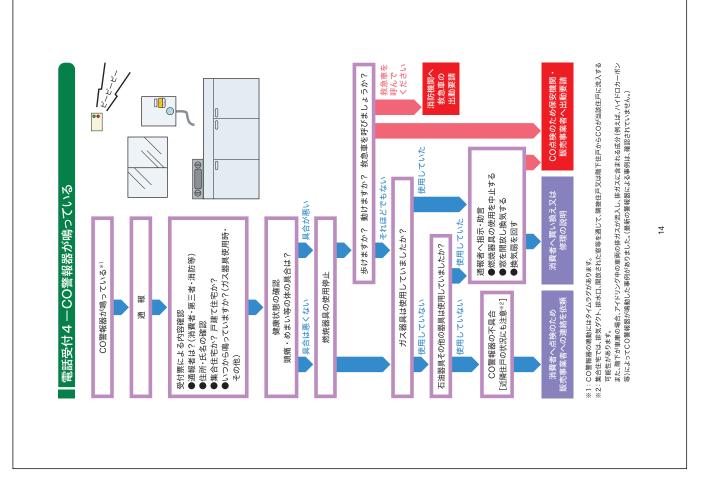
∞

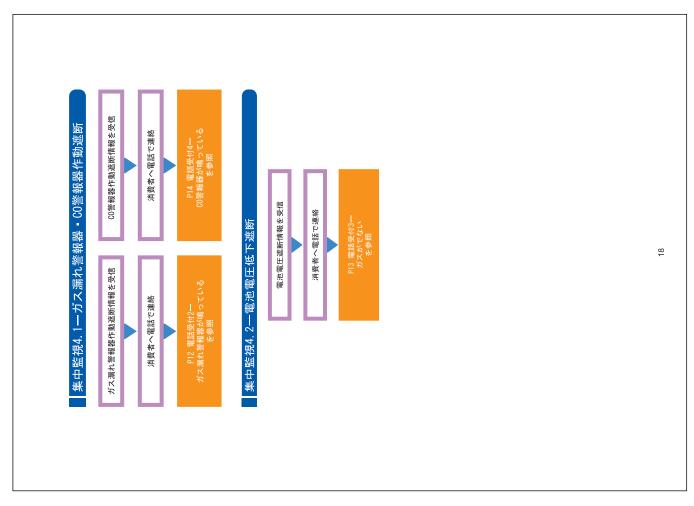


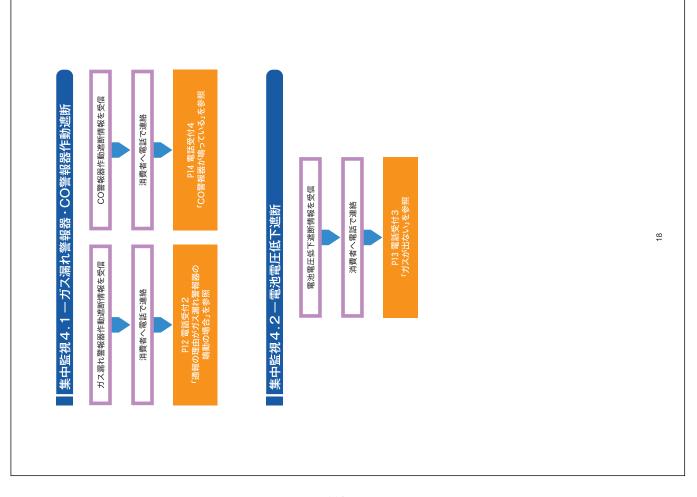
- 117 -

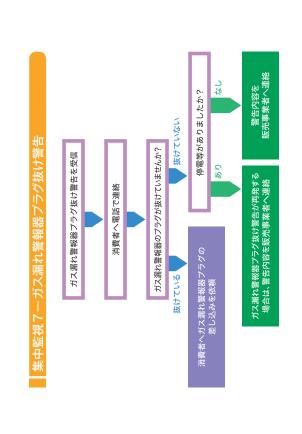
Pガス以外で警報機が鳴ったか メーター遮断しているか? 消費者へ警報器が鳴った原因を説明 ●通報者は?(消費者・第三者・消防等) ●住所・氏名の確認 ●集合住宅か?戸建て住宅か? ●いつから鳴っていますか? 電話受付2- ガス漏れ、ガス臭い、ガス漏れ警報器が鳴っている 進断していない ガス漏れ警報器が鳴っている ●殺虫剤を使用した ●警報器に水をかけた ●その他の原因究明 している ■隣家等のガス漏れにも注意 メーターが復帰しない (ガス器具使用時・その他) 쁖 塩州 受付票による内容確認 熳 通報者へ応急処置の 指示・助言 ●火気の使用禁止 ●窓や戸を開け換気 をしてもらう ●容器バルブの閉止 ■屋内からの退去■ 点検終了までガスの使用禁止 12 ガス臭の発生 漏れ(臭い)の場所は屋外か屋内か? 쌲 豳区 ●通報者は?(消費者・第三者・消防等) ●いつから漏れて(臭い)ますか? (ガス器具使用時・その他) 赒 保安機関へ出動要請 ●住所・氏名の確認●集合住宅か?戸建て住宅か? ■隣家等のガス漏れにも注意 ガス漏れ警報器は? ガス漏れ警報器の鳴動 の有無の確認 受付票による内容確認 通報者へ応急処置の 指示・卸置 (東気が強い場合に (東気が強い場合に は付近住民に対し てもお願いする) (等器・バルフの閉止 ・ガス漏れ(臭い)の 場所からの過去 高純終了までガス ガス漏れの発生 榖 剰











(3) 販売事業者及び緊急時対応保安機関への連絡方法

①緊急出動が必要な場合

緊急出動の要請は、緊急時対応保安機関に対し電話で出動要請を行うとともに、緊急連絡の受付及び対応の状況を記載した緊急時受付票等をFAX等で送信します。販売事業者には、緊急時対応保安機関への要請内容と販売事業者が行わなければならない措置を指示します。

②緊急出動を必要としない場合

緊急出動を必要としない場合は、販売事業者に対し電話又はFAX等で緊急連絡の結果報告を行います。

20

集中監視フーガス漏れ警報器ブラグ抜け警告を受信 ガス漏れ警報器ブラグが抜けていませんか? 抜けている 海費者へガス漏れ警報器ブラグの 差し込みを依頼 カス漏れ警報器ブラグかけ警告が再発す あり ありましたか? ありましたか? 高場合は、警告内容を販売事業者へ連絡 原売事業者へ連絡

(3) 販売事業者及び 緊急時対応保安機関への連絡方法

①緊急出動が必要な場合

緊急出動の要請は、緊急時対応保安機関に対し電話で出動要請を行うとともに、緊急連絡の受付及び対応の状況を記載した緊急時受付票等をFAX等で送信します。販売事業者には、緊急時対応保安機関への要請内容と販売事業者が行わなければならない措置を指示します。

②緊急出動を必要としない場合

緊急出動を必要としない場合は、販売事業者に対し電話又はFAX等で緊急 連絡の結果報告を行います。



保安業務ガイド

ヒヤリハット



経 済 産 業 省 高圧ガス保安協会

LPガス保安技術者向けWebサイト http://www.lpgpro.go.jp/

保安業務ガイド【ヒヤリハット】(新旧対照表)

			50 / 60 / 01 / 01 / 01 / 01 / 01 / 01 / 0
頁等	30年度版	29年度版	備考
目次	削除	【凡例】本書で用いた略称と正式名称は、以下のとおりです。 ▼「青本」→ LPガス設備設置基準及び取扱要領(高圧ガス保安協会発行) ▼「黒本」→ ガス機器の設置基準及び実践指針(一般財団法人日本ガス機器検査協会発行)	・「凡例」に移動
凡例	凡例	新規	
	【平成30年度版テキスト参照】		
P.41 【13 供給	発生状況及び保安機関の対応	発生状況及び保安機関の対応	
管·配 管】 戸別住宅	ガス警報器が鳴って止まらないとの通報が入り緊急出動した。・・・・	ガス漏れ警報器が鳴って止まらないとの通報が入り緊急出動した。・・・・ ガス警	ガス警報器工業会の呼称との整合
	当該事象に伴う措置・対応策	当該事象に伴う措置・対応策	
	容器バルブを閉止したのは緊急時対応を行った者であり、ガス警報器が鳴って止まらないとの・・・。	容器パルプを閉止したのは緊急時対応を行った者であり、ガス漏れ警報器が鳴って止 まらないとの・・・。	
P.44 [16 供給 普·克 管] 同別住宅	動画映像 (参画) http://www.lpgpro.go.jp/guest/other/movie/hiyari/hiyari03.html (ダウンコード) http://www.lpgpro.go.jp/guest/other/hiyari.html	新規	
	[別紙 (左欄) のとおり]	[別紙(右欄)のとおり】	
P.74 [45λ 5]	発生状況及び保安機関の対応 こんろのつまみが半開状態のまま消費者が1時間程度外出し、帰宅したらガス警報器	発生状況及び保安機関の対応 こんろのつまみが半開状態のまま消費者が1時間程度外出し、帰宅したら警報器が鳴 ガス警	ガス警報器工業会の呼称との整合
月 四 任 先	が鳴っていた。		
P.76 [65.45]	発生状況及び保安機関の対応	発生状況及び保安機関の対応	
共同住宅を 除く規則 86 条施設	飲食店(スナック)に設置されているこんろの点火装置が故障し、ガスライターにより点火しようとした結果、点火タイミングが遅く、繰り返しているうちに生ガスが滞留し、ガス警報器が鳴動した。	飲食店 (スナック) に設置されているこんろの点火装置が故障し、ガスライターによ り点火しようとした結果、点火タイミングが遅く、繰り返しているうちに生ガスが滞留 し、警報器が鳴動した。	ガス警報器工業会の呼称との整合
		新規	
	[別紙 (左欄) のとおり]	[別紙(右欄)のとおり]	
背表紙	奥付 (30年度版)	奥付 (2 9 年度版) · 年 · 年 · 年 · 年 · 年 · 年 · 年 · 年 · 年 ·	・年度替わりによる更新

戸別住宅

供給管・配管 16

発生箇所及び原因

他工事業者の配管損傷によるガス漏えい。

発生状況及び保安機関の対応

小規模導管供給の団地の付近住民からガス臭がすると連絡があったため至急現場に出動して調査したところ、移転廃止中の建物を解体しており、配管折損によりガス漏れがあった。 ガスメーターには連絡先の表示をしていたが、解体業者が連絡をしないで解体作業を行い、ガス 7音を折損したためであった。



業者の対応

- ・ガス漏れ箇所を特定して漏えい部を修理した。
- ・ガス検知器によりガス残留状況を調査して安全を確認した。
- ・付近住民に事情を説明した。
- ・解体業者に注意した。

垓車象に伴う揺器・対応

戸建て集団供給においては定期的に巡回し、他工事の有無を確認するとともに、他工事業者と 協議できる環境も整え、事前に工事協議及び工事立会いを行うことが重要である。

関連する保安業務区分





動画映像

下記のURLからご覧いただくことができます。 【夢画】http://www.logno.go.in/gnest/other/

【鬱團】http://www.lpgpro.go.jp/guest/other/movie/hiyari/hiyari/3.html 【ダウンニード】http://www.lpgpro.go.jp/guest/other/hiyari.html 44

戸別住宅

(H29年度版)

共給管・配管 16

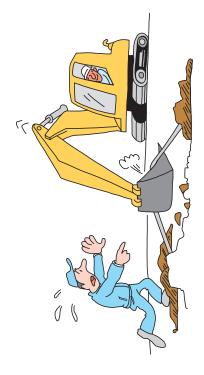
発生箇所及び原因

他工事業者の配管損傷によるガス漏えい。

発生状況及び保安機関の対応

小規模導管供給の団地の付近住民からガス臭がすると連絡があったため至急現場に出動して調査したところ、移転廃止中の建物を解体しており、配管折損によりガス漏れがあった。

ガスメーターには連絡先の表示をしていたが、解体業者が連絡をしないで解体作業を行い、ガス管を折損したためであった。



販売事業者の対応

- ・ガス漏れ箇所を特定して漏えい部を修理した。
- ・ガス検知器によりガス残留状況を調査して安全を確認した。
 - ・付近住民に事情を説明した。
 - ・解体業者に注意した。

我也去。 雅英八形 J 图

戸建て集団供給においては定期的に巡回し、他工事の有無を確認するとともに、他工事業者と 協議できる環境も整え、事前に工事協議及び工事立会いを行うことが重要である。

関連する保安業務区分

緊急時連絡緊急時対応

H

共同住宅を除く規則86条施設

発生箇所及び原因

飲食店(スナック)に設置されているこんろの点火装置が故障し、ガスライターにより点火し ようとした結果、点火タイミングが遅く、繰り返しているうちに生ガスが滞留し、ガス警報器が 鳴動した。

発生状況及び保安機関の対応

販売事業者からの要請により出動したが、飲食店の客の通報で消防署員も出動していた。上記 して翌日再調査することの了解を得て閉栓した。翌日の再調査で配管等の異常はなかった。ま 原因と考えられたが安全のため、すべての燃焼器を使用しないようお願いし、消防署員にも説明 た、外部からのガス漏れを想定し、周辺を確認したが一戸建だったので異常はなく、やはり点火 繰り返しによる生ガス滞留が原因であることがわかった。

再調査結果を消費者と消防署に説明し、販売事業者には発生原因とこんろの入替えを勧めるよ



販売事業者の対応

飲食店と買い替えするか修理をするか打ち合わせを行った。

販売事業者に、翌日の再調査の立会いをさせるべきである。







下記のURLからご覧いただくことができます。

動画映像

[動画] http://www.lpgpro.go.jp/guest/other/movie/hiyari/hiyari01.html 【ダウンロード】http://www.lpgpro.go.jp/guest/other/hiyari.html 9/

共同住宅を除く規則86条施設

(H29年度版)

発生箇所及び原因

飲食店(スナック)に設置されているこんろの点火装置が故障し、ガスライターにより点火し ようとした結果、点火タイミングが遅く、繰り返しているうちに生ガスが滞留し、警報器が鳴動

発生状況及び保安機関の対応

販売事業者からの要請により出動したが、飲食店の客の通報で消防署員も出動していた。上記 して翌日再調査することの了解を得て閉栓した。翌日の再調査で配管等の異常はなかった。ま た、外部からのガス漏れを想定し、周辺を確認したが一戸建だったので異常はなく、やはり点火 原因と考えられたが安全のため、すべての燃焼器を使用しないようお願いし、消防署員にも説明 繰り返しによる生ガス滞留が原因であることがわかった。

再調査結果を消費者と消防署に説明し、販売事業者には発生原因とこんろの入替えを勧めるよ う報告した。



販売事業者の対応

飲食店と買い替えするか修理をするか打ち合わせを行った。

販売事業者に、翌日の再調査の立会いをさせるべきである。

関連する保安業務区分

緊急時対応

9/



CO中毒事故を防止するために

業務用厨房機器のメンテナンスについて



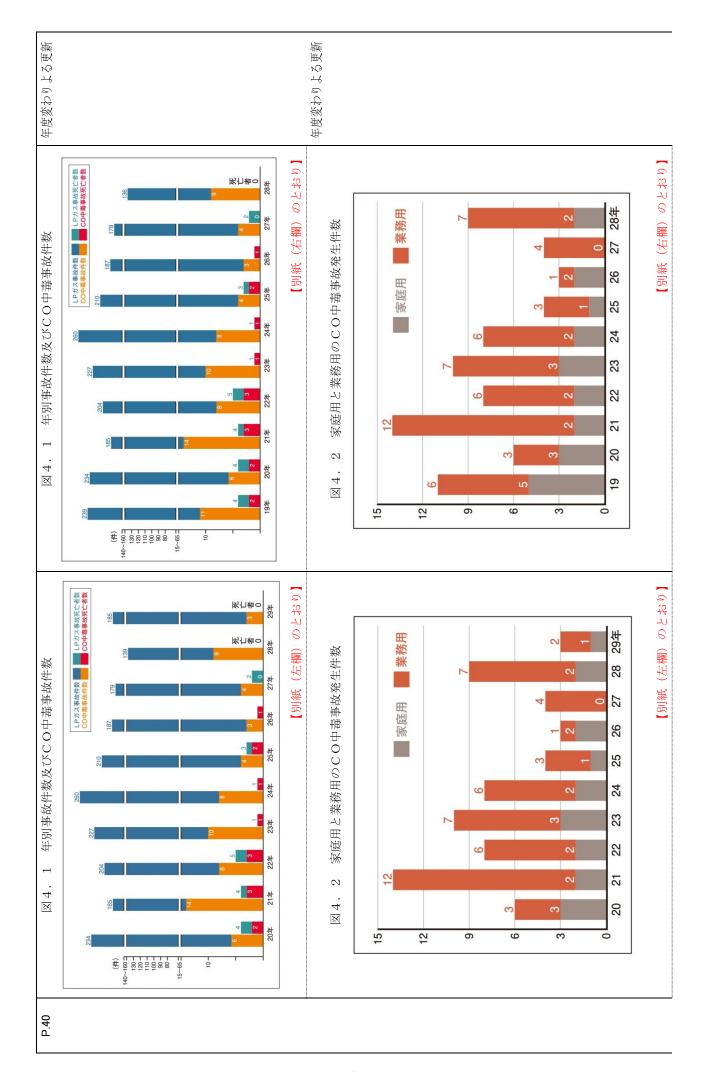
経 済 産 業 省 高圧ガス保安協会

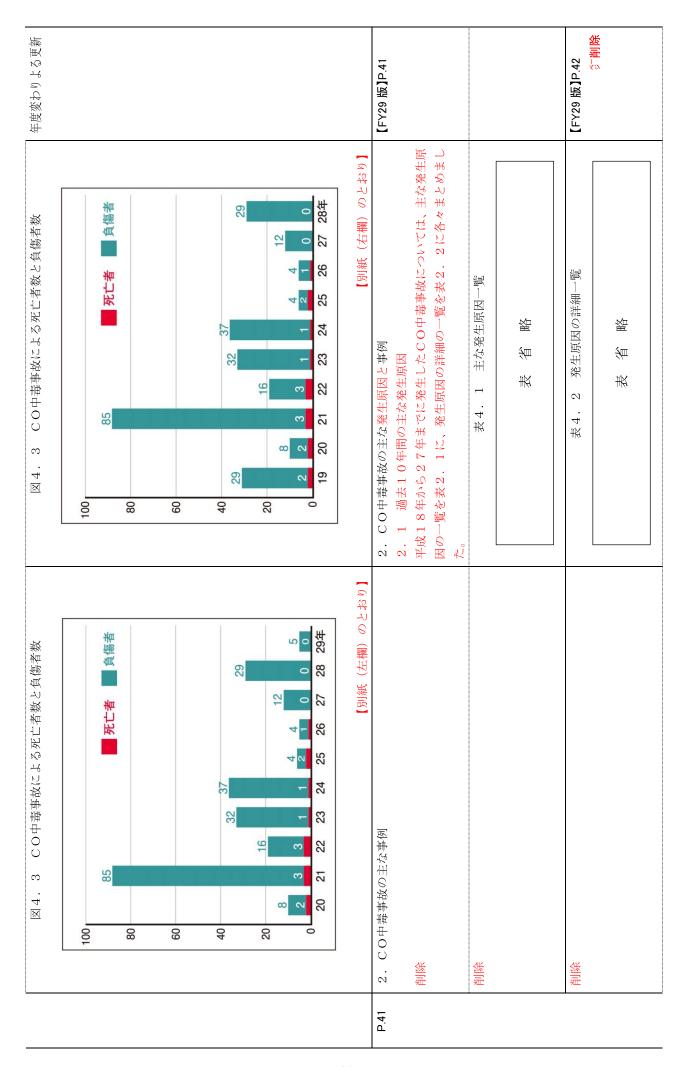
> LPガス保安技術者向けWebサイト http://www.lpgpro.go.jp/

■CO中毒事故防止対策技術(新旧対照表)[平成30年度]

					2018.09.03
頁等		30年度版		29年度版	無
は よ は い の に は が が が に が に い に い に い に に い に に に に に に	平成18年以降については、事 移していました。平成29年の 件から46件の増加となりまし 人から2人減少しました。[経済 成29年のLPガス事故発生状 中略	平成18年以降については、事故件数が増加し、167~260件/年で推移していました。平成29年の事故件数は185件で、平成28年の136件から46件の増加となりましたが、死傷者は50人で、平成28年の52人から2人減少しました。[経済産業省商務流通保安グループガス安全室「平成29年のLPガス事故発生状況(平成30年3月16日)」に基づく]中略	平成18年以降については、事故件数が増加し、167移していました。平成28年の事故件数は136件で、 体から減少し、平成18年以降で最も少ない件数となり と平成27年の60人から減少し、このうち死亡者数に 以降平成18年以来10年ぶりに0人でした。【経済産 ループガス安全室「平成28年のLPガス事故発生状況 6日)」に基づく】 中略	平成18年以降については、事故件数が増加し、167~260件/年で推移していました。平成28年の事故件数は136件で、平成27年の178件から減少し、平成18年以降で最も少ない件数となり、死傷者にも52人と平成27年の60人から減少し、このうち死亡者数についは、昭和42年以降平成18年以来10年ぶりに0人でした。【経済産業省商務流通保安グループガス安全室「平成28年のLPガス事故発生状況(平成29年3月16月)」に基づく】	年度変わりよる更新
-	に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っています。	更新等を適宜行っています。			
0.00	表 1.1 一般化炭素の吸入時間と中毒症状 空気中における一酸化炭素濃度 吸入時間と 以下省略 以下 表 1.2 COへモクロビン濃度と中毒症状 中毒症状 並行性健忘症:ある時期から前の記憶が欠如する状態 以下 ※テェーンストークス呼吸:小さな呼吸から次第に深さや速さえる。 ***・**・**・**・**・**・**・**・**・**・**・**・**	表 1.1 一酸化炭素砂坡 入時間と中毒症状 吸入時間と中毒症状 空気中における一酸化炭素濃度 以下省略 以下省略 以下省略 表 1.2 COペモクロビン濃度と中毒症状 中毒症状 血液中のヘモクロビン濃度と中毒症状 以下省略 以下省略 以下省略 ※逆行性健忘症: ある時期から前の記憶が久如する状態 以下省略 ※チェーンストークス呼吸: 小さな呼吸から次第に深さや遠さが増して無呼吸となること ***ない。 ニナルや	表1.1 一酸化炭素の吸入時間と中毒症状 空気中における一酸化炭素濃度 吸入 以下省略 表1.2 COヘモクロビン濃度と中毒症状 並液中のヘモクロビン濃度 以下省略 以下省略 以下省略 ※逆行性健忘症:ある時期から前の記憶が欠加する状態 ※チェーンストークス呼吸:小さな呼吸から次第に深さまない。エーセル・	表 1.1 一酸化炭素の吸入時間と中毒症状 吸入時間と中毒症状 空気中における一酸化炭素濃度 以下省略 以下省略 以下省略 表 1.2 COへモクロビン濃度と中毒症状 中毒症状 血液中のヘモクロビン濃度 中毒症状 以下省略 以下省略 ※逆行性健忘症: ある時期から前の記憶が久如する状態 以下省略 ※チェーンストークス呼吸: 小さな呼吸から次第に深さや遠さが増して無呼吸となること ************************************	課 相
	で繰り返り水虚 ※業務用換気警報器は、COへモグロビン濃度 20%で警報を発する。	コビン農度 20%で警報を発する。 (P. 91 図 7.7参照)	を繰り返り水膨 ※業務用換気警報器は、COヘモグロ	で繰り返り水彫 ※業務用換気警報器は、COへモグロビン濃度 20%で警報を発する。 (P. 93 図 7.7参照)	

P.15	1. 特監法の概要	1. 特監法の概要	・ 誤植の修正
	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年5月10日 法律第33号 以下「特監法」という。)において特定ガス消費機器の設置 または変更の工事を行う者(特定工事事業者)は、・・・以下、省略	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和 54 年 5 月 10 日法律第 33 号 以下「特監法」という。)特定ガス消費機器の設置または変更の工事を行う者(特定工事事業者)は、・・・以下、省略	
P.16	(1) 特定工事の監督 「ガス消費機器設置工事監督者」(液化石油ガス設備士等)は、特定工 事を実地に監督し、工事完了後、表示ラベルを貼付しなければなりません。 (以下の①~① 省略 ①~② 省略 ③ 略 (対象機器及び具体的な調査方法については告示・通達による。**) ④ 省略	(1) 特定工事の監督 「ガス消費機器設置工事監督者」(液化石油ガス設備土等) は、特定工事を実地に監督し、工事完了後、表示ラベルを貼付しなければなりません。 (以下の①~①を参照)。 ①~② 省略 ③ 略 (対象機器及び具体的な調査方法については告示・通達による。※) ④ 省略	
P.19	給排気方式による機器の分類一覧表省略提り紙(左欄)のとおり]	- [別紙 (右欄) のとおり]	- [FY29 版] P.41 から移動
P.40	1. CO中毒事故の発生状況 平成29年のLPガス事故の発生状況については、件数が185件、死傷者数が50人(死亡者0人)で18年度以降、最も少ない件数となり、このうちCO中毒事故については、件数が3件、死傷者数が5人(死亡者0人)で、このうち2件が業務用施設等で発生しました。また、これら3件のCO中毒事故は、全てにおいて業務用換気警報器及び警報器が設置されていませんでした。 発生件数を分母として1件あたりの死傷者数をみると、平成29年全体では死傷者数 0.27人/件ですが、CO中毒事故では、2.00人/件となることから、CO中毒事故が発生した場合には、多数の死傷者を発生させる等、重大な結果になる場合が多いと言えます。 【経済産業省商務流通保安グループガス安全室「平成29年のLPガス事故発生状況(平成30年3月16日)」に基づく】	1. CO中毒事故の発生状況 平成28年のLPガス事故の発生状況については、件数が136件、死傷 者数が52人(死亡者0人)で18年度以降、最も少ない件数となり、この うちCO中毒事故については、件数が9件、死傷者数が29人(死亡者0人) で、このうち8件が業務用施設等で発生し、高校の調理実習室で発生した事 故は、15人がCO中毒事故となったB級事故でした。 発生件数を分母として1件あたりの死傷者数をみると、平成28年全体で は死傷者数 0.38人/件ですが、CO中毒事故では、3.22人/件となること から、CO中毒事故が発生した場合には、多数の死傷者を発生させる等、重 大な結果になる場合が多いと言えます。 【経済産業省商務流通保安グループガス安全室「平成28年のLPガス事故 発生状況(平成29年3月16日)」に基づく】	年度変わりよる更新

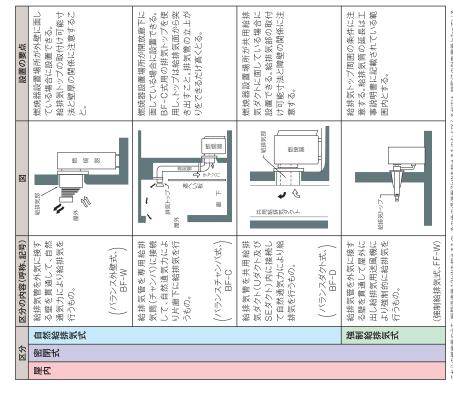




	P. 19 へ移動	8動								給排気	給排気方式による機器の分類		眉		• P.19 へ移動
											表	智			送 記 - - -
	2.1	事故事	事故事例(個人住宅等)	宅等)				2. 2	事故事例	例(個人住宅等)	芒等)				【FY29 版】P.43
P.46	2. 2	事故事	事故事例(業務用厨房等)	厨房等)				2.3	事故事	事故事例(業務用厨房等)	封房等)				【FY29 版】P.48
P.67	3. C O C O	受験 度 通 に 対	 ○ 濃度測定方法及び判定基準に濃度側定方法及び判定基準に 1 施行)により特定製造事業者 合が図られ、また、これらの基度を測定す業	3. C O 濃度測定方法及び判定基準 C O 濃度測定方法及び判定基準について C O 濃度の測定方法及び判定基準につい 月 1 日 施行)により特定製造事業者(燃 の整合が図られ、また、これらの基準と 後制度 [※] 」が創設されました(平成 21 年 整制度 [※] 」が創設されました(平成 21 年 一般 表5.2 整機の未交換数(-般社 本位254度 平成264度 「PE式 23004 19.835 C F式 7.839 6.409 F E式 2.208 19.677 高計 73.734 62.321 高計 73.734 62.331 高計 73.734 63	佐品、器具 機器メース 整合された 11日 日 11日 日 15.338 12.78 15.338 15.565 55.565 55.565 55.565 33.954 8.082	首令の改正 (一) 等が行う 「長期使用導 (行)。 販売事 してください (社29331現在) 13,915 4,584 30,879 49,378 49,378 49,378 7,410 29,210 7,410 85,998	(平成 20 年 4 5 点檢基準 2 5 点檢基準 2 4 4 3 6 0 4 4 3 6 0 4 4 3 6 0 4 4 3 6 0 6 4 4 3 6 0 6 4 4 3 6 0 6 4 4 3 6 0 6 4 4 3 6 0 6 4 4 3 6 0 6 4 6 6 6 3 3 6 6 6 3 3 6 6 6 3 8 6 6 6 6 8 6 6 6 6	3. CO (CO (B) (CO (B) (D) (C ○ 濃度測定方法及び判定基準に 濃度の測定方法及び判定基準に 目施行)により特定製造事業者 合が図られ、また、これらの基 度 [※] 」が創設されました(平成 2 関が自主的にC O 濃度を測定す ※ 「 構成式 25,955 23,0 C F式 9,297 7,8 E E 式 54,201 42,2	3. C O 濃度測定方法及び判定基準については、器具省令の改正 (平成 20 年 4 C O 濃度 の測定方法及び判定基準については、器具省令の改正 (平成 20 年 4 D 1 日 施行) により特定製造事業者 (燃焼器メーカー) 等が行う点検基準との整合が図られ、また、これらの基準と整合された「長期使用製品安全点検制度が保制度 [※] 」が創設されました (平成 21 年 4 D 1 日 施行)。 販売事業者及び保	(機器メーカン (機器メーカン (機器メーカン (機器メーカン (地位の参考と 長月月日施 (地元333環在) (地元333	20レンでは、器具省令の改正 (平成 20 年 4 1 1 日 施行)。 販売事業者及び保 (2) 1 年 4 月 1 日 施行)。 販売事業者及び保 (2) 1 年 4 月 1 日 施行)。 販売事業者及び保 (2) 2 4 月 1 日 加行)。 販売事業者及び保 (2) 5 場) (HZ7.3.3現在) (HZ8.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ7.3.31現在) (HZ8.3.31現在) (HZ8.3.31現在) (HZ7.3.31現在) (HZ8.3.31現在) (HZ7.3.31現在) (HZ8.3.31現在) (HZ7.3.31現在) (HZ7.3.31現在) (HZ8.3.31現在) (HZ7.3.31現在) (HZ8.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ7.3.31現在) (HZ8.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ9.3.31現在) (HZ9.3.3.31現在) (HZ9.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3	平成 20 年 4	[FY29版]P.62 [FY29版]P.69 ・年度変わりよる更新
					万	別社(左欄)	0 5 7 9 J					2	【別秩(右欄)	20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	

P.100	削除	1. 2 周知の頻度 以下省略	【FY29 版】P.102
	参考 周知業務の全般については、保安業務ガイド「周知」を参照してください。 ▼保安業務ガイド「周知」 (http://www.lpgpro.go.jp/guest/text1/pdf/H28_2015/file_2015_05.pdf)	←【FY29 版】P. 105 から移植	
	製 <u>開</u>	記載內容省略	[FY29 版]P.103 贪∸削除
	剝除	 1.3 一般家庭への周知のポイント 以下省略 	【FY29 版】P.104 ┊一削除
	P. 101 ~移動→	事前に面談する消費者の情報を把握し、より理解していただくための周 知文書・周知方法等について工夫をしましょう。	
	P. 101 へ移動→	- 参 考 外国版LPガス保安ガイド等もご活用ください。(LPガス安全委員会 URL:http://www.lpg.or.jp)	
P.101	1. 2 業務用施設へのポイント 以下省略	1. 4 業務用施設へのポイント 以下省略 以下省略	【FY29 版】P.105
	・周知実施者に任せきりではなく、日頃の挨拶を兼ねて経営者も同行し、 周知実施者のフォローを行い、周知の効果の向上に努めましょう。 ・事前に面談する消費者の情報を把握し、より理解していただくための 周知文書・周知方法等について工夫をしましょう。	周知実施者に任せきりではなく、日頃の挨拶を兼ねて経営者も同行し、 周知実施者のフォローを行い、周知の効果の向上に努めましょう。 $\leftarrow bilde{ ilde{FY}}$ $ ilde{FY}$ 29 版 $ar{ ilde{P}}$ $ ilde{P}$ 104 から移植	
	- 参 考 外国版LPガス保安ガイド等もご活用ください。(LPガス安全委員会 URL:http://www.lpg.or.jp)	←【FY29 版】 P. 104 から移植	
	P. 100 ~移動→	参 考 周知業務の全般については、保安業務ガイド「周知」を参照してください。 ▼保安業務ガイド「周知」 (http://www.lpgpro.go.jp/guest/text1/pdf/H28_2015/file_2015_05.pdf)	

FY29 版】P.112 ・P.103 の削除に伴い 当該ページの記載 内容に係る関係法 令の紹介	「年度変わりよる更新・ 年度変わりよる更新	【FY29 版】P.121 ~P.128	・年度変わりよる更新
新規 [別紙 (右欄) のとおり]	日本		・奥付(29年度版)
第38条の2(周知の方法)及び第38条の3(保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法)関係 1.~3. 省略 4. 周知内容の理解及び日常の安全管理の徹底を図るため、次の事項について保安機関及び液化石油ガス販売事業者を指導されたい。	(B) (上 本	8ページのパンフレットを縮小し、4ページに集約(内容変更なし)	・奥付(30年度版)
P.108	9 1 1 1 1 1 1	P.117 ~ P.120	背表紙



これらの燃焼器のうち、瞬間湯滞器12kWを超えるもの、その他の湯沸器7kWを超えるものおよびふろがまは、特監法の対象機器となっている。 ガス燃焼器には必ず結准気が必要であり、結准気が日滑に行われていないと燃焼が不安定になったり、不完全燃焼を起こしたりする。

給排気方式による機器の分類一覧

路 称	l	CF式 (Conventional Flue)	FE式 (Forced Exhaust)	BF式 (Balanced Flue)	FF式 (Forced draft balanced Flue)	RF式 (Roof top Flue)
給排気方式	I	自然排気式	強制排気式	自然給排気式	強制給排気式	1
区分	開放式	半密閉式		服器		屋外式
設置場所	Æ					外
影響	豳					豳

19

これらの機能器のうち、瞬間湯滞器12kWを超えるもの、その他の湯滞器7kWを超えるものなよびふるがまは、特配法の対象機器となっている。 ガス燃焼器には必ず給採気が必要であり、給採気が日滑に行われていないと燃焼が不安定になったり、不労金燃焼を起こしたりする。

(強制給排気式、FF-W)

19

燃焼器設置場所が共用給排 気ダクトに面している場合に 設置できる。給排気部の取付

け可能寸法と障壁の関係に注

類棋器

J &

共用給排気ダクト

て自然通気力により給

排気を行うもの。

給排気管を共用給排 気ダクト(Uダクト及び SEダクト)内に接続し 給排気トップ周囲の条件に注意する。給排気筒の延長は工事説明書に記載されている範

囲内とする。

記様他 下ップ

出し給排気用送風機に より強制的に給排気を

強制給排気式

行うもの。

る壁を貫通して屋外に

給排気管を外気に接す

バランスダクト式、

BF-D

BF-C式用の排気トップを使用し、トップは給排気面から突

排気トップ

極外

うもの。

き出すこと。排気管の立上が

りをできるだけ高くとる。

類群器

۲

個

/バランスチャン//共、/

BF-C

燃焼器設置場所が開放廊下に

給排気管を専用給排気筒を専用給排気筒(チャンパ)に接続して、自然通気力により片廊下に給排気を行

バランス外壁式、

BF-W

面している場合に設置できる。

給排気トップの取付け可能寸法と壁厚の関係に注意すること。

数 焼 器

B

極外

る壁を貫通して、自然 通気力により給排気を

行うもの。

自然給排気式

燃焼器設置場所が外壁に面し

設置の要点

X

区分の内容(呼称、記号) 給排気管を外気に接す

屋内 密閉式

(H29年度版)

ている場合に設置できる。

CO中毒事故事例等 第4章

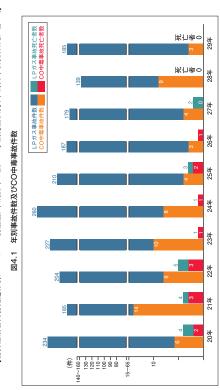
この章では、「過去の事例に学ぶ。」をテーマとし、過去の事故事例を分類別に区分し解説しましたので、次の なお、この章で取り上げた事例は、CO中毒事故の代表的な事例を抽出するという視点から紹介しています。 章からのCO中毒事故対策の理解を深める際の参考としてください。

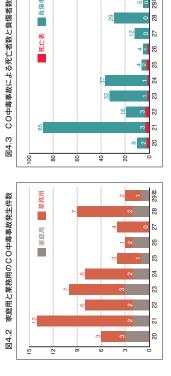
1. CO中毒事故の発生状況

平成29年のLPガス事故の発生状況については、件数が185件、死傷者数が50人(死亡者0人)で18年度 このうち2件が業務用施設等で発生しました。また、これら3件のC0中毒事故は、全てにおいて業務用換気警報器 以降、最も少ない件数となり、このうちCO中毒事故については、件数が3件、死傷者数が5人(死亡者0人)で、 及びCO警報器が設置されていませんでした。

発生件数を分母として1件あたりの死傷者数をみると、平成29年全体では死傷者数0.27人/件ですが、CO 中毒事故では、2.00人/件となることから、CO中毒事故が発生した場合には、多数の死傷者を発生させる等、 重大な結果になる場合が多いと言えます。

【経済産業省商務流通保安グループガス安全室「平成29年のLPガス事故発生状況(平成30年3月16日)」に基づく】







(H29年度版)

CO中毒事故事例等 第4章

この章では、「過去の事例に学ぶ。」をテーマとし、過去の事故事例を分類別に区分し解説しましたので、次の 章からのCO中毒事故対策の理解を深める際の参考としてください。

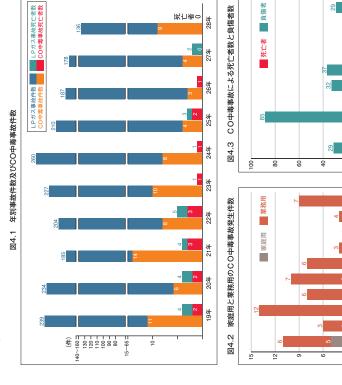
なお、この章で取り上げた事例は、CO中毒事故の代表的な事例を抽出するという視点から紹介しています。

1. CO中毒事故の発生状況

平成28年のLPガス事故の発生状況については、件数が136件、死傷者数が52人(死亡者0人)で18年度 このうち8件が業務用施設等で発生し、高校の調理実習室で発生した事故は、15人がC0中毒事故となったB級 以降、最も少ない件数となり、このうちCO中毒事故については、件数が9件、死傷者数が29人(死亡者0人)で、

発生件数を分母として1件あたりの死傷者数をみると、平成28年全体では死傷者数0.38人/件ですが、CO 中毒事故では、3.22人/件となることから、CO中毒事故が発生した場合には、多数の死傷者を発生させる等、 重大な結果になる場合が多いと言えます。

【経済産業省商務流通保安グループガス安全室「平成28年のLPガス事故発生状況(平成29年3月16日)」に基づく】



40

40

27 56

発生場所 ●建物/鉄筋集合住宅 ●機器/CF式瞬間湯沸器 ●給排気方式/自然排気式 排気筒トップは、屋根面より60cm以上とし、風圧帯の範囲外の位置にあること 湯沸器 60cm以上 2. CO中毒事故の主な発生原因と事例 居間 野国図 図4.4 風圧帯 (1)風圧帯内に設置(フィンの目詰まりのため) 4 ※上記の対策が不可能な場合、強制排気式に変更する。 ∰開 台所に設置されているCF式大型湯沸器(27kW)の 燃焼排ガスが室内にあふれて、女性1名(30才)及 上っていないことから、排気が逆流する状況であっ 排気筒トップが風圧帯内にあり、排気筒が屋外で立 た。その上、湯沸器の老朽化に伴う熱交換器のフィン の目詰まりで不完全燃焼を起こしていたため軽い [1]排気筒の横引き限度(5m)に注意する。 び子供2名(4才、2才)が軽いCO中毒となった。 ### [2]排気筒の高さを基準値以上にする。 [3]排気筒トップを風圧帯外に出す。 2.1 事故事例(個人住宅等) 風圧帯の生じる範囲 00中毒に至った。 事故発生状況 再発防止対策 原因

國 60cm以上 発生場所 ●建物/鉄筋集合住宅 ●機器/CF式瞬間湯沸器 ●給排気方式/自然排気式 台所 排気筒トップは、屋根面より60cm以上とし、風圧帯の範囲外の位置にあること 60cm以上 居間 図4.4 風圧帯 (1)風圧帯内に設置(フィンの目詰まりのため) 43 ※上記の対策が不可能な場合、強制排気式に変更する。 ₩世國 台所に設置されているCF式大型湯沸器(27kW)の 上っていないことから、排気が逆流する状況であっ の目詰まりで不完全燃焼を起こしていたため軽い 燃焼排ガスが室内にあふれて、女性1名(30才)及 排気筒トップが風圧帯内にあり、排気筒が屋外で立 た。その上、湯沸器の老朽化に伴う熱交換器のフィン [1]排気筒の横引き限度(5m)に注意する。 び子供2名(4才、2才)が軽いCO中毒となった。 #出圖 [2]排気筒の高さを基準値以上にする。 [3]排気筒トップを風圧帯外に出す。 2.2 事故事例(個人住宅等) 風圧帯の生じる範囲 事故発生状況 CO中毒に至った。 再発防止対策 原因

2.2 事故事例(業務用厨房等)

(1)排気不良による事故

飲食店においてめんゆで器を使用していたところ、従業員2名が00中 毒となり、消防に通報、病院に搬送された。

原因は、レンジフードは作動していましたが、サイズが小さく位置もずれて いたことから、捕集しきれなかったOOを含む排気ガスが室内に滞留した。

機器の設置や移動(例えば、レイアウト変更等)については、必ずレンジ フードで捕集できる位置を確保してください。

(2)排気不良による事故

●被害状況/人的被害:CO中毒軽症1名 物的被害:なし ●安全機器/CO警報器:設置なし ●宿泊施設の食洗機によるCO中毒事故 ●建物/鉄筋コンクリート造り4階建 厨房(2階) ●設備概要/供給形態:体積販売 バルク貯槽 3000kg×4基 発生場所

事故発生状況

食器洗浄機を使用していたところ、従業員1名 がCO中毒により病院に搬送された。

推定原因

ていたことにより、燃焼不良から不完全燃焼を 起こしたもの。食器洗浄機の設置位置には排 気フードがなく、ガスブースターから排出され 食器洗浄機のガスブースターにすすが付着し たCOを含む排ガスが厨房に広がった。

公園水面 刀警報器 **康器光海器** 水橋 水桶 水橋 水桶 0000 炊飯器 0 ■事故発生現場の間取り図 智敬的關 フルナナー

- 燃焼器の点検・整備を行う。
- 給排気設備について排気フードの設置等の改善を行う。
- 従業員等に対して、燃焼器の正しい使い方及び「換気」等について注意喚起用のチラシ等で的確な周知を行う。
 - 業務用換気警報器の設置を推進する。

(3)給気不良による事故

飲食店においてオーナーが厨房内の異常に気付き、中を覗いたところ 従業員が倒れていたため消防へ通報し病院へ搬送されたもののCO 中毒により死亡していた。

回転釜を使用したため、換気不良により不完全燃焼を起こし、COを含 原因は、厨房内の窓及び出入り口を閉め切り、換気扇も作動させずに む排ガスが室内に滞留したものと推定される。



46

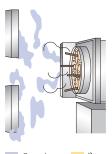
(H29年度版)

2.3 事故事例(業務用厨房等)

(1)排気不良による事故

飲食店においてめんゆで器を使用していたところ、従業員2名がCO中 毒となり、消防に通報、病院に搬送された。

原因は、レンジフードは作動していましたが、サイズが小さく位置もずれて いたことから、捕集しきれなかったCOを含む排気ガスが室内に滞留した。



機器の設置や移動(例えば、レイアウト変更等)については、必ずレンジ フードで捕集できる位置を確保してください。

(2)排気不良による事故

●被害状況/人的被害:CO中毒軽症1名 物的被害:なし ●安全機器/CO警報器:設置なし ●宿泊施設の食洗機によるCO中毒事故 ●建物/鉄筋コンクリート造り4階建 厨房(2階) ●設備概要/供給形態:体積販売 バルク貯槽 3000kg×4基 発生場所

事故発生状況

食器洗浄機を使用していたところ、従業員1名 ていたことにより、燃焼不良から不完全燃焼を 起こしたもの。食器洗浄機の設置位置には排 食器洗浄機のガスブースターにすすが付着し がCO中毒により病院に搬送された。

■事故発生現場の間取り図



たCOを含む排ガスが厨房に広がった。

- 燃焼器の点検・整備を行う。
- 給排気設備について排気フードの設置等の改善を行う。
- 従業員等に対して、燃焼器の正しい使い方及び「換気」等について注意喚起用のチラシ等で的確な周知を行う。
 - 業務用換気警報器の設置を推進する。

(3)給気不良による事故

飲食店においてオーナーが厨房内の異常に気付き、中を覗いたところ 従業員が倒れていたため消防へ通報し病院へ搬送されたもののCO 中毒により死亡していた。

回転釜を使用したため、換気不良により不完全燃焼を起こし、COを含 原因は、厨房内の窓及び出入り口を閉め切り、換気扇も作動させずに む排ガスが室内に滞留したものと推定される。

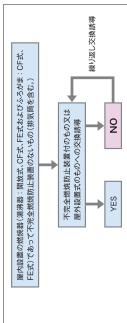


(H30年度版)

4. 交換誘導事業

平成13年4月に経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課から通達された「燃焼器等交換誘導事業、 埋設管点検事業等の実施方針について」に基づき実施されたフローを参考までに次に示します。

図5.4 燃焼器の交換誘導フロー



交換誘導事業は平成14年度に完了したが、積み残しがあれば、消費者に対し、これまでの点検で不合格となった燃 機器およびCO濃度測定の結果、使用禁止又は危険となった燃焼器(62ページの判定シール参照)のCO中毒事故 の危険性の周知と、不完全燃焼防止装置付きのもの又は屋外設置式のものへ引き続き交換を誘導してください。

表5.2 燃焼器の未交換数(一般社団法人全国LPガス協会調べ)

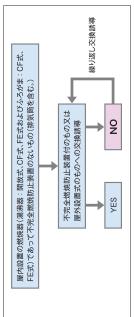
1 □	iii	4	-	70	0	0	က	က	0	က
単位:台	平成29年度 (H30.3.31現在)	13,204	4,111	27,045	44,360	24,090	1,543	25,633	5,460	75,453
3会調べ)	平成28年度 (H29.3.31現在)	13,915	4,584	30,879	49,378	27,150	2,060	29,210	7,410	85,998
表5.2 燃焼器の未交換数(一般社団法人全国LPガス協会調べ)	平成27年度 (H28.3.31現在)	15,338	5,242	34,985	59,565	31,278	2,676	33,954	8,082	97,601
器の未交換数(一般	平成26年度 (H27.3.31現在)	19,835	6,409	36,077	62,321	36,403	2,260	38,663	10,115	111,099
表5.2 燃焼	平成25年度 (H26.3.31現在)	23,004	7,839	42,891	73,734	42,367	2,208	44,575	7,046	125,355
	燃焼器	開放式	CFH	FE式	合計	CF式	FE式	合計	排気筒	計
	然於	器半器				> 日国			排	ФП

4. 交換誘導事業

(H29年度版)

平成13年4月に経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課から通達された「燃焼器等交換誘導事業、 埋設管点検事業等の実施方針について」に基づき実施されたフローを参考までに次に示します。

図5.4 燃焼器の交換誘導フロー



交換誘導事業は平成14年度に完了したが、積み残しがあれば、消費者に対し、これまでの点検で不合格となった燃 機器およびCO濃度測定の結果、使用禁止又は危険となった燃焼器(64ページの判定シール参照)のCO中毒事故 の危険性の周知と、不完全燃焼防止装置付きのもの又は屋外設置式のものへ引き続き交換を誘導してください。

表5.2 燃焼器の未交換数(一般社団法人全国LPガス協会調べ)

単位:台

開放式	平成24年度 平成25年度 (H25.3.31現在) (H26.3.31現在)	平成26年度 (H27.3.31現在)	平成27年度 (H28.3.31現在)	平成28年度 (H29.3.31現在)
	25,955 23,004	19,835	15,338	13,915
FEX.	9,297 7,839	6,409	5,242	4,584
C F 35 F 3	54,201 42,891	36,077	34,985	30,879
CF式 合計 合計	89,453 73,734	62,321	295'29	49,378
	49,334 42,367	36,403	31,278	27,150
	2,840 2,208	2,260	2,676	2,060
	52,174 44,575	38,663	33,954	29,210
排気筒 10,216	10,216 7,046	10,115	8,082	7,410
合計 151,843	151,843 125,355	111,099	97,601	85,998

回 第8章

周知とは、液化石油ガス法でLPガス販売事業者に義務付けられている業務で、消費者にLPガスを安全に使用 するよう啓発を行うものです。LPガスの災害を未然に防ざ、消費者に安全に利用していただくためには、LPガス の使用上の注意点や性質を消費者に理解していただくことが重要です。

この章では、CO中毒事故を防止する上で消費者に理解していただきたい事項を中心にまとめました。 なお、周知業務の全般については、保安業務ガイド「周知」を参考にしてください。

1. 燃焼器の正しい取扱い方法に関する周知

1.1 周知の内容

液化石油ガス法第27条第1項では、次の事項を周知することが規定されています。

(1)使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項

- LPガス用の燃焼器であるか
- 燃焼器がLPガスとが適合している場合又は適合していない場合の炎の状況を図示すること。

(2)消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項

- 消費設備の管理及び点検責任は消費者等にあること
- 燃焼器の掃除に当たっては、ネジ等を取りはずす必要があるもの、例えば風呂がま、瞬間湯沸器等にあって
- は、消費者等が自ら掃除をしないこと。
- その他の燃焼器、例えばガスコンロにあっては、器具用掃除器を用いること
- 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器については、不完全燃焼する状態に至った場合に当該湯沸器へのガス の供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものであっても、当該湯沸器が自動的

(3)燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項

に消火する現象が繰り返し発生する場合には再点火してはならないこと。

- 風呂がま及び大型湯沸器の設置場所には、給気口及び排気設備を設けること。
- 燃焼器を使用中は時々窓を開けて換気し、小型燃焼器具でも長時間は使用しないこと。

(4)一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の液化石油ガス販売事業者に 対する連絡に関する事項

- ・風呂がま及び大型湯沸器等固定式燃焼器の変更及び修理工事は、消費者等が自ら行わないこと。
- 消費設備を変更したときは、その内容を液化石油ガス販売事業者に連絡すること
- 業務用施設にあっては、配管系統の変更等設備の大幅な変更は販売事業者と十分連絡をとりながら実施

(5)液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

大規模料理飲食店等施設の管理者は、LPガス保安連絡担当者を通じ従業員に周知事項を徹底させること。

周知業務の全般については、保安業務ガイド「周知」を参照してください。

▼保安業務ガイド「周知」

(http://www.lpgpro.go.jp/guest/text1/pdf/H30_2018/file_2018_5.pdf)



100

画 第8章

周知とは、液化石油ガス法でLPガス販売事業者に義務付けられている業務で、消費者にLPガスを安全に使用 するよう啓発を行うものです。LPガスの災害を未然に防ざ、消費者に安全に利用していただくためには、LPガス の使用上の注意点や性質を消費者に理解していただくことが重要です。

なお、周知業務の全般については、保安業務ガイド「周知」を参考にしてください。(P.105参考参照) この章では、CO中毒事故を防止する上で消費者に理解していただきたい事項を中心にまとめました。

1. 燃焼器の正しい取扱い方法に関する周知

1.1 周知の内容

液化石油ガス法第27条第1項では、次の事項を周知することが規定されています。

(1)使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項

- LPガス用の燃焼器であるか
- 燃焼器がLPガスとが適合している場合又は適合していない場合の炎の状況を図示すること。

- 消費設備の管理及び点検責任は消費者等にあること
- (2)消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
- 燃焼器の掃除に当たっては、ネジ等を取りはずす必要があるもの、何えば風呂がま、瞬間湯沸器等にあって
 - は、消費者等が自ら掃除をしないこと。

その他の燃焼器、例えばガスコンロにあっては、器具用掃除器を用いること

• 屋内に設置されたガス瞬間湯沸器については、不完全燃焼する状態に至った場合に当該湯沸器へのガス の供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものであっても、当該湯沸器が自動的 に消火する現象が繰り返し発生する場合には再点火してはならないこと。

(3)燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項

- 風呂がま及び大型湯沸器の設置場所には、給気口及び排気設備を設けること。
- 燃焼器を使用中は時々窓を開けて換気し、小型燃焼器具でも長時間は使用しないこと。

(4)一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の液化石油ガス販売事業者に 対する連絡に関する事項

- 風呂がま及び大型湯沸器等固定式燃焼器の変更及び修理工事は、消費者等が自ら行わないこと。
- 消費設備を変更したときは、その内容を液化石油ガス販売事業者に連絡すること
- 業務用施設にあっては、配管系統の変更等設備の大幅な変更は販売事業者と十分連絡をとりながら実施

(5)液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

大規模料理飲食店等施設の管理者は、LPガス保安連絡担当者を通じ従業員に周知事項を徹底させること。

周知は、LPガスの供給開始時と燃焼器に応じて1年に1回以上又は2年に1回以上行わなければなりません。 [規則第38条の2第1項、第2項(旧規則第38条第1号、第2号)]

消費者毎に使用している燃焼器の名称、型式、製造者等を把握して、周知頻度を確認しておきましょう。

(1)1年に1回以上

- 瞬間湯沸器(開放燃焼式のもの)
- 瞬間湯沸器(開放燃焼式、密閉燃焼式、屋外式を除く。)、バーナー付ふろがま(密閉燃焼式・屋外式を除く。) 又はふろがまについて立ち消え安全装置および不完全燃焼防止装置付きのものを除く消費先

(2)2年に1回以上

上記の(1)以外のもの

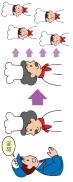
(H30年度版)

1.2 周知のポイント

〕消費者の理解度はさまざまなため、消費者へ伝えるのではなく、消費者に理解していただくことが大切です。

②業務用施設、特に飲食店やホテル・旅館の厨房等の場合、一般家庭と比較し特殊な環境及び使用状況のため、

- 責任者や保安管理担当者の方への周知を行い、従業 周知のポイントは一般家庭とは大きく異なります。
- 大規模料理飲食店等施設の場合、管理者に「LPガス 保安連絡担当者」を選任してもらい、当該担当者を通じ て各従業員に周知事項を徹底するよう要請します。 【P.108「LPガス安全管理マニュアル」参照】 員への周知を依頼します。



※「大規模料理飲食店等施設」: 3号メーター(3㎡/h)以上のガスメーターを設置し、かつ、従業員が10名以上 の料理飲食店・旅館・ホテル等。【P.108 通達別添4(規則第38条の2及び第38条の3関係)参照。】

- ・飲食店などの小規模施設の場合、店主や店長などの代表者に説明し、従業員(パート等含む)にも、周知してもらう 様依頼します。
- ・公民館、貸し別荘、病院及び学校などは、管理責任者に対して説明し、責任者から実際に使用する人に周知 してもらう様依頼します。
- ・従業員が入れ替わり、機器取扱が未熟な状態で使用される場合があるので、新人が入った場合は必ず説明又 は説明を依頼します。
- お店の従業員だけで無くお客様も含め一度に多数の人がCO中毒の被害を受けるおそれがあるので、必ず緊急 連絡先に連絡して点検を受ける必要があることを説明します

次のような状況から、CO中毒事故、爆発、火災等の大きな事故につながっています

- 大きなダクトで排気を行っていて不完全燃焼やガス漏れがあっても気付かない場合があったり、厨房内に長時間 いることで環境に慣れ、不完全燃焼やガス漏れがあっても気付かない場合があります
- ガス漏れ警報器が設置されていても、床掃除の際に水がかかり故障しているケースや、殺虫剤による誤作動の ケース、さらにコンセントを抜かれたりといったケースが見受けられます。
- レンジフード・換気扇や排気フードを長時間使用するため、油脂やほこりが短期間でたまりやすく、汚れがひどく なるとCO中毒事故や火災につながる危険性があります。

次の注意事項を徹底しましょう。 ・始業時と就業時の安全確認を徹底してもらいましょう。



- 立ち消え安全装置等、各種安全装置の付いた厨房機器をおすすめしましょう。
 - 点火ミスのないよう、安全な点火方法への改善をお願いしましょう。

ガス警報器のプラグは必ずコンセントに差し込んでもらいましょう。

- ・レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスを欠かさず実施するようお願いしましょう。
- 周知実施者に任せきりではなく、日頃の挨拶を兼ねて経営者も同行し、周知実施者のフォローを行い、 周知の効果の向上に努めましょう。
- 事前に面談する消費者の情報を把握し、より理解していただくための周知文書・周知方法等について 工夫をしましょう。

外国版LPガス保安ガイド等もご活用ください。(LPガス安全委員会 URL:http://www.lpg.or.jp)

101

(H29年度版)

1.4 業務用施設への周知のポイント

業務用施設、特に飲食店やホテル・旅館の厨房等の場合、一般家庭と比較し特殊な環境及び使用状況のため、 周知のポイントは一般家庭とは大きく異なります。



大規模料理飲食店等施設の管理者に「LPガス保安連絡担 当者」を選任してもらい、当該担当者を通じて各従業員に周知



- ※「大規模料理飲食店等施設」:3号メーター(3㎡/h)以上のガスメーターを設置し、かつ、従業員が10名以上 の料理飲食店・旅館・ホテル等。 [通達別添4(規則第38条関係)参照。] 事項を徹底するよう要請します。
- 公民館、貸し別荘、病院及び学校などは、管理責任者に対して説明し、責任者から実際に使用する人に周知して もらう様依頼します 様依頼します。

飲食店などの小規模施設の場合、店主や店長などの代表者に説明し、従業員(パート等含む)にも、周知してもらう

- 従業員が入れ替わり、機器取扱が未熟な状態で使用される場合があるので、新人が入った場合は必ず説明又は
 - 説明を依頼します。
- お店の従業員だけで無くお客様も含め一度に多数の人がCO中毒の被害を受けるおそれがあるので、必ず緊急 連絡先に連絡して点検を受ける必要があることを説明します。

なのような状況から、CO中毒事故、爆発、火災等の大きな事故につながっています。

- 大きなダクトで排気を行っていて不完全燃焼やガス漏れがあっても気付かない場合があったり、厨房内に長時間 いることで環境に慣れ、不完全燃焼やガス漏れがあっても気付かない場合があります。
- ガス漏れ警報器が設置されていても、床掃除の際に水がかかり故障しているケースや、殺虫剤による誤作動の ケース、さらにコンセントを抜かれたりといったケースが見受けられます。
- ・レンジフード・換気扇や排気フードを長時間使用するため、油脂やほこりが短期間でたまりやすく、汚れがひどく なるとCO中毒事故や火災につながる危険性があります。

下記注意事項を徹底しましょう。

- 始業時と就業時の安全確認を徹底してもらいましょう。
- ガス警報器のプラグは必ずコンセントに差し込んでもらいましょう。
- 立ち消え安全装置等、各種安全装置の付いた厨房機器をおすすめしましょう。
- 点火ミスのないよう、安全な点火方法への改善をお願いしましょう。
- レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスを欠かさず実施するよう お願いしましょう。



周知実施者に任せきりではなく、日頃の挨拶を兼ねて経営者も同行し、周知実施者のフォローを行い、 周知の効果の向上に努めましょう。

周知業務の全般については、保安業務ガイド「周知」を参照してください。 ▼保安業務ガイド[周知]

(http://www.lpgpro.go.jp/guest/text1/pdf/H28_2015/file_2015_05.pdf)



1.1 LPガス安全管理マニュアル

保安機関及び販売事業者に対して、大規模料理飲食店等施設(基本通達(規則関係)第38条の2及び第38条の 3関係第4項に定める施設)における安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理マニュアル」を作成し、これを LPガス保安連絡担当者に手交して、同施設の安全管理の徹底をはかるよう求められています。

LPガス安全管理マニュアル ▼http://www.lpgpro.go.jp/guest/material/pdf/6.pdf



第38条の2(周知の方法)及び第38条の3(保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の 方法)関係

- 1~3. 省略 4. 周知内容の理解及び日常の安全管理の徹底を図るため、次の事項について保安機関及び液化石油ガス販売事業
 - 保安機関は、液化石油ガス販売事業者と連携し、1時間当たりの使用最大流量が3立方メートル以上のガスメー 当該管理者が液化石油ガス販売事業者との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任するよう要請すると ターを設置し、かつ、従業員が10人以上の料理飲食店等(以下「大規模料理飲食店等」という。)の管理者に対し、 ともに、当該担当者の氏名を保安台帳に記載する。 者を指導されたい。
- 保安機関は、大規模料理飲食店等の「LPガス保安連絡担当者」に対し、当該担当者を通じ、周知内容の理解を 従業員に徹底するよう要請する。
- 保安機関又は液化石油ガス販売事業者は、大規模料理飲食店等における安全管理の具体策を記した「LPガス
- 安全管理マニュアル」を作成する。 ④ 保安機関は、大規模料理飲食店等の管理者が「LPガス保安連絡担当者」を選任した場合には、運滞なく、「LP ガス安全管理マニュアル」を当該担当者に手交し、大規模料理飲食店等の安全管理の徹底を図るよう要請する。 保安機関は、大規模料理飲食店等以外の業務用施設の管理者に対しても、当該管理者を通じ、周知内容の理解
 - を従業員に徹底するよう要請する。

108

1.1 LPガス安全管理マニュアル

(H29年度版)

保安機関及び販売事業者に対して、大規模料理飲食店等施設(基本通達 規則関係 第38条4の施設)に おける安全管理の具体策を記した「LPガス安全管理マニュアル」を作成し、これをLPガス保安連絡担当者に手交 して、同施設の安全管理の徹底をはかるよう求められています。

LPガス安全管理マニュアル ▼http://www.lpgpro.go.jp/guest/material/pdf/6.pdf

经清産業省 原子力安全・保安院 料理飲食店・旅館・ホテル等の 安全管理のために Spinned 毎日の安心チェックト

1.6 LPガス安全委員会が作成したパンフレット

[業務用LPガス保安ガイド]

▼http://www.lpg.or.jp/download/pdf/PS_gyomu_j.pdf(何剛Hデータ)▼http://www.lpg.or.jp/download/pdf/PS_gyomu_j.pdf(何剛H接書)





▼「LPガス安全委員会」では、LPガスの消費者に対する保安に係る技術的知識の普及、保安意識の高揚を図るため、 各種バンフレットを作成し、ホームページに掲載しています。

▼[LPガス安全委員会]とは

LPガス安全委員会(以下、「安全委員会」という。)は、LPガスの消費者の皆様に対し、保安に関する技術的知識の

安全委員会は、1969年(昭和44年)に「LPガス事故防止安全委員会」として発足し、1985年(昭和60年)に「LP 普及、保安意識の高揚を図り、LPガスの保安の確保に寄与することを目的として設立された組織です。 ガス安全委員会」に改称しました。 安全委員会は、正会員(LPガス関連団体)18名のほか、特別会員として関係する省庁(経済産業省、消防庁、文部 科学省、東京都)及び消費者団体(主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会)の計24者で構成されており、事務局 は高圧ガス保安協会が務めています。

安全委員会ではホームページを開設し、LPガスの一般消費者向けの保安情報を発信しております。このホーム ページにおいて、安全委員会が作成したLPガスの一般消費者向けの保安啓発用のバンフレットを掲載しています。

[LPガス安全委員会]のホームページ http://www.lpg.or.jp/index.html

1.7 経済産業省が発出した文書

▼http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/07/250719-1-1.pdf

MANAGE TO THE PARTY OF T ****** TO THE PARTY OF TH



1.8 その他

■業務用厨房機器メーカーの作成した資料

製品を利用していただくためのメンテナンスの方法が紹介されています。

▼製品のメンテナンス(タニコー) http://www.tanico.co.jp/products/maintenance/

116

1.6 LPガス安全委員会が作成したパンフレット

[業務用LPガス保安ガイド]

wmload/pdf/gyomu_j.pdf ▼http://www.lpg.or.jp/download/pdf/PS_gyomu_j.pdf(印刷仕塔書) ▼http://www.lpg.or.jp/download/pdf/P_gyomu_j.pdf(印刷用データ)





▼「LPガス安全委員会」では、LPガスの消費者に対する保安に係る技術的知識の普及、保安意識の高揚を図るため、 各種バンフレットを作成し、ホームページに掲載しています。

▼「LPガス安全委員会」とは

LPガス安全委員会(以下、「安全委員会」という。)は、LPガスの消費者の皆様に対し、保安に関する技術的知識の 普及、保安意識の高揚を図り、LPガスの保安の確保に寄与することを目的として設立された組織です。

安全委員会は、1969年(昭和44年)に「LPガス事故防止安全委員会」として発足し、1985年(昭和60年)に「LP ガス安全委員会」に改称しました。

安全委員会は、正会員(LPガス関連団体)18名のほか、特別会員として関係する省庁(経済産業省、消防庁、文部 科学省、東京都)及び消費者団体(主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会)の計24者で構成されており、事務局 は高圧ガス保安協会が務めています。

安全委員会ではホームページを開設し、LPガスの一般消費者向けの保安情報を発信しております。このホーム ページにおいて、安全委員会が作成したLPガスの一般消費者向けの保安啓発用のバンフレットを掲載しています。 「LPガス安全委員会」のホームページ http://www.lpg.or.jp/index.html

1.7 経済産業省が発出した文書

▼http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/07/250719-1-1.pdf

TO SECURE OF SECURE OF The state of the state of THE PARTY NAMED IN







1.8 その他

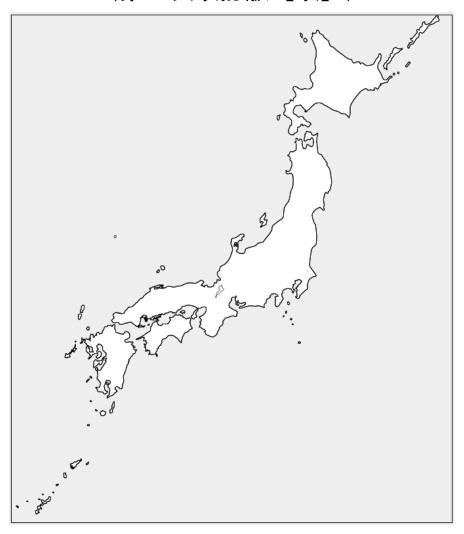
■業務用厨房機器メーカーの作成した資料

製品を利用していただくためのメンテナンスの方法が紹介されています。

▼製品のメンテナンス(タニコー) http://www.tanico.co.jp/products/maintenance/

LPガス災害対策マニュアル

(第2次改訂版[改])



平成30年9月

経 高 圧 ガ ス 保 安 協 会

LPガス災害対策マニュアル(新旧対照表)

資料7

2018/09/03	華			P. 3、(3) の内容と重複する部 分を削除。		【旧版】P.31	【旧版】P. 33
	29年度版[第2次改定版]	このマニュアルは、平成24年度保安専門技術者指導事業の「地震対策マニュアル分科会」において作成し、平成25年度から毎年度、同事業の「LPガス災害対策講習講師会議」において、年度替わりに伴う参考資料等の更新と一部本文の改訂を行っている。 主な改訂は、平成26年度において「都道府県協会別中核充填所一覧表」を加える等「資料編」の充実を図った改訂版を、平成29年度においては、熊本地震(平成28年4月発生)の被災状況を受けて「産業構造審議会(保安分科会(液化石油ガス小委員会))」から提言された「平成28年熊本地震におけるLPガス販売事業者等による安全点検等について(平成29年3月16日)」のうち、主にハード対策に係る部分を反映した第2次改定版を作成した。引き続き、全体を反映させるための検討を行っていく予定である。	【資料12 保安対策指針(20170316商局第11号 平成29年4月5日) 抄録】 *1 資料16「流出容器事例、資料18(2頁)「濁流により流出寸前の容器(写真(1段目右側)》」参照 *2 資料18(2頁)「鎖の二重掛付により流出は免れた《写真(4段目右側)》」参照	②500g容器の鎖の二重掛けの場合にあっては、1本目の鎖等を当該容器の底部から容器高きの3/4の位置に取り付け、2本目の鎖等を容器の底部から容器高さの1/4の位置に取り付けること。100g及び20 kg容器の場合にあっては、当該容器のプロテクターの開口部に鎖等を通して取り付けること。100g及び20 鎖等を2本取り付けることにより一層容器の転倒防止効果が上がる。また、鎖等を2本取り付けることにより一層容器の転倒防止効果が上がる。また、鎖等を2本取り付けることにより一層容器の転倒防止効果が上がる。また、鎖等を2本取り付けることは、水雪・津波で容器が流されにくい効果もある。なお、水害・津波により容器が流された場合でもガス放出防止器が設置されていれば、容器からの多量漏えいを防止できる可能性がある。	【資料12 保安対策指針(20170316商局第11号 平成29年4月5日)抄録】	(1) 地域における災害対策組織の整備以下、省路	1-2 中央団体による連絡会議等の開催 全国しアガス協会は、複数の都道府県に跨がって被災するような広域での大規模災害の発生時には、全国規模での支援体制が必要となるため、中央団体等で構成する中央連絡会議を開催する。自らが被災した都道府県LPガス協会や支部では、具体的な教援要請の内容の把握が困難な場合もある。 このため、中央連絡会議は、災害発生後速やかに各LPガス輸入事業者、広域販売事業者、各中央団体、並びに近隣都道府県LPガス協会より被災地の情報収集を行い、被害状況の把握をするとともに、長、並びに近隣都道府県LPガス協会より被災地の情報収集を行い、被害状況の把握をするとともに、具体的な支援計画等を決定し、それらを基に行政機関や関係団体との調整を行い、速やかに活動を開始するとともに、被災地以外の都道府県LPガス協会等に応援や物資の提供等の協力体制を要請する。するとともに、被災地以外の都道府県LPガス協会等に応援や物資の提供等の協力体制を要請する。
	30年度版[第2次改訂版(改)]	このマニュアルは、平成24年度保安専門技術者指導事業の「地震対策は 成し、平成25年度から毎年度、同事業の「LPガス災害対策講習講師会議」において、年度替わりに伴 う参考資料等の更新と一部本文の改訂を行っている。 主な改訂は、平成26年度において「都道府県協会別中核充填所一覧表」を加える等「参考・資料」の 充実を図った改訂版を、平成29年度においては、熊本地震(平成28年4月発生)の被災状況を受けて 「産業構造審議会(保安分科会(液化石油ガス小委員会))」から提言された「平成28年熊本地震におけるLPガス販売事業者等による安全点検等について(平成29年3月16日)」のうち、主にハード対策 に係る部分を反映した第2次改定版を作成した後、同年度3月に全体を反映させた第2次改訂版(改)を 作成した。	【資料12 保安対策指針 (20170316 商局第11号 平成29年4月5日) 抄録 第4項(1)*3】 *1 資料16「流出容器事例」資料18(2頁)「湯流により流出寸前の容器 (写真(1段目右側))」参照 *2 資料18(2頁)「鎖の二重掛けにより流出は免れた《写真(4段目右側)」参照 *3 平成30年度保安対策指針(20180316 商局第11号 平成30年3月27日)にも記載	②50kg容器の鎖の二重掛けの場合にあっては、1本目の鎖等を当該容器の底部から容器高さの3/4の位置に取り付け、2本目の鎖等を容器の底部から容器高さの1/4の位置に取り付けること。10kg及び20kg容器の場合にあっては、当該容器のプロテクターの閉口部に鎖等を通して取り付けること。	【資料 12 保安対策指針 (20170316 商局第 11 号 平成 29 年 4 月 5 日) 抄録 第 4 項 (1) *】 * 平成 3 0 年度保安対策指針 (20180316 商局第 11 号 平成 30 年 3 月 27 日) にも記載	(1)地域における災害対策組織の整備 以下、省略 【資料 2-2 都道府県別の防災協定締結状況】	1-2 中央団体による連絡会議等の開催 全国しアガス協会は、大規模な災害が発生したときは、速やかに被災した都道府県LPガス協会から ガス漏れ等の被災状況及び復旧状況等の情報収集を行い、復旧に必要な設備や機器等が不足するおそれ がある場合又は被災地以外の都道府県LPガス協会等への協力要請が必要と認めた場合等には、中央連 総会議に対して協力要請を行う。 中央連絡会議は、全国LPガス協会からの要請により速やかに開催し、具体的な支援計画等を決定す っため、各LPガス輸入事業者、広域販売事業者、各中央団体、単びに近隣都道府県LPガス協会から るため、各LPガス輸入事業者、広域販売事業者、各中央団体、単びに近隣都道府県LPガス協会から も、被害状況等の情報収集を行い、行政機関や関係団体と調整のうえ、被災地以外の都道府県LPガス 協会等に応援や物資の提供等の協力体制を要請する。
	直	はじめに 2枚目	P.3 下から 11 行目	P.4	P.27 9 行目	P.31 下から 1 行目	

表エー2 各組織の主な役割と活動 平常時の対策	はの対	役割	と活動 災害発生から発生後の活動		表 II ー 2 名組織の主な役割と活動 平常時の対策	と活動 災害発生から発生後の活動	
	A TO A TO THE TO			LPガス一般消費	A.C. 1. 20 [147]	4	
<u></u> 쮩	<u></u> 쮩	盤		者等	鳘	智	
こうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこう	こうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこう			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、		【旧版】P. 35
1 775	1. ~3. (略) 4. ハザードマップ等 (※1.) を活用し、 優先的供給先の確認 5. ~10. (略)	盔			 ろ3. (略) ハゲードマップ等を活用し、優先的供給先の確認 - 10. (略) 	誓	
市区町村 1. ~4. (略) 5. ハザードマップの作成・改訂 (※2) 4. 避難準備情報、避難勧告の設定	~4. (略) 1. ~3. (略) 1. ~4. (8) 1	~3. (略) 避難準備情報、 発令、警戒地D	避難勧告、避難指示 Sの設定	市区町村	1. ~4. (略)	1. ~3. (語)	
都道府県 L P ガス 1. ~13. (略) 協会 14. 被災確認情報訓練(1回以上/年)。 9. 全国 L P ガス協会に被害状況報告と 応援・支援要請 防災訓練の実施。(※3) 応援・支援要請 10. ~11. (略)	 1. ~13.(略) 14. 被災確認情報訓練(1回以上/年)・ 防災訓練の実施。(※3) 	 2 (略) 2 (を国しりガス協会に被害状 応援・支援要請 10 ~11 (略) 	況報告と	都道府県LPガス 協会	 1. ~13 (略) 14. 被災確認情報訓練(1回以上/年)・ 防災訓練の実施。 	 ~ 8. (略) 9. 中央連絡会議に被害状況報告と応援・支援要請 10. ~11. (略) 	
都道府県 略 略		器		都道府県	器	器	
中央団体 1. 各都道府県 L P ガス協会との事前協 1. 被災状況に応じ中央連絡会議の開催 議 2. 臨時的に用いる燃焼器具の確保につ 2. 被災地域の情報把握 いて燃焼器具メーカ等との事前協議 3. 必要に応じ被災地への物資等の支援 3. 中央連絡会議の招集訓練、連絡網の 4. 中央官庁等との協議 確認等を必要に応じて適宜実施する 2. (年1回)		 被災状況に応じ中央連絡会 被災地域の情報把握 必要に応じ被災地への物資 中央官庁等との協議 	議の開催等の支援	中央団体	1. 各都道府県LPガス協会との事前協議 2. 臨時的に用いる燃焼器具の確保について燃焼器具メーカ等との事前協議3. 中央連絡会議の定期開催(年1回)	1. 被災状況に応じ中央連絡会議等の開催 催 と 被災地域の情報把握 3. 必要に応じ被災地への物資等の支援 4. 中央官庁等との協議	
	짪	置		経済産業省	置	習	
 ※1: 国土交通省ハザードマップポータルサイト (https://disaportal.gsi.go.jp/) ※2: 資料2-3 ハザードマップ ※3: 資料7-1、7-2 災害時緊急連絡通報訓練 ※4: 資料23 避難準備、避難勧告、避難指示について 	4とパザードマップポータルサイト (https://disaportal.gsi.go.jp/)パザードマップ、7-2 災害時緊急連絡通報訓練避難準備、避難勧告、避難指示について	isaportal.gsi.go.jp/)					
移動				2. LPガス販売事業 以下 省略	LPガス販売事業者等の防災体制・災害対策 DT 4888		【旧版】P.36 「3 - イー ケ終軸
移動				2-1 LPガス販売事 	LPガス販売事業者等の平常時の対策		【旧版】P.36
				以下、省略			「3-1」として移動
2. 災害時における情報の収集・発信 (1)情報収集・発信の一元化とルートの複層化 イ. 被災情報は、災害時の対応に際し重要な位置付けになると同時に本情報を関係機関に伝達することにより情報の共有化を図り、被災地域の復旧支援活動に資することに有効となることから、災害がより情報の共有化を図り、被災地域の復旧支援活動に資することに有効となることから、災害が発生した場合の全ての第一歩は、LPガス販売事業者及び一般消費者等の被災状況に関する情報	トの復層化 際し重要な位置付けになると同時に本情報を関係機 被災地域の復旧支援活動に資することに有効となる は、L P ガス販売事業者及び一般消費者等の被災状	らと同時に本情報を関係機関に伝達す -資することに有効となることから、 :び一般消費者等の被災状況に関する	7る (※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	(3) 情報収集・発信体制の整備新規	体制の整備		【旧版】P.37
の迅速なる把握である。 ロ. 被災した事業者のみで復旧できない場合は、被災を免れた親会社、近隣地域の同業者、系列・取 引関係にある関連事業者など、他の事業所、事業者等に対して協力を求める必要があるが、自ら及 び自らの顧客の被災状況をできる限り的確に把握し、協力を要請する相手先に伝達することは、早 期の復旧作業への着手において極めて重要である。	5 <mark>把握である。</mark> 5事業者のみで復旧できない場合は、被災を免れた親会社、近隣地域の同業者、系列・5る関連事業者など、他の事業所、事業者等に対して協力を求める必要がある <mark>が、自</mark> を 育客の被災状況をできる限り的確に把握し、協力を要請する相手先に伝達することは、 f業への着手において極めて重要である。	いた親会社、近隣地域の同業者、系列・ けして協力を求める必要がある <mark>が</mark> 、自ら 7を要請する相手先に伝達することは、	取及早	災害が発生した際には、 被災 の同業者、系列・取引関係にあ める必要がある。この場合に、 する相手先に伝達することは、	<mark>Aには、被災した事業者のみで復旧できない場合は、被災を免れた</mark> 8引関係にある関連事業者など、他の事業所、事業者、 <mark>市区町村等</mark> 1. <mark>の場合に、</mark> 自ら及び自らの顧客の被災状況をできる限り的確に打 7.ることは、早期の復旧作業への着手において極めて重要である。	災害が発生した際には、 被災した事業者のみで復旧できない場合は、被災を免れた親会社、近隣地域 の同業者、系列・取引関係にある関連事業者など、他の事業所、事業者 、市区町村等 に対して協力を求 める必要がある。こ <mark>の場合に</mark> 、自ら及び自らの顧客の被災状況をできる限り的確に把握し、協力を要請 する相手先に伝達することは、早期の復旧作業への着手において極めて重要である。	【旧版】 P.37

・人的支援は現実的に不可能 であるため削除。(全し協 (日液協ルートの追加) からの要請) 図の差替え また、都道府県LPガス協会、支部自身が被災した場合、要員不足に陥り情報収集・発信に支障をきた また、東日本大震災のように被害が大規模であり、広範囲にわたる場合には、近隣地域も被災している もとより災害時の対応としては、LPガスに限らず、どの分野においても、自ら及び家族や社員の安 東日本大震災のように、情報収集・発信ルートの中心となっている都道府県LPガス協会、支部自身が <u>すことから、全国LPガス協会或いは、被災地域以外の都道府県LPガス協会などから人的支援を行う体</u> ため、さらに広範囲の他の地域の事業者<mark>や自治体</mark>に対して協力を求めなければならない。さらに、全国 レベルでの物資調達や、予算の確保、法令の柔軟な対応等、国としての政策対応も必要となる。こうし た場合にも、現場での被災状況に関する迅速かつ的確な情報発信の積み重ねが、協力への対応や政策対 この場合、現地対策本部などからの情報を集約してとりまとめ、都道府県LPガス協会の災害対策本 これにより異なる情報、誤った情報の発信を防ぎ情報の一元化を図り、対策本部要員を有効に活用する LPガス業界として、災害時における被災状況とその後の復旧状況を迅速に可能な限り定量的に把握 全確保、顧客の安全確保、安定供給の確保といった対応が情報収集・発信に優先されるべきことは論を 俟たないが、これらの対応に限りなく近い優先度で情報収集と行政機関や社会への情報発信が、ライフ 被災して機能しなくなった場合でも情報収集・発信が可能となるような別のルートを整備し、複層化する このため、従来の経済産業省本省から監督部等・都道府県経由と、全国LPガス協会経由で都道府県L P ガス協会を中心とする情報収集・発信ルートに加えて、「経済産業省〜日本液化石油ガス協議会〜LP 等を構築したところであり、LPガス販売事業者は、これらの情報収集・発信ルートにおいて、適切な役 し、広く社会に伝えることは、「災害にも強いLPガス」を具体的かつ明確に示す何よりの方策である。 ガス販売事業者(日本液化石油ガス協議会会員事業所)等」のルート(日本液化石油ガス協議会ルート) 部に窓口を一本化して情報を発信し、或いは外部からの問合せに一括して対応することが重要である。 【資料21 都道府県LPガス協会連絡先】 【資料22 地域液化石油ガス協議会・LPガス関連中央団体連絡先】 【資料23 経済産業省LPガス保安行政機関連絡先】 ラインであるLPガスの分野においても求められる。 発災時の被害状況報告の流れ 応の優先順位の判断を大きく左右する。 割を担うことが求められる。(下図参照) 本省所管 販売事業者 制を構築すること。 ことができる。 必要がある。 ハ. 被害が大規模、広範囲にわたる災害(例えば、東日本大震災)の場合には、近隣地域も被災する 府県LPガス協会を中心とする情報収集・発信ルートに加えて、「LPガス販売事業者(日本液化 石油ガス協議会会員事業所)→ 日本液化石油ガス協議会→ 経済産業省」のルート(以下、「日液 協ルート」という。)等を構築したところであり、LPガス販売事業者は、これらの情報収集・発 チ このため、従来の経済産業省本省から監督部等・都道府県経由と、全国LPガス協会経由で都道 ため、さらに広範囲の他の地域の事業者等に対して協力を求めなければならなら<mark>ず</mark>、全国レベルで もとより災害時の対応としては、LPガスに限らず、どの分野においても、自ら及び家族や社員 とは論を俟たないが、これらの対応に限りなく近い優先度で情報収集と行政機関や社会への情報発 ト. 東日本大震災のように、情報収集・発信ルートの中心となっている都道府県LPガス協会、支部 リーなお、前述のニーに記したとおり、都道府県LPガス協会が当該被災地に係る情報の収集・発信 を一元的に行うことから、本省及び保安監督部所管のLPガス販売事業者には、発災時の被害状況 二、被災地に係る情報の収集・発信を行う場合には、都道府県LPガス協会の災害対策本部を情報の 窓口として一本化し、現地対策本部などからの情報を集約してとりまとめる他、情報発信は、外部 からの照会を一括して対応する等により情報の一元化を図ることで、異なる情報、誤った情報の発 ホ LPガス業界として、災害時における被災状況とその後の復旧状況を迅速に可能な限り定量的に 把握し、広く社会に伝えることは、「災害にも強いLPガス」を具体的かつ明確に示す何よりの方 の安全確保、顧客の安全確保、安定供給の確保といった対応が情報収集・発信に優先されるべきこ この様な大規模災害の場合にも現場での被災状況に関する迅速かつ的確な情報発信の積み重ねが、 【資料26 地域液化石油ガス協議会・LPガス関連中央団体連絡先】 の物資調達や、予算の確保、法令の柔軟な運用等、国として政策的な対応が必要となってくるが、 自身が被災して機能しなくなった場合でも情報収集・発信が可能となるような別のルートを整備 【資料25 都道府県LPガス協会連絡先】 【資料27 経済産業省LPガス保安行政機関連絡先】 信ル一トにおいて、適切な役割を担うことが求められる。(下図参照) 信が、ライフラインであるLPガスの分野においても求められる。 を当該都道府県LPガス協会にも必ず連絡するよう協力を求める。 信を防ぎ、対策本部要員を有効に活用することが<mark>重要である</mark>。 協力への対応や政策対応の優先順位の判断を大きく左右する。 発災時の被害状況報告の流れ し、複層化する必要がある。

P.37

(2) 把握する情報の内容やタイミングの見直し

①市区町村別のLPガス消費者世帯数の把握

≥.40 P.37

- イ.災害時において行政は、電気、ガス等のライフラインの被災の状況や規模を把握するため、各事 業者等に対しその報告を求めており、電気、都市ガスの事業者等からは、「供給が止まった世帯数」 が報告されている。
- ロ、しかし、LPガスの場合、供給形態から現地の消費者先に出向かなければ供給が止まったことを 確認することができない上、発災時にLPガス販売事業者が被災地にある全て消費先に出向くこと 自体も困難であるため「供給が止まった世帯数」を確認し、報告をすることは、集中監視システム を導入している場合を除き、不可能である。
- ハ、一方、行政の活動が災害対応活動等を含め市区町村等の各地方公共団体(自治体)単位で行われ ることを鑑みると、平時において市区町村別のLPガス消費者世帯数を把握すれば、被災のあった 地域の市区町村別に「供給が止まった世帯数」の概数を予想し得ることは可能であることから、行 政がこの数を把握すれば被災の状況や規模を予想することが可能となる。
- ニ.これにより、災害時においてLPガス消費者等への物資の支援がこの数に基づくことで迅速な対 応に繋がる他、この数を活用することで復旧活動等において系列を超えた緊急災害対応活動も可能 となる等、災害対応等に役立てることができる。
- 区町村別(地域)のLPガス消費者世帯数等を定期的に確認し、各地方公共団体(都道府県)の防 ホ、このため、災害時に電気、都市ガスの事業者等が行う「供給が止まった世帯数」の報告に代わる ものとして、都道府県LPガス協会 (支部[地区会]を含む。) 等の関係団体には、平時において市 災関係機関等に当該情報を提供することを求める。
- へ、また、全国のLPガス販売事業者には、都道府県LPガス協会等から市区町村別のLPガス消費 者世帯数について照会があった場合、その数を教示するよう協力を求める。
- 主)LPガスの供給は、電気、都市ガスの供給が止まった場合とは異なり、その供給形態から、LP ガス設備に被害が無ければ、軒下在庫があるため、直ぐに供給停止とはならない。

※愛知県LPガス協会では、市町村毎のLPガス消費者世帯数を定期的に把握することにより、平成12年9月に発生した東海豪雨において、この市町村毎の消費者世帯数を活用し、復旧活動における必要な資材を的確に供給する 【資料5-3 市町村別消費者世帯数調査票】 ことができた。

【資料5-4 愛知県におけるLPガス消費者分布図】 ②第一報のあり方 災害が発生した場合の全ての第一歩は、LPガス販売事業者及び一般消費者等の被災状況に関する 情報の迅速なる把握である。

の被害等も想定されるなかで被災状況を全て正確に把握して伝達することは不可能であることから、 しかし、被災現場では、情報発信者側である販売事業者自身が被災した状況にあり、通信設備等へ 第一報は、必要最小限の限定した情報を速やかに関係機関に伝達することが必要とされる。 このため、第一報は、情報伝達に方法・タイミング、内容等に限界があることを踏まえ、次のイか

- イ. LPガス販売事業者の従業員の安否 らハを基本とする。
- なによりも大事であるのは、関係者の命であり、災害対策の最重要事項である。
- ロ、LPガス販売事業所の被害の有無

具体的な被害が把握できない場合でも「被害あり・なし」という定性的情報もあることが被災の 全体像をいち早く把握する上で必要である。

ハ. LPガス消費者等への安全点検ができるか否か

LPガス消費者等の被害の把握は、LPガスの供給形態から現地の消費先に出向かなければでき ないことから、LPガス販売事業者がLPガス消費者等への安全点検をできるかどうかは、LPガ ス消費者等の被害件数・被害状況を把握することに繋がる重要な情報となる。

③「被害あり・なし」の情報の重要性

把握する情報の内容やタイミングの見直し

【旧版】P.38、下から 14 行目

~ P.41、14 行目

各都道府県LPガス協会は、災害などで地域に被害が発生した場合に、LPガス消費者の被害状況だ けでなく、販売事業者から連絡の無い場合、連絡が取れない状況(不明)なのか、被害が無くて連絡をし ないのか、支部と連絡がついたか否か、「被害なし」や「不明」がどれだけなのかといった情報の確認 を迅速に行う必要がある。

都道府県LPガス協会は、市区町村別のLPガス消費者戸数等を把握し、系列を超えた緊急災害対応 活動、LPガス消費者等への支援物資、復旧活動等に活用して対応すること。 また、これらの情報を各地方公共団体(自治体)の防災関係機関等に提供すること。特に、市区町村 別にLPガス消費者世帯数等の情報については、行政機関が行う災害対応活動等が市区町村等の各地方 公共団体(自治体)単位で行われるため、迅速な対応にも繋がる。

【資料5-3 5-4 市町村別消費者世帯数調査票他参照】

災害等が発生した場合は、LPガス販売事業者は、LPガス供給先の倒壊、半壊等の被害件数等具体的 な被害情報が把握出来ない場合でも、「被害あり」「被害なし」と言った抽象的な情報も極めて重要であ り、都道府県LPガス協会、支部が、この情報を速やかに収集することにより、県全体の被災地域が把 握でき、都道府県、監督部、本省、また中央連絡会議等に情報を伝達し、関係団体が速やかに災害対策 をすることが極めて重要であり、確実に履行すること。 【資料6-1-① LPガス販売事業者被災確認情報 (第1報)】

【資料6-1-② LPガス被災状況<緊急>報告書参照】

災害発生後のLPガス販売事業者からの情報収集及び安否確認等の方法として、各県協会の実情に合 わせて緊急連絡網の組織整備を図り、都道府県LPガス協会又は支部 (地区会) 等から要請がなくてもま た、被害の有無にかかわらなくても「LPガス被害状況報告書」を報告することを定めた災害対策要綱、 マニュアル等を整備すること。

FAX・メール等)、要請のタイミング(時間、直後、当日、翌日等)、情報提供の書式等を取り決めた 支部 (地区会) は、LPガス販売事業者からの情報及び安否を速やかに取り纏め、情報要請方法 (電話・ 方法により、都道府県LPガス協会に報告すること。 また、都道府県LPガス協会は、支部との連絡が取れない場合に予め取り決めた方法により、情報を 収集するとともに、その支部のLPガス販売事業者の安否確認をすること。

災害発生時に自発的に災害の情報を発信し、要請側と受け手側とで情報の共有を図ることはきわめて 重要であり、定期的に情報通報訓練・防災訓練を通じ、実行性のあるもとすること

【資料 6-2 6-3 LPガス被災状況報告書参照】

※発災時の報告について

災害時において電気、都市ガスの事業者等から報告される「供給が止まった世帯数」については、L Pガスの場合、集中監視システムを導入している場合を除き、現地の消費者先に出向かなければ、この 数を確認することは不可能である。 従って、平時において市区町村別のLPガス消費者世帯数を把握すれば、被災のあった地域の市区町 村別に「供給が止まった世帯数」の概数を予想し得ることが可能となるため、行政への第一報時にその 数を報告することで行政が被災の規模を予想し、災害対応等に役立てることができる。

なお、LPガスの供給形態から、電気、都市ガスの供給が止まった場合とは異なり、LPガス設備に 被害が無ければ、軒下在庫があるため、直ぐに供給停止とはならない。

②LPガス販売事業所内における連絡体制

正確な情報を得るため事業所内に指揮命令系統の責任者及び情報収集連絡係の専任者を予め選任す 既往の災害においても不正確な情報により、かえって混乱を生じたことがある。

また、連絡体制は、事業所の現状に即したものであること。

- イ. 災害等が発生した場合、LPガス供給先の倒壊、半壊等の被害件数等の具体的な被害情報を把握 出来なくても「被害あり・なし」という定性的情報もあることで災害があった地域の被災地域・範 囲を特定し、被災の全体像を把握できることになる
- ロ.しかし、当該報告がない場合には、被害のために連絡手段が封じられているのか、被害がないた めに報告がないのか等の状況がわからず、被災地域・範囲を特定すること等の被災の全体像を把握 することができないために対策が遅れることに繋がることから、被害の有無に拘わらず「被害あ
- リ・なし」の報告が不可欠である。
- ハ.従って、LPガス販売事業者及び各関係団体等は、行政等が速やかに災害対策をすることを可能 とすべく、「被害あり・なし」の情報を速やかに収集し、全国LPガス協会、行政(都道府県、監 督部、本省等)等に情報を伝達することが求められる。
- ニ.なお、LPガス販売事業者に対しては、災害時の報告は「被害なし」も報告するよう周知するこ とが必要である。

(3) 報告の伝達等

- 被災の有無に拘わらずLPガス販売事業者に係る情報を以下のいずれかの方法により、速やかにLP ①第一報では、都道府県LPガス協会(支部[地区会]を含む。)及び同協会所属のLPガス販売事業 者は、震度5弱以上の地震(自治体により設定が異なる)又は風水害等による災害が発生した場合、 ガス販売事業者自身の被災確認情報として「被災のある・なし」を報告すること。
- イ. 都道府県LPガス協会が作成している様式を用い、FAXにより被災確認情報を報告する例
- イ) LPガス販売事業者 → 都道府県LPガス協会

【資料 6-1-① LPガス販売事業者被災確認情報(第1報)】

ロ) 都道府県LPガス協会 → 全国LPガス協会

LPガス被害状況<緊急>報告書】 【資料 6-1-2

- ロ、その他の方法により、被災確認情報を報告する例
- 「(1) イ.」の記載事項を達成するための対応策の一つとして、関係団体が中心となって災害時等 における被災状況を確認するシステムを構築、運用することも考えられるが、実際に類似システム を構築し、運用している関東液化石油ガス協議会の事例を紹介する。

【資料7-1 大規模災害時被災情報システムの構築について】 ②第二報以降の報告、連絡は、「LPガス被害状況報告書」により、報告すること。

イ) LPガス販売事業者 → 都道府県LPガス協会

【資料 6-2 LPガス被災状況報告書 [販売事業者用]】

ロ)都道府県LPガス協会 → 全国LPガス協会

【資料6-3 LPガス被災状況報告書 [協会用]】 ③災害発生時に自発的に災害の情報を発信し、要請側と受け手側とで情報の共有化を図ることは、災害 対策をする上で極めて重要であり、都道府県LPガス協会及び支部 (地区会) に整備した緊急連絡網、 連絡体制が機能するかどうかを定期的に情報通報訓練・防災訓練等により確認し、①~②に記載した 事項を実効性のあるものとしておくこと。

- (4) 都道府県LPガス協会における連絡体制
- ①都道府県LPガス協会は、支部(地区会)及び所属するLPガス販売事業者との緊急連絡網等の連絡 体制を地域の実情に合わせて整備すること

②災害対策要綱、マニュアル等には、支部(地区会)及び所属するLPガス販売事業者との連絡につい て次の事項を規定すること。

- イ.「LPガス被害状況報告書」等の報告・情報の伝達に用いる書式
- 報告・情報の伝達方法(電話・FAX・メール等)
- 第一報時の伝達のタイミング(時間、発災の直後・当日・翌日等)
- 第二報以降の報告・情報の伝達

【資料7-2 高知県における情報収集体制 ((一社)高知県LPガス協会)】

- この場合の連絡体制は、
- イ)就業時間内における体制
- ロ)夜間、休日等就業時間外における体制

体制を定めると共に、交通・連絡通信網が災害により被災し、機能しない場合も含んだ従業員の行動 原則について次の事項を定めておくこと。

- イ)連絡先(社内・系列関連事業者・関係機関)
- 口)出社場所
- ハ)緊急対応・応急点検施設リスト及び分担

 - ニ)ガス漏れ時の対応

木)必要な資機材の確認

③集中監視システムによる情報収集体制の整備

LPガス販売事業者は、地震によるガスの遮断情報が自動的に集中監視センターに入り、被害情報を 把握することができるとともに、簡易な地震計として被害地域の把握が可能で、重点的な対策を速やか に講じることが可能となる集中監視システムによる情報収集体制の整備を推進すること 事例については、資料に記載した。

なお、集中監視システムにより災害現地の被災状況を把握し、被災地の復旧対応に役立った等の奏功

【資料11 LPガス集中監視システムを導入している保安機関との連携による奏功事例】 ④都道府県LPガス協会との連絡体制 LPガス販売事業者は、自社の被災状況と、震度5弱以上(自治体により設定が異なる)又は風水害 等により甚大な被害が発生した地域の情報を以下のいずれかの方法により、所属する各都道府県LPガ ス協会に対し、速やかにLPガス販売事業者自身の被災確認情報として「被災のある・なし」を第一報 において報告すること。

イ. 都道府県LPガス協会が作成している様式を用い、FAXにより被災確認情報を報告する例

【資料 6-1-② LPガス被害状況<緊急>報告書参照】

【資料6-1-①LPガス販売事業者被災確認情報(第1報)】

ロ、その他の方法により、被災確認情報を報告する例

集中監視システムを導入している場合を除き、現地の消費者先に出向かなければ、この数を確認するこ とは不可能であることから、平時において市区町村別のLPガス消費者世帯数を把握すれば、被災のあ の第一報時にその数を報告することで行政が被災の規模を予想し、災害対応等に役立てることができる その地域の被害状況やその他必要な情報を把握し、都道府県LPガス協会及び都道府県、市区町村に報 った地域の市区町村別に「供給が止まった世帯数」の概数を予想し得ることが可能となるため、行政へ 【資料7-1 災害時等被災確認情報システムについて】 ことを鑑み、LPガス協会支部(地区会)は、各市区町村別(地域)のLPガス消費者戸数を収集し、 告するとともに地域における必要な情報を入手し、LPガス設備の応急対策計画の立案を推進するこ LPガス消費者の被災数については、「①把握する情報の内容やタイミング」にて記載したとおり、

このため、全国のLPガス販売事業者は、都道府県LPガス協会等から市区町村別のLPガス消費者 世帯数について照会があった場合、その数を教示するよう協力すること。

また、あらかじめ災害発生時の第一報のあり方を含め情報収集とタイミングについても取り決めてお 【資料5-3 5-4 市町村別消費者世帯数調査票 こん

LPガス販売事業者は、以上の点を考慮し、災害時の活動が迅速に実施できるようLPガス協会支部 地区会)との連絡体制を整備しておくこと。

【資料7-2 高知県における情報収集体制 ((一社)高知県LPガス協会)】

まえ、正確な情報を得るために各 り接近しておくこと。 まえ、正確な情報を得るために各 り接近して機能しない場合も含め おくこと。 を予め選任すること。 を予め選任すること。 を予め選任すること。 を予め選任すること。 を予め選任すること。 を予め選任すること。 を予め選任すること。 を予め選任すること。 を予め選任すること。 を予め選任すること。 (の自主防攻組織との連絡体制 以下、名略 以下、名称 以下 名称 以下 名 以下 名 以下 名 以下 名 以下 名 以下 名 以下 名 以下 名		【旧版】 P. 41	【旧版】P.41	【旧版】P. 41	【旧版】P.36、1 行目~P.37、10 行目を移動		【旧版】P.41、下から 10 行目	(旧版JP.42・・「中核充填所」を整備した。	都道府県協会別中核充填所一覧表】	【旧版]P.42、下から 14 行目
ガス協会(支施 (地区会)を含む。) 自身が被災した場合の連絡体制、情報発信について、必当体制、代替指置等について、災害対策要綱、マニュアル等に提定しておくこと。 ける連絡体制、従業員の行動原制 においても不正確な情報により混乱を生じた事実を踏まえ、正確な情報を得るために各 においても不正確な情報により混乱を生じた事実を踏まえ、正確な情報を得るために各 においても不正確な情報により混乱を生じた事業を踏まえ、正確な情報を得るために各 においても不正確な情報にいる。連絡通信網が災害により検災して機能して、場合も含め 助原則を次のイーハに掲げる事項について各々定めておくこと。 間内における体制 所有等数 所有等数 がありまたの子がは変替によるガスの運断情報が自動的に集中監視センターに入り、被害情報 とができるとともに、簡易な地震計として被害地域の把握が可能で、重点的な対策を選 ことが可能となる課金機関との運動情報が自動的に集中監視センターに入り、被害情報 とができるとともに、簡易な地震計として被害地域の担握して必要は では、なるガスの運動情報が自動的に集中監視センターに入り、被害情報 とができるとともに、確認な地の被災状況を把握し、被災地の復旧対応に役立った等の後 では、資料に記載した。 高級システムを導入している保安機関との連絡体制 事業者等の防災体制・災害対策 通上の通路体制 事業者等の比較は必要を 通力ス協会と各地方な共団体等関係機関との連絡体制 事業者等の比較が複判。災害対策 通上の連絡体制 重要を含めた地が変換を 通力ス協会と各地方な共団体等関係機関との連絡体制 を対すには、 通力などの連絡体制 を対するとは、 2.244年の対策を 2.24		⑤都道府県、市区町村からの要請・連絡 以下、省略	⑥自主防災組織との連絡体制以下、省略	⑦日本液化石油ガス協議会との連絡体制以下、省略		_	(4) 中核充填所の連携体制の整備以下、省略			
(5) 上のガス版 (6) 都道角県 (7) 自主防災組 (6) 都道角県 (7) 自主防災組 (6) 都道角県 (7) 自主防災組 (7) 自主防災 (7) 自主防災 (7) 自主防災 (7) 自主防災 (7) 自主防災 (7) 自主放力 (7) 2股債	ガス協会(支部[地区会]を含む。)自身が被災した場合の連絡体制、 売事業者における連絡体制等 ける連絡体制、従業員の行動原則 においても不正確な情報により混乱を生じた事実を踏まえ、正確な情報 に即した連絡体制並びに交通・連絡通信網が災害により被災して機能! 動原則を次のイベハに掲げる事項について各々定めておくこと。 に指揮命令系統の責任者及び情報収集連絡係の専任者を予め選任する。 に指揮命令系統の責任者及び情報収集連絡係の専任者を予め選任する。 (社内・系列関連事業者・関係機関) 所 応・応急点検施設リスト及び分担 本時の対応 方上による情報収集体制の整備 た上よる情報収集体制の整備 た上よる情報収集体制の整備 た上よる情報収集体制の整備 ことが可能となる集中監視センター! とができるとともに、簡易な地震計として被害地域の把握が可能で、 ことが可能となる集中監視システムを推進すること。 監視システムにより災害現地の被災状況を把握し、被災地の復旧対応! では、資料に記載した。	(6)都近	(7) 自进以下、	(8) 日本液化石油ガス協議会との連絡体制以下、省略	ю Г	3-1 LPガス販売事業者等の平常時の対策以下、省略	(3)	【参考】中核充填所とは 東日本大震災において、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【資料 24 都道府県協会別中核充填所一覧表】	

1) 巡回表	(略)	1) 巡回表	描 瞅	
(1) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	資機材 等の確保 多数音・訓%	1) 巡回表 ~ 4) 復旧措置要領 5) 応急復旧用資機材	(XE)	
(5) (5) (7) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (9)	賞機材 等の確保 多教育・訓%	→ → (4) 復旧措置要領 → (5) 応急復旧用登機材	(場)	_
(6) (6) (6) (6) (6) (7)	資機材 等の確保 多数育・訓彩	5) 尽争復旧田洛辮材		
(5) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	等の確保多数音・訓練		(略)	
(5) (5) (6) (6) (6) (7.5	(略) タ等の確保 する教育・訓練	6)容器回収用資機材		
(5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	Vin/) 夕等の確保 する教育・訓練	~ ~ 7)消費者 11.2 ト	(86)	
(6) (6) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	夕等の確保 する教育・訓練			
(6) (6) 3-2 4 .	タ等の確保 する教育・訓練	配管地図		
3-2 4.	する教育・訓練	(6) 顧客の保安データ等の確保		【旧版】P.45、表の下1行目
3-2		(7) 防災・災害に関する教育・訓練	練	【旧版】P.46、図の下1行目
4	L P ガス販売事業者等の災害発生後の活動	2-2 LPガス販売事業者等の災害発生後の活動	喜発生後の活動	【旧版】P.48、1 行目
	都道府県LPガス協会等の防災体制・災害対策	3 都道府県LPガス協会等の防災体制・災害対策	災体制・災害対策	【旧版】P.49、1 行目
P.49 4-1 一般消費者等への保安啓発	の保安啓発	3-1 一般消費者等への保安啓発		【旧版】P.49、4 行目
P.50 4-2 指定地方公共団体の指定	体の指定	3-2 指定地方公共団体の指定		
P.50 4-3 防災協定等の見直し	直	3-3 防災協定等の見直し		
P.50 4-4 地域協力体制の整備	攤棚	3-4 地域協力体制の整備		
P.51 4-5 企業の枠を超えた	企業の枠を超えた点検・調査のルール作り	3-5 企業の枠を超えた点検・調査のルール作り	<u> 昏のルール作り</u>	
P.51 4-6 応援・受入れ体制の整備	制の整備	3-6 応援・受入れ体制の整備		
P.52 4-7 通信体制		3-7 通信体制		
P.52 4-8 緊急車両等		3-8 緊急車両等		
P.53 4-9 流出LPガス容器の回収体制の 東日本大震災では、住宅や自重 大量のLPガス容器が流出した。 また、平成30年7月豪雨では たことが確認されている。	流出しPガス容器の回収体制の確立 東日本大震災では、住宅や自動車、更には船舶まで流されるほどの大規模な津波が発生したため、 大量のLPガス容器が流出した。 また、平成30年7月豪雨では、岡山県内、愛媛県内にいて、約3,000 本のLPガス容器が流出し こことが確認されている。	3-9 流出LPガス容器の回収体制の確立 東日本大震災では、住宅や自動車、 大量のLPガス容器が流出した。	荒出LPガス容器の回収体制の確立 東日本大震災では、住宅や自動車、更には船舶まで流されるほどの大規模な津波が発生したため、 量のLPガス容器が流出した。	
流出したLPガ 府県LPガス協会 [資料 10-2	流出したLPガス容器が、放置されれば、重大な二次災害につながるおそれもあることから、都道 府県LPガス協会は、【流出容器等処理要綱】を参考に、流出容器の回収体制を整備する。 【資料10-2 平成30年7月5日からの大雨により流失したLP容器による事故防止について】 【資料16 津波で倒され流出した容器】 【資料17 津波で流出し回収された容器】 【資料17 津波で流出し回収された容器】 【資料17 津波で流出し回収された容器】 【資料17 津波で流出し回収された容器】 【資料21 平成30年7月豪雨の被災地現地調査】	流出したLPガス容器が、府県LPガス協会は、【流出乳	流出したLPガス容器が、放置されれば、重大な二次災害につながるおそれもあることから、都道府県LPガス協会は、【流出容器等処理要綱】を参考に、流出容器の回収体制を整備する。 【資料 10 流出容器等処理要綱】 【資料 16・17 流出容器事例・流出容器部回収事例】	
P.54 5. 一般消費者等における防災対策	5.17.50.05.20.35.35.35.35.35.35.35.35.35.35.35.35.35.	4. 一般消費者等における防災対策	和农	
P.54 <mark>5-1</mark> 日頃の準備事項		4-1 日頃の準備事項		

P.54	5-2 災害発生時の措置及び注意事項	4-2 災害発生時の措置及び注意事項	
P.54	5-3 大規模地震発生後の措置及び注意事項	4-3 大規模地震発生後の措置及び注意事項	
P.54	5-4 警戒宣言が発令された場合の措置及び注意事項	4-4 警戒宣言が発令された場合の措置及び注意事項	
P.55	6. LPガス応急供給に関する対策	5. LPガス応急供給に関する対策	
P.55	6-1 臨時的ガスの供給	5-1 臨時的ガスの供給	
P.56	6-2 LPガス燃料器具及びLPガス設備の確保	5-2 LPガス燃料器具及びLPガス設備の確保	
P.58	6-3 円滑な復旧のための啓発活動	5-3 円滑な復旧のための啓発活動	
P.65	参考1 14の対応策関係、抜粋・要約版	新規	
P.71	参考2 平成28年熊本地震におけるLPガス販売事業者等による安全点検等について(抄録)	新規	
P.74	[高知県LPガス協会「地震等災害に強いLPガス供給設備の基準」]	【高知県LPガス協会「地震等災害に強いLPガス供給設備の基準」】	【FY29 版】P.64
資料 1-2	以下、省略	以下、省略	
	【組象級化】	【副樂樂問】	
P.78	都道府県別の防災協定締結状況	新規	
資料 2-2	【平成30年度版テキスト参照】		
P.79	ハザードマップ	新規	
資料 2-3	【平成30年度版テキスト参照】		
資料 7-2	ページ削除(記載内容の趣旨を本文に掲載したため。)	【資料7-2】	【FY29 版】P.100
		災害時等被災確認情報システムの構築について	【資料 7-1】
0	NO 1-9-8/2		
P.109	【資料/-2】 土相指《単年祐字書書 おいって、「資料/-2】	インア・出発禁ライエアが辞録毛丼出帯※軒井十	[FY29 版]P.101~104 [冷點 7=1]
P.111	くの気がくららなりに対しています。これで、一番を	くがなくのではなりになって、このではないのでは、一切ではない。	
P.133	平成30年7月5日からの大雨により流出したLP容器による事故防止について(注意喚起)	新規	
資料 10-2	(平成30年度版テキスト参照)		
P.150	九州北部豪雨 (2017.7発生) による被害状況 (写真資料)	新規	
資料 20	(平成の)の年度協力主义ト参照		
P.151	平成30年7月豪雨による被害状況(写真資料)	節	
資料 21		2001 (1)	
	【平成30年度版テキスト参照】		
P.152	経済産業省による平成30年7月豪雨の被災地現地調査	新規	
資料 22	【平成30年度版テキスト参照】		
P.153	避難準備、避難勧告、避難指示のについて	新規	
資料 23	【平成30年度版テキスト参照】		
	1		

【FY29 版】P. 151【資料 21】	・県協会の所在地変更による。					[FY29 版]P.152【資料 22】	下段表				【FY29 版】P. 153 【資料 23】				
	FAX	鬼	075-314-6517 075-311-3067		*********		電話	留	03-3504-8021	盤		里里	留	052-951-0291	器
	TEL	盤	075-314-6	6F	<<				虎ノ門上野ビ			ビル名等	留		盤
	住 所	鬼	京都市右京区西院東中水町17	京都府中小企業会館(所在地	留	港区虎ノ門1-8-13 5 ル <mark>内</mark>	盤	経済産業省LPガス保安行政機関連絡先	所在地	留	名古屋市中区三 の丸2-5-2	智
			都市右京区西				ı⊢	盤	105-0001	盤	産業省LPナ	I	盤	460-8510	盤
3会連絡先	郵便番号	盤	615-0042 京			引体連絡先	林	盤	日本ガスメーター工業会	置	松梨	機関名	器	中部近畿産業保安監督部	짪
都道府県LPガス協会連絡先	会社名・団体名	(一社)滋賀県L Pガス協会	(一社)京都府し	Pガス協会		LPガス中央関係団体連絡先	各	-	5 日本ガスメー	ω ∤ σ		**	-	5 中部近畿産	e 01
m y- [FAX	盤	17 075-311-3067		757777777		電話	盤	03-3504-8021	留		電話	盤	052-951-0291	盤
	TEL	盤	075-314-6517						虎ノ門上野ビ			ビル名等	器	中部経済産業 局総合庁舎	盤
	住 所	翟	京都府京都市南区吉祥院宮ノ西町9-1	KONAËN 2F			所在地	留	港区虎ノ門1-8-13 虎 ル 4F	器	経済産業省LPガス保安行政機関連絡先	所在地	留	名古屋市中区三 中 の丸2-5-2 局	짪
	41		鄒府京都市南▷				I	盤	105-0001	盤	産業省LPガ	I	盤	460–8510	盤
\$\$今連絡先	郵便番号	盤	601-8306 京書		71171717	引体連絡先	华 2	盤	日本ガスメーター工業会	智	経済	機関名	智	中部近畿産業保安監督部	盤
都道府県LPガス協会連絡先	会社名・団体名	(一社)滋賀県し Pガス協会	(一社)京都府し	P ガス協会		P ガス中央関係団体連絡先	各	-	5 日本ガスメ-	ဖ			-	5 中部近畿産	01
P.167 都		資料 25 上から	2行目 (P.168	資料 26		5行目	, -	P.169		資料 27 5 行目 6		